

地震対策編

地震対策編 目 次

総 則			頁
第1章 総 則			
第1節	計画の目的		1
	1 計画作成の目的	危機管理課	1
	2 計画の性格及び基本方針	危機管理課	1
	3 計画の構成	危機管理課	2
第2節	予想される災害		2
	1 第4次地震被害想定	危機管理課	3
	2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等）の被害想定の結果	危機管理課	3
	3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果	危機管理課	6
	4 相模トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（大正型関東地震）の被害想定の結果	危機管理課	12
	5 相模トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（元禄型関東地震）の被害想定の結果	危機管理課	14
	6 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する新レベル1地震の津波（宝永型地震、安政東海型地震、5地震総合モデル）の想定結果	危機管理課	16
	7 土砂災害発生による被害	河川課	17
	8 道路被害	市街地整備課 道路管理課 道路建設課	17
	9 橋梁被害	道路建設課 道路管理課	17
	10 河川被害	河川課	17
	11 上水道施設被害	上水道工務課	18
	12 消防水利施設被害	危機管理課	18
	13 下水道施設被害	下水道整備課	18
	14 電信電話施設被害	危機管理課	18
	15 電気施設被害	危機管理課	19
	16 都市ガス施設被害	危機管理課	19
	17 鉄道施設被害	危機管理課（JR東海）	20
	18 危険物施設等の被害	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	20
第3節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱		21
	1 計画の目的	危機管理課	21
	2 計画の内容	危機管理課	21
	3 市	危機管理課	21
	4 消防本部	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	21
	5 静岡県	危機管理課	22
	6 指定地方行政機関	危機管理課	22
	7 指定公共機関	危機管理課	25
	8 指定地方公共機関	危機管理課	27
	9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	危機管理課	28
	10 自衛隊	危機管理課	28
	11 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者	危機管理課	29

発 災 前

第2章 平常時対策		頁
第1節	計画の目的	31
	危機管理課	31
第2節	防災思想の普及	31
	危機管理課	31
第3節	自主防災活動	31
	危機管理課	31
第4節	地震防災訓練の実施	31
	1 計画の目的	危機管理課 福祉事務所 31
	2 市の計画	危機管理課 31
	3 防災関係機関の計画	危機管理課 33
第5節	地震災害予防対策の推進	34
	1 計画の目的	危機管理課 34
	2 消防用施設の整備	危機管理課 (駿東伊豆消防本部) 34
	3 緊急消防援助隊の受援体制	危機管理課 (駿東伊豆消防本部) 35
	4 火災の予防対策	危機管理課 (駿東伊豆消防本部) 35
	5 建築物等の耐震対策	住宅政策課 36
	6 被災建築物等に対する安全対策	住宅政策課 38
	7 地盤災害の予防対策	開発指導課 河川課 危機管理課 38
	8 落下倒壊危険物対策	開発指導課 住宅政策課 道路管理課 緑地公園課 39
	9 危険予想地域における災害の予防	危機管理課 河川課 40
	10 被災者の救出活動対策	危機管理課 43
	11 要配慮者の支援	健康づくり課 地域自治課 福祉事務所 44
	12 生活の確保	資産活用課 市民課 健康づくり課 国民健康保険課 福祉事務所 商工振興課 産業政策課 観光戦略課 クリーンセンター管理課 クリーンセンター収集課 環境政策課 公共建築課 住宅政策課 水道総務課 危機管理課 44
	13 緊急輸送活動の体制の整備	道路建設課 道路管理課 建設デザイン政策課 49
	14 災害廃棄物の処理体制の整備	クリーンセンター管理課 クリーンセンター収集課 環境政策課 新中間処理施設整備室 49
	15 公共土木施設等の応急復旧	道路建設課 道路管理課 49
	16 情報システムの整備	I C T推進課 49
	17 地震防災(災害)対策用車両の確保	資産活用課 49
	18 文化財に対する防災対策	文化振興課 50
	19 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	危機管理課 50

第3章 地震防災施設緊急整備計画			頁	
第1節	計画の目的		51	
			危機管理課	51
第2節	地震防災施設整備方針		51	
		1 方針策定の主旨	危機管理課	51
		2 防災業務施設の整備	危機管理課	51
		3 地域の防災構造化	まちづくり政策課 危機管理課 住宅政策課 道路建設課 道路管理課 市街地整備課	51
		4 緊急輸送路の整備	水産海浜課 道路建設課 道路管理課	52
		5 防災上重要な建物の整備	政策企画課 地域自治課 資産活用課 健康づくり課 福祉事務所 学校管理課 文化振興課 ウィズスポーツ課 危機管理課	52
		6 災害防止事業	危機管理課 水産海浜課 河川課	53
		7 災害応急対策用施設等の整備	資産活用課 健康づくり課 上水道工務課 病院事務局 危機管理課	53
第3節	地震対策緊急整備事業計画		53	
			危機管理課	53
第4節	地震防災緊急事業五箇年計画		53	
			危機管理課	53

南海トラフ地震臨時情報への対応			
第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応			頁
I	南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における災害応急対策に係る措置		55
	第1節	南海トラフ地震臨時情報(調査中)の伝達等	55
		危機管理課	55
II	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合における災害応急対策に係る措置		55
	第1節	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の伝達等	55
		危機管理課	55
	第2節	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された後の周知	56
		危機管理課	56
	第3節	災害応急対策をとるべき期間等	56
		危機管理課	56
	第4節	市のとるべき措置	56
		危機管理課	56
III	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合における災害応急対策に係る措置		57
	第1節	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の伝達、災害対策本部等の設置等	57
		危機管理課	57
	第2節	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された後の周知	57
		危機管理課	57
	第3節	災害応急対策をとるべき期間等	58
		危機管理課	58
	第4節	避難対策等	58
		1 地域住民等の事前避難行動等	58
		2 避難所の運営	59
	第5節	消防機関等の活動	60
		危機管理課	60
	第6節	警備対策	60
		危機管理課	60
	第7節	水道、電気、ガス、通信、放送関係	60
		1 水道	60
		2 電気	60
		3 ガス	60
		4 通信	60
		5 放送	61
	第8節	金融	61
		危機管理課	61
	第9節	交通	61
		1 道路	61
		2 海上	61
		3 鉄道	61
	第10節	市が管理等を行う施設等に関する対策	62
		1 防災上重要な施設に対する措置	62
		2 不特定かつ多数の者が出入りする施設に対する措置	62
	第11節	滞留旅客等に対する措置	63
		危機管理課 産業振興部	63

発 災 後

第5章 災害応急対策		頁
第1節	計画の目的	65
		危機管理課
第2節	防災関係機関の活動	65
	1 計画の目的	危機管理課
	2 市	危機管理課
	3 消防本部	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)
	4 防災関係機関	危機管理課
第3節	情報活動	67
		危機管理課
第4節	広報活動	67
		危機管理課 広報課
第5節	緊急輸送活動	67
		危機管理課 資産活用課 福祉事務所 沼津駅周辺整備部 商工振興課 産業政策課 観光戦略課 ウィズスポーツ課 水産海浜課 道路管理課 まちづくり政策課 危機管理課
第6節	広域応援活動	68
		総務課 契約検査課 政策企画課 危機管理課
第7節	災害の拡大及び二次災害防止活動	68
	1 計画の目的	危機管理課
	2 消防活動	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)
	3 水防活動	河川課
	4 人命の救出活動	危機管理課
	5 被災建築物等に対する安全対策	住宅政策課
第8節	避難活動	70
		総務課 契約検査課 政策企画課 地域自治課 健康づくり課 福祉事務所 教育委員会事務局 危機管理課
第9節	社会秩序を維持する活動	70
		危機管理課
第10節	交通の確保対策	70
		生活安心課 資産活用課 道路建設課 道路管理課 建設デザイン政策課 総務課 水産海浜課 危機管理課

第11節	地域への救援活動		71
	1 計画の目的	危機管理課	71
	2 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保	市民課 福祉事務所 危機管理課 商工振興課 産業政策課 観光戦略課 ウィズスポーツ課	71
	3 給水活動	水道総務課 上水道工務課 水道サービス課	71
	4 燃料の確保	商工振興課 産業政策課 観光戦略課 ウィズスポーツ課	71
	5 医療救護活動	健康づくり課 病院事務局	71
	6 し尿処理	クリーンセンター管理課 クリーンセンター収集課	71
	7 廃棄物（生活系）処理	クリーンセンター管理課 クリーンセンター収集課 環境政策課 新中間処理施設整備室	71
	8 災害廃棄物処理	クリーンセンター管理課 クリーンセンター収集課 環境政策課 新中間処理施設整備室	71
	9 防疫活動	健康づくり課 クリーンセンター管理課	71
	10 遺体の捜索及び措置	市民課 福祉事務所	71
	11 応急住宅の確保	福祉事務所 公共建築課 住宅政策課	71
	12 ボランティア活動への支援	福祉企画課 危機管理課	72
	13 被災者生活の支援	生活安心課	72
第12節	学校における災害応急対策及び応急教育計画の内容		72
		教育企画課 学校教育課 学校管理課 市立高	72
第13節	被災者の生活再建等への支援		72
		福祉事務所	72
第14節	市有施設及び設備等の対策		72
	1 計画の目的	危機管理課	72
	2 行政無線施設	危機管理課	72
	3 公共施設等	I C T推進課 資産活用課 農林農地課 水産海浜課 河川課 道路建設課 道路管理課 建設デザイン政策課	72
第15節	防災関係機関等の講ずる災害応急対策		74
	1 計画の目的	危機管理課	74
	2 防災関係機関の対策	道路建設課 道路管理課 水道部 危機管理課	74
第16節	地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策		76
	1 計画の目的	危機管理課	76
	2 計画の内容	危機管理課	76
	3 各施設・事業所に共通の事項	危機管理課	76
	4 各施設・事業所の計画において定める個別の事項	健康づくり課 道路管理課 水道部 病院事務局 教育委員会事務局 福祉事務所	76

復旧・復興期

第6章 復旧・復興対策		頁
第1節	計画の目的	79
		危機管理課
第2節	防災関係機関の活動	79
	1 計画の目的	危機管理課
	2 震災復興本部	危機管理課 政策企画課 人事課 総務課 契約検査課
	3 災害対策本部との調整	危機管理課 政策企画課 人事課 契約検査課
	4 防災会議の開催等	危機管理課
	5 震災復興対策会議	政策企画課 人事課 危機管理課
	6 他の自治体に対する応援要請	総務課 人事課 危機管理課 契約検査課 政策企画課
	7 防災関係機関	危機管理課 福祉事務所
第3節	激甚災害の指定	84
		政策企画課 財政課 総務課 契約検査課
第4節	震災復興計画の策定	85
	1 計画の目的	政策企画課
	2 計画策定の体制	政策企画課
	3 計画の構成	政策企画課
	4 計画の基本方針	政策企画課
	5 計画の公表	広報課
	6 国・県等との調整	危機管理課 政策企画課
第5節	復興財源の確保	85
	1 計画の目的	財政課
	2 予算の編成	財政課
	3 復興財源の確保	財政課
第6節	静岡県震災復興基金への協力	86
	1 計画の目的	財政課
	2 震災復興基金の設立	財政課
第7節	復旧事業の推進	87
	1 計画の目的	産業振興部 都市計画部 建設部 水道部
	2 復旧計画の策定	産業振興部 建設部 水道部 危機管理課
	3 基盤施設の復旧	産業振興部 都市計画部 建設部 水道部
第8節	都市の復興	88
	1 計画の目的	産業振興部 都市計画部
	2 都市復興計画の策定	産業振興部 都市計画部
	3 都市の復興	産業振興部 都市計画部 建設部 水道部

第9節	被災者の生活再建支援		89
	1 計画の目的	市民福祉部	89
	2 恒久住宅対策	住宅政策課 公共建築課	89
	3 災害弔慰金等の支給	市民福祉部	89
	4 被災者の経済的再建支援	財政課 市民福祉部 納税管理課 資産税課 市民税課	89
	5 雇用対策	商工振興課 産業政策課	89
	6 要配慮者の支援	地域自治課 国民健康保険課 健康づくり課 福祉事務所 教育委員会事務局	90
	7 生活再建支援策等の広報・PR	広報課 地域自治課	90
	8 相談窓口の設置	生活安心課 市民福祉部	91
9 保険の活用	危機管理課	91	
第10節	地域経済復興支援		91
	1 計画の目的	産業政策課 商工振興課	91
	2 産業復興計画の策定	産業政策課 商工振興課	91
	3 中小企業を対象とした支援	産業政策課 商工振興課	92
	4 農林漁業者を対象とした支援	水産海浜課 農林農地課	92
	5 地域経済の復興への支援	産業政策課 商工振興課 観光戦略課	93

東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策		頁
第1節	計画の目的	95
		危機管理課 95
第2節	防災関係機関の活動	95
	1 計画の目的	危機管理課 95
	2 活動の内容	危機管理課 95
第3節	職員配備	103
	1 計画の目的	人事課 103
	2 配備の発令	人事課 危機管理課 103
	3 職員の配備	人事課 103
	4 配備の基本	人事課 危機管理課 103
	5 配備体制の移行	人事課 危機管理課 103
	6 活動の報告	人事課 103
	7 応援職員の要請	人事課 総務課 103
	8 各部の組織計画	危機管理課 103
第4節	通信活動	103
	1 計画の目的	危機管理課 103
	2 通信網の整備	水道総務課 危機管理課 103
第5節	情報活動	104
	1 計画の目的	危機管理課 104
	2 市	危機管理課 104
	3 防災関係機関	危機管理課 105
第6節	広報活動	105
	1 計画の目的	広報課 105
	2 市	広報課 105
	3 防災関係機関	広報課 106
	4 住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法	広報課 危機管理課 106
第7節	自主防災組織活動	107
	1 計画の目的	危機管理課 107
	2 活動の内容	広報課 健康づくり課 商工振興課 産業政策課 観光戦略課 ウィズスポーツ課 河川課 危機管理課 107
第8節	緊急輸送活動	109
	1 計画の目的	危機管理課 109
	2 市	資産活用課 道路建設課 道路管理課 建設デザイン政策課 沼津駅周辺整備部 まちづくり政策課 109
	3 防災関係機関	資産活用課 道路建設課 道路管理課 まちづくり政策課 110
第9節	自衛隊の支援	110
	1 計画の目的	総務課 政策企画課 契約検査課 危機管理課 110
	2 県に対する要請	総務課 政策企画課 契約検査課 危機管理課 110
	3 地震防災派遣部隊の受入	総務課 政策企画課 契約検査課 危機管理課 110

第10節	避難活動		111
	1 計画の目的	危機管理課	111
	2 避難対策	危機管理課	111
	3 避難の方法	福祉事務所 危機管理課	112
	4 船舶の避難対策	水産海浜課	113
	5 避難地の設置及び避難生活	地域自治課 教育委員会事務局	114
	6 避難地配備職員の活動	危機管理課	114
第11節	社会秩序を維持する活動		115
	市の対応措置	商工振興課 産業政策課 観光戦略課 ウィズスポーツ課	115
第12節	交通の確保活動		115
	1 計画の目的	生活安心課	115
	2 陸上交通の確保対策	生活安心課 資産活用課 道路管理課	115
	3 海上交通の確保対策	水産海浜課	117
	4 障害物の除去	道路管理課	117
	5 工作作業隊の編成	道路建設課	118
第13節	地域への救援活動		119
	1 計画の目的	危機管理課	119
	2 食料及び日用品の確保	市民課 商工振興課 産業政策課 観光戦略課 ウィズスポーツ課	119
	3 飲料水等の確保	水道総務課 上水道工務課 水道サービス課	120
	4 医療救護、防疫・保健衛生活動及び廃棄物処理	健康づくり課 クリーンセンター管理課 クリーンセンター収集課 環境政策課	121
第14節	市有施設設備等の防災措置		121
	1 計画の目的	危機管理課	121
	2 無線通信施設等	危機管理課	122
	3 公共施設等	資産活用課 水産海浜課 建設部	122
	4 コンピュータ	I C T 推進課	123
第15節	防災関係機関の講ずる生活及び安全確保の措置		123
	1 計画の目的	危機管理課	123
	2 防災関係機関の計画	危機管理課	124
第16節	地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策		128
	1 計画の目的	危機管理課	128
	2 計画の内容	危機管理課	128
	<各施設・事業所の計画において定める個別事項>	健康づくり課 福祉事務所 商工振興課 産業政策課 観光戦略課 ウィズスポーツ課 水道総務課 教育委員会事務局	130
第17節	市が管理又は運営する施設等の地震防災応急計画		133
	1 計画の目的	資産活用課 危機管理課	133
	2 応急計画の内容	福祉事務所 病院事務局 水道総務課 教育委員会事務局	133

第1章

総則

第1節 計画の目的

この計画は、南海トラフ地震等の地震災害に対応するための防災計画を定めるものである。

なお、第4章は南海トラフ地震臨時情報への対応を、第5章は地震災害が発生した場合の市等の災害応急対策を、第6章は、大規模地震発生後の緊急に実施すべき災害対応に一定の目途が立った後の復旧・復興対策について定めるものである。

1 計画作成の目的

わが国の太平洋側は、周期的に南海トラフ沿いを震源域とする大地震が発生しているが、遠州灘東部から駿河湾奥にかけては、1854年の安政東海地震以降このような大地震がなく地殻の歪みが蓄積している。このため、東海地方は近い将来、大地震が発生するおそれ大きいといわれている。

もし、南海トラフ沿いで地震が発生すれば、その規模はマグニチュード8～9クラスの巨大地震であり、本市は震度6強の激しい揺れになるものとみられている。

この地震により、本市は有効な対策を講じなければ、地震動による家屋の倒壊や山崩れ、津波等直接被害に加え、交通輸送手段のスピード化、自動車のふくそう、危険物施設の増大、人口の市街地への集中等災害拡大要因の飛躍的増大と相まって災害は未曾有の規模となるおそれがある。

このような広域かつ激甚な大地震に対処するため、地震防災対策強化地域の指定、当該地域の地震の予知、予知に基づく地震災害に関する東海地震注意情報、警戒宣言等の事前防災措置、地震防災のための施設の整備等を内容とする大規模地震対策特別措置法が第84国会において成立し、昭和53年6月15日公布された。

この法により、本市を含め6県167市町村は、大規模な地震が発生するおそれが特に大きく、著しい地震災害が生ずるおそれがあるとして、昭和54年8月7日地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に、また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法により、1都2府26県707市町村が、平成26年3月28日南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された。

この計画は、大規模地震対策特別措置法に基づき、強化地域に指定及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法による、推進地域に指定されたことにより、平常時に実施する防災対策（以下「平常時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、南海トラフ地震臨時情報が発表された時に実施する地震防災応急対策及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより、市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。

また、この計画は、大規模地震特別措置法第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び首都直下地震対策特別措置法第22条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」を含むものである。

2 計画の性格及び基本方針

- (1) この計画は、災害対策基本法第42条に基づき作成されている「沼津市地域防災計画」の地震対策編とする。
- (2) この計画は、大規模地震対策特別措置法第6条の規定により作成する「地震防災強化計画」を含むものとする。
- (3) この計画は、市、防災関係機関、事業所及び市民等が地震対策に取り組むための基本方針で

ある。

- (4) この計画のうち、第3章は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律及び地震防災対策特別措置法に基づく地震対策事業並びにその他の地震対策事業について定める。
- (5) この計画は、状況の変化に対応できるよう毎年見直しを行うものとする。

3 計画の構成

計画の部の構成は次の6章による。

第1章 総則

この計画の目的、性格、構成、第4次地震被害想定など計画の基本となる事項

第2章 平常時対策

平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策

第3章 地震防災施設緊急整備計画

整備すべき防災事業の種類、目的、内容等

第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応

南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

第5章 災害応急対策

地震災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の対策

第6章 復旧・復興対策

災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧・復興対策

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

東海地震注意情報が発表され又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで、又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策

第2節 予想される災害

本市に著しい被害を発生させる恐れがある地震・津波としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震(マグニチュード8クラス)がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として東南海地震や南海地震(それぞれマグニチュード8クラス)があり、また、これらの地震を総称して南海トラフ地震と呼び、いくつかのプレート境界で連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震(マグニチュード7.9程度)や神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震がある。

また、東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震(マグニチュード9クラス)や元禄型関東地震(マグニチュード8.1程度)などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。

この他、山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。市は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、これらのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含む様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する必要がある。

津波については、上記地震によるもののほか、南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生し

た地震による遠地津波についても警戒が必要である。

1 第4次地震被害想定

地震によって、県内においてどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算した結果を示し、的確かつ効果的な防災対策の樹立に資するものである。試算については、県内において、最大級の災害が想定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」などを踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波を対象とした。なお、試算に用いた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。

区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 宝永型地震（※1） 安政東海型地震（※1） 5地震総合モデル（※1）	南海トラフ巨大地震（内閣府（2012））
相模トラフ沿いで発生する地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震（※2） 相模トラフ沿いの最大クラスの地震（内閣府（2013））

※1 本県の津波浸水想定に必要な範囲で内閣府と相談しながら新しい知見に基づく独自の津波断層モデルを、検討対象に追加した（平成27年6月）。

※2 相模トラフ沿いでは約200～400年間隔で海溝型（プレート境界型）の地震が発生しており、このうち元禄16年（1703年）元禄関東地震は大正12年（1923年）大正関東地震に比べ広い震源域を持つ既往最大の地震とされている。

注）内閣府（2012）：南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について（以下同じ）

内閣府（2013）：首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の資源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書

なお、この試算値は、今後、適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに住民の防災への自助・共助の努力を積み重ねることによって、大幅に減少させることができると考えられる。

2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等）の被害想定の結果

(1) 概説

この試算は、駿河トラフから南海トラフの領域を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等が発生した場合を想定して行ったものである。試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。なお、強震断層モデルは、レベル1の地震とレベル2の地震との間で地震動の強さに本質的な差がないとの前提の下、暫定的にレベル2の地震と同じもの（内閣府（2012）の基本ケース）を使用している。津波断層モデルは、中央防災会議（2003）の東海・東南海・南海地震のモデルを使用している。

注）中央防災会議（2003）：「東南海、南海地震等に関する専門調査会」（第16回）報告書

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因す

る建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

(2) 建物等被害に係る想定結果

(単位：棟)

項 目	被 害 区 分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地 震 動	全 壊	700			700
	半 壊	4,700			4,700
液 状 化	全 壊	100			100
	半 壊	300			300
人 工 造 成 地	全 壊	—			—
	半 壊	—			—
津 波	全 壊	1,200			1,200
	半 壊	1,200			1,200
山 ・ 崖 崩 れ	全 壊	80			80
	半 壊	200			200
火 災	焼 失	10	10	30	—
建 物 棟 数		68,427			
建 物 被 害 総 数	全 壊 及 び 焼 失	2,100	2,100	2,200	2,100
	半 壊	6,500			6,500
建 物 被 害 率	全 壊 及 び 焼 失	3%			3%
	半 壊	9%			9%

「—」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(3) 人的被害に係る想定結果

(単位：人)

項 目	被害区分	予知なし			予知あり			
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
建 物 倒 壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	死 者 数	10 (一)	— (一)	10 (一)	— (一)	— (一)		
	重 傷 者 数	70 (20)	80 (20)		20 (10)	20 (一)		
	軽 傷 者 数	800 (100)	500 (100)		200 (20)	200 (20)		
津	早期避難率高 + 呼びかけ	死 者 数	2,500	1,000	1,300	400	300	
		重 傷 者 数	50	20		10	10	
		軽 傷 者 数	100	40		20	10	
波	早期避難率低	死 者 数	3,500	2,200	2,800			
		重 傷 者 数	90	50				
		軽 傷 者 数	200	100				
山 ・ 崖 崩 れ	死 者 数	10	—	10	—	—		
	重 傷 者 数	—	—		—	—		
	軽 傷 者 数	—	—		—	—		
火 災	死 者 数	—	—	—	—	—		
	重 傷 者 数	—	—		—	—		
	軽 傷 者 数	—	—		—	—		
ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死 者 数	—	—	—	—	—		
	重 傷 者 数	—	—		—	—		
	軽 傷 者 数	—	—		—	—		
死 傷 者 数 合 計	早期避難率高 + 呼びかけ	死 者 数	2,500	1,000	1,300	400		
		重 傷 者 数	100	100		30		
		軽 傷 者 数	900	600		200		
	早期避難率低	死 者 数	3,500	2,200	2,800			
		重 傷 者 数	200	100				
		軽 傷 者 数	900	700				
自力脱出困難者数・ 要救助者数	地 震 動							
	津 波	40	30	30				

「—」：被害わずか 「空欄」：データの発表なし

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波(南海トラフ巨大地震)の被害想定の結果

(1) 概説

この試算は、東側を駿河湾における南海トラフのトラフ軸（富士川河口断層帯を含む）とし、南西側（日向灘側）を九州・パラオ海嶺の北側でフィリピン海プレートが厚くなる領域までを震源域に、マグニチュード9程度の地震が発生した場合を想定して行ったものである。試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、中央防災会議（2011）等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。

注）中央防災会議（2011）：「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

(2) 建物等被害に係る想定結果

【地震動：基本ケース、津波：ケース①】

（単位：棟）

項 目	被 害 区 分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地 震 動	全 壊	700			700
	半 壊	4,500			4,500
液 状 化	全 壊	100			100
	半 壊	300			300
人 工 造 成 地	全 壊	—			—
	半 壊	—			—
津 波	全 壊	3,900			3,900
	半 壊	5,900			5,900
山 ・ 崖 崩 れ	全 壊	80			80
	半 壊	200			200
火 災	焼 失	10			
建 物 棟 数		68,427			
建 物 被 害 総 数	全 壊 及 び 焼 失	4,800			4,800
	半 壊	11,000			11,000
建 物 被 害 率	全 壊 及 び 焼 失	7%			7%
	半 壊	16%			16%

「—」：被害わずか

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

【地震動：陸側ケース、津波：ケース①】

(単位：棟)

項 目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地 震 動	全 壊	50			50
	半 壊	1,100			1,100
液 状 化	全 壊	70			70
	半 壊	200			200
人 工 造 成 地	全 壊	—			—
	半 壊	—			—
津 波	全 壊	4,000			4,000
	半 壊	6,200			6,200
山 ・ 崖 崩 れ	全 壊	40			40
	半 壊	100			100
火 災	焼 失	—	—	10	—
建 物 棟 数		68,427			
建 物 被 害 総 数	全 壊 及 び 焼 失	4,200			4,100
	半 壊	7,600			7,600
建 物 被 害 率	全 壊 及 び 焼 失	6%			6%
	半 壊	11%			11%

「—」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

【地震動：東側ケース、津波：ケース①】

(単位：棟)

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	1,600			1,600
	半壊	6,800			6,800
液化	全壊	100			100
	半壊	300			300
人工造成地	全壊	—			—
	半壊	—			—
津波	全壊	3,900			3,900
	半壊	5,500			5,500
山・崖崩れ	全壊	100			100
	半壊	200			200
火災	焼失	10		400	—
建物棟数		68,427			
建物被害総数	全壊及び焼失	5,600		6,000	5,600
	半壊	13,000			13,000
建物被害率	全壊及び焼失	8.%		9%	8%
	半壊	19%			19%

「—」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(3) 人的被害に係る想定結果

【地震動：基本ケース、津波：ケース①】

(単位：人)

項 目	被害区分	予知なし			予知あり			
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
建 物 倒 壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	死 者 数	10 (一)	— (一)		— (一)	— (一)	— (一)	
	重 傷 者 数	70 (20)	80 (20)		20 (10)	20 (一)		
	軽 傷 者 数	800 (100)	500 (100)		200 (20)	200 (20)		
津 早期避難率高 + 呼びかけ	死 者 数	8,200	2,700		1,500	800	1,000	
	重 傷 者 数	300	30		70	30		
	軽 傷 者 数	500	70		100	60		
波 早期避難率低	死 者 数	13,000	7,000					
	重 傷 者 数	600	200					
	軽 傷 者 数	1,200	500					
山 ・ 崖 崩 れ	死 者 数	10	—		—	—	—	
	重 傷 者 数	—	—		—	—		
	軽 傷 者 数	—	—		—	—		
火 災	死 者 数	—	—		—	—	—	
	重 傷 者 数	—	—		—	—		
	軽 傷 者 数	—	—		—	—		
ブロック塀の転倒、 屋 外 落 下 物	死 者 数	—	—		—	—	—	
	重 傷 者 数	—	—		—	—		
	軽 傷 者 数	—	—		—	—		
死 傷 者 数 合 計	早期避難率高 + 呼びかけ	死 者 数	8,300	2,800		1,500	800	1,000
		重 傷 者 数	300	100		90	50	
		軽 傷 者 数	1,300	600		400	200	
	早期避難率低	死 者 数	13,000	7,000				
		重 傷 者 数	700	300				
		軽 傷 者 数	1,900	1,000				
自力脱出困難者数・ 要 救 助 者 数	地 震 動							
	津 波	40	30	30				

「—」：被害わずか 「空欄」：データの発表なし

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。

- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者

- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

【地震動：陸側ケース、津波：ケース①】

(単位：人)

項 目	被害区分	予知なし			予知あり			
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
建 物 倒 壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	死 者 数	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
	重 傷 者 数	10 (—)	10 (10)		— (—)	— (—)		
	軽 傷 者 数	200 (60)	200 (60)		60 (10)	70 (10)		
津 早期避難率高 + 呼びかけ	死 者 数	8,200	2,700	3,400	1,500	800	1,000	
	重 傷 者 数	300	30		70	30		
	軽 傷 者 数	500	70		100	60		
波 早期避難率低	死 者 数	13,000	7,000	8,800				
	重 傷 者 数	600	200					
	軽 傷 者 数	1,200	500					
山 ・ 崖 崩 れ	死 者 数	—	—	—	—	—	—	
	重 傷 者 数	—	—	—	—	—	—	
	軽 傷 者 数	—	—	—	—	—	—	
火 災	死 者 数	—	—	—	—	—	—	
	重 傷 者 数	—	—	—	—	—	—	
	軽 傷 者 数	—	—	—	—	—	—	
ブロック塀の転倒、 屋 外 落 下 物	死 者 数	—	—	—	—	—	—	
	重 傷 者 数	—	—	—	—	—	—	
	軽 傷 者 数	—	—	—	—	—	—	
死 傷 者 数 合 計	早期避難率高 + 呼びかけ	死 者 数	8,200	2,700	3,400	1,500	800	1,000
		重 傷 者 数	300	50		70	30	
		軽 傷 者 数	700	300		200	100	
	早期避難率低	死 者 数	13,000	7,000	8,800			
		重 傷 者 数	600	300				
		軽 傷 者 数	1,400	700				
自力脱出困難者数・ 要 救 助 者 数	地 震 動	—	—	—				
津 波	—	—	—					

「—」：被害わずか 「空欄」：データの発表なし

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・倒 壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。

・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者

・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

【地震動：東側ケース、津波：ケース①】

(単位：人)

項 目	被害区分	予知なし			予知あり			
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
建 物 倒 壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	死 者 数	20 (10)	10 (一)	10 (一)	10 (一)	— (一)	— (一)	
	重 傷 者 数	100 (30)	200 (30)		40 (10)	40 (10)		
	軽 傷 者 数	1,200 (100)	800 (100)		300 (30)	200 (30)		
津 早期避難率高 + 呼びかけ	死 者 数	8,200	2,700	3,400	1,500	800	1,000	
	重 傷 者 数	300	30		70	30		
	軽 傷 者 数	500	70		100	60		
波 早期避難率低	死 者 数	13,000	7,000	8,800				
	重 傷 者 数	600	200					
	軽 傷 者 数	1,200	500					
山 ・ 崖 崩 れ	死 者 数	10	—	10	—	—		
	重 傷 者 数	10	—		—	—		
	軽 傷 者 数	10	—		—	—		
火 災	死 者 数	—	—	—	—	—		
	重 傷 者 数	—	—		—	—		
	軽 傷 者 数	—	—		—	—		
ブロック塀の転倒、 屋 外 落 下 物	死 者 数	—	—	—	—	—		
	重 傷 者 数	—	—		—	—		
	軽 傷 者 数	—	—		—	—		
死 傷 者 数 合 計	早期避難率高 + 呼びかけ	死 者 数	8,300	2,800	3,400	1,500	800	1,000
		重 傷 者 数	400	200		100	70	
		軽 傷 者 数	1,700	900		500	300	
	早期避難率低	死 者 数	13,000	7,100	8,800			
		重 傷 者 数	800	400				
		軽 傷 者 数	2,400	1,300				
自力脱出困難者数・ 要 救 助 者 数	地 震 動	90	50	90				
	津 波							

「—」：被害わずか 「空欄」：データの発表なし

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒 壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

4 相模トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波(大正型関東地震)の被害想定の結果

(1) 概説

この試算は、南関東地域直下の地震のうち、県内に大きな影響が想定される大正型関東地震が発生した場合を想定して行ったものである。

試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例を参考に数値計算を行い、地震動・液状化危険度及び津波高の想定をしている。

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

(2) 建物等被害に係る想定結果

(単位：棟)

項 目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
地震動	全壊	300		
	半壊	3,000		
液状化	全壊	90		
	半壊	300		
人工造成地	全壊	—		
	半壊	—		
津波	全壊	—		
	半壊	50		
山・崖崩れ	全壊	80		
	半壊	200		
火災	焼失	—	10	20
建物棟数		68,427		
建物被害総数	全壊及び焼失	500		
	半壊	3,500		
建物被害率	全壊及び焼失	0.7%		
	半壊	5.1%		

「—」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(3) 人的被害に係る想定結果

(単位:人)

項 目		被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建 物 倒 壊 (うち屋内収容物移動・転倒、 屋 内 落 下 物)		死 者 数	— (—)	— (—)	— (—)
		重 傷 者 数	30 (20)	30 (20)	
		軽 傷 者 数	500 (90)	400 (80)	
津 波	早期避難率高 + 呼びかけ	死 者 数	10	10	10
		重 傷 者 数	—	—	
		軽 傷 者 数	—	—	
波	早期避難率低	死 者 数	10	10	10
		重 傷 者 数	—	—	
		軽 傷 者 数	—	—	
山 ・ 崖 崩 れ		死 者 数	10	—	10
		重 傷 者 数	—	—	
		軽 傷 者 数	—	—	
火 災		死 者 数	—	—	—
		重 傷 者 数	—	—	
		軽 傷 者 数	—	—	
ブ ロ ッ ク 塀 の 転 倒 、 屋 外 落 下 物		死 者 数	—	—	—
		重 傷 者 数	—	—	
		軽 傷 者 数	—	—	
死 傷 者 数 合 計	早期避難率高 + 呼びかけ	死 者 数	20	10	20
		重 傷 者 数	30	30	
		軽 傷 者 数	500	400	
	早期避難率低	死 者 数	20	10	20
		重 傷 者 数	30	30	
		軽 傷 者 数	500	400	
自 力 脱 出 困 難 者 数 ・ 要 救 助 者 数		地 震 動 津 波	10	10	10

「—」: 被害わずか 「空欄」: データの発表なし

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒 壊: 建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者: 1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者: 1ヶ月未満の治療を要する負傷者

5 相模トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波(元禄型関東地震)の被害想定の結果

(1) 概説

この試算は、南関東地域直下の地震のうち、県内に最も大きな影響が想定される元禄型関東地震が発生した場合を想定して行ったものである。

試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例を参考に数値計算を行い、地震動・液状化危険度及び津波高の想定をしている。

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

(2) 建物等被害に係る想定結果

(単位：棟)

項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
地震動	全壊	900		
	半壊	5,300		
液状化	全壊	90		
	半壊	300		
人工造成地	全壊	—		
	半壊	—		
津波	全壊	20		
	半壊	500		
山・崖崩れ	全壊	90		
	半壊	200		
火災	焼失	10	10	90
建物棟数		68,427		
建物被害総数	全壊及び焼失	1,200		
	半壊	6,300		
建物被害率	全壊及び焼失	1.8%		
	半壊	9.2%		

「—」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(3) 人的被害に係る想定結果

(単位：人)

項 目		被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建 物 倒 壊 (うち屋内収容物移動・転倒、 屋 内 落 下 物)		死 者 数	10 (一)	— (一)	— (一)
		重 傷 者 数	90 (30)	100 (20)	
		軽 傷 者 数	900 (100)	600 (100)	
津 波	早期避難率高 + 呼びかけ	死 者 数	10	10	10
		重 傷 者 数	—	—	
軽 傷 者 数		—	—		
波	早期避難率低	死 者 数	30	20	20
		重 傷 者 数	—	—	
		軽 傷 者 数	10	—	
山 ・ 崖 崩 れ		死 者 数	10	—	10
		重 傷 者 数	—	—	
		軽 傷 者 数	—	—	
火 災		死 者 数	—	—	10
		重 傷 者 数	—	—	
		軽 傷 者 数	—	—	
ブ ロ ッ ク 塀 の 転 倒 、 屋 外 落 下 物		死 者 数	—	—	—
		重 傷 者 数	—	—	
		軽 傷 者 数	—	—	
死 傷 者 数 合 計	早期避難率高 + 呼びかけ	死 者 数	30	10	20
		重 傷 者 数	90	100	
		軽 傷 者 数	900	600	
	早期避難率低	死 者 数	40	20	30
		重 傷 者 数	90	100	
		軽 傷 者 数	900	600	
自 力 脱 出 困 難 者 数 ・ 要 救 助 者 数		地 震 動 津 波	40	30	40

「—」：被害わずか 「空欄」：データの発表なし

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒 壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

6 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する新レベル1地震の津波(宝永型地震、安政東海型地震、5地震総合モデル)の想定結果

(1) 概説

第4次地震被害想定(平成25年6月公表)の駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1津波については、東北地方太平洋沖地震以降の最新の知見を盛り込んだモデルが示されていなかったことから、中央防災会議(2003)による東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震モデルを採用した。

県では、県民の安全・安心の確保を図るため、より安全度が高く、地域の実情にあった津波対策を早急に実施する必要があることから、国(内閣府)と相談の上、新しい知見に基づく津波断層モデルを設定して津波浸水想定を行い、第4次地震被害想定を追加資料として、平成27年6月に公表した。

この試算は、駿河トラフから南海トラフの領域を震源域に、1707年宝永地震の再現を目標とした「宝永型地震」、1854年安政東海地震の再現を目標とした「安政東海型地震」、1707年宝永地震・1854年安政東海地震・1854年安政南海地震・1944年昭和東南海地震・1946年昭和南海地震の5例の地震を総合的に検討した「5地震総合モデル」の3つの津波断層モデルについて、想定を行ったものである。

下記に沼津市における津波高、浸水想定面積、津波最短到達時間に係る想定結果を示す。なお、本想定は津波浸水想定では、津波が堤防を越流した場合に堤防が破壊されることとしたほか、地震動による堤防の破壊や液状化による堤防の沈下などを見込んでいる。

(2) 沼津市における津波高、浸水想定面積、津波最短到達時間に係る想定結果

(単位：T.P.+m)

項 目	津波高	
	最大値	平均値
宝永型地震	4	3
安政東海型地震	8	5
5地震総合モデル	8	5

※津波高は小数点以下第2位(cm単位)を四捨五入し、小数点以下第1位を切り上げている。

(単位：km²)

項 目	浸水想定面積				
	1cm以上	1m以上	2m以上	5m以上	10m以上
宝永型地震	1.6	0.8	0.2	0.0	—
安政東海型地震	3.7	2.4	1.6	0.2	—
5地震総合モデル	3.9	2.4	1.6	0.2	—

※「0.0」は、極僅かな浸水があることを、「—」は浸水がないことを表す。

(単位：分 四捨五入)

項 目	最短到達時間				
	+50cm	+1m	+3m	+5m	+10m
宝永型地震	8	12	16	71	—
安政東海型地震	3	3	3	4	—
5地震総合モデル	3	3	3	4	—

※「+50cm」等は、初期潮位及び地殻変動を考慮して設定した初期水位を基準面として算定した水位上昇量を示す。

7 土砂災害発生による被害

市内には、地質、地形等から、人命、家屋等に危険をおよぼすおそれのある土砂災害危険箇所が戸田、西浦、内浦、静浦、第三、第四、大平、門池、金岡、愛鷹、浮島の各地区にあり、一部の地区では土砂災害防止法に基づき、急傾斜地の崩壊や土石流が原因による土砂災害(特別)警戒区域の県指定を受けている。「土砂災害(特別)警戒区域一覧表」地震動による山・がけ崩れは、人命、家屋への直接的被害や、山・がけ崩れによる土砂が河川を塞いだ場合の土石流による二次被害等も予想され、更に地震発生時が降雨と重なった場合は更に被害の拡大が予想される。

8 道路被害

被害想定 of 基準による危険度

市内の認定道路は4,416路線、実延長1,137,302メートル(令和6年3月31日現在)であるが、道路はすべての復旧に関係するので、優先してその確保に当たらなければならない。沼津市の地盤、地形からして道路の損壊箇所は市内各所にわたり、相当な被害が発生すると予想される他、新しく開発された盛土、山間部の山崩れ、がけ崩れの起こりやすい場所に造られた道路、また沿岸部に埋土により造られた道路は、特に損壊が著しく、陥没や崩落物により道路は寸断され、市街地では一般に渋滞、衝突、追突、歩道乗り上げ、出火、延焼等の被害に発展し、避難、救援活動等を阻害し、被害は拡大されるものと思われる。

9 橋梁被害

市内にある管理橋の総数は697橋で、総延長は7,974メートルあり、延長100メートルを超えるものが5橋ある(令和6年3月31日現在)。

これらの橋の中で、軟弱地盤にあるものは、下部構造である橋台、橋脚等の傾斜、滑動、沈下、倒壊、亀裂、伸縮継手の移動、裾破損等がおきるものと思われる。

特に無筋コンクリート造、石造のものはその被害も相当なものと思われる。

10 河川被害

沼津市内を流れる主な河川は、1級河川14、2級河川9、準用河川29の計52河川を数える。延長は、157,293メートルに及ぶ(令和6年3月31日現在)。このほか、多数の普通河川が存在している。これらの河川の堤防、護岸の被害を想定するに、まず堤防の沈下、亀裂、陥没、崩壊等が考えられ更に護岸の崩壊等をも併せ考えると、相当な被害となり、また地震発生時が雨期と重なっ

た場合は、洪水による被害も想定される。

11 上水道施設被害

(1) 全般的な被害

沼津市の地層は、砂礫層、泥層、砂層、泥砂礫互層等で形成されている。

特に西部方面は、泥層などの軟弱な地盤のため、水道施設は道路の寸断、落橋等により大きな被害が予想される。

(2) 各施設の被害

資料編「水道施設の現況と被害想定」による。

12 消防水利施設被害

(1) 消火栓

消火栓は、ほとんど使用不能になると思われる。

(2) 防火水槽

防火水槽は、地盤の強弱によって耐震程度は異なってくると思われる。しかし、地下埋設の耐震性貯水槽への被害はないと考える。

(3) プール

プールは鋼鉄、アルミ板製のもののみ使用可能とし、コンクリート造りは亀裂等から漏水があると想定する。

(4) その他の水利

河川、海等の消防水利としての利用は有効であるが、地盤軟弱地においては、土堤道路等の損壊が想定されることから消防車両の接近が不可能となり、取水はできないものと想定する。また、井戸は地震の影響で地下水の水みちが変わり、枯渇する場合がある。

13 下水道施設被害

(1) 全般的な被害

下水道管には、上水管のような内圧がなく汚水、雨水等を自然流下方式で処理する機構となっているので、その分布している地形や地盤に大きく影響される。

一般には、管に多少の亀裂が生じても流下能力には決定的な打撃はないものと判断される。

しかし、沖積層の厚い地域や海岸近くの埋立地、地盤構造の変化する境界線等は損傷等の被害が起ることが十分予想される。

(2) 各施設の被害

資料編「下水道施設の被害想定」による。

14 電信電話施設被害

地震発生と同時に市内全域にわたって局外設備が被災し、通信の不通箇所が発生する。特に火災により被害は拡大する。局舎、無線の鉄塔等は大地震に耐えるよう設計されており、耐火対策によって延焼防止を図っているので局内設備の損傷は比較的軽微である。

なお、被災を免かれた電話による通信の異常ふくそう等で、局内機器が大量に動作しきりとなり、交換機の処理能力を超える場合は臨機に通信の利用制限をするため、一時的にはほぼ全面マヒが起きると予想されるが、公共性の高い重要回線については、通信確保の措置がとられる。

(1) 局内設備

交換機器、電源機器及び無線設備は、耐震対策の強化が施されているので、若干の損傷を受け

たとしても応急修理により、早期に機能を回復、維持する。

(2) 局外設備

① 地下ケーブルは地盤の亀裂、陥没により、管路マンホール部で損傷を受ける。特に軟弱地盤地域での被害が著しい。また、橋梁の破壊により添架部では大部分が被害を受ける。

② 架空ケーブルは電柱の倒壊、傾斜による損傷に加え火災の発生等による被害はきわめて大きい。

(3) 宅内設備

家屋倒壊並びに火災により、一般家屋及びビル等の一部において架空ケーブルの損傷、電話機の焼失により、相当の通話が不能となると予想される。

15 電気施設被害

電気施設については、過去の経験により技術解析がされ、各設備とも耐震設計になっているので被害はないと判断されるが、土石流での土砂くずれ、並びに家屋倒壊、火災、津波等による被害の発生が懸念される。

(1) 送電設備

土地の隆起、陥没、地割れ等の地形変位による鉄塔損傷が一部に想定される。

(2) 配電設備

① 電柱

地震動による直接損傷を生ずることはないが、地すべり、地割れ等による傾斜、倒壊等の被害が想定される。

② 電線

すべて絶縁電線を使用し、電線も太くなっているため、地震動による直接被害はないが、二次災害による電柱の倒壊等に伴う断線や火災による損傷被害が生ずる。

③ 変圧器

地震動による変圧器損傷、台上のズレなどの直接被害はないが、二次災害による電柱の倒壊等に伴うもの及び火災による損傷が発生する。

④ 引込線

地震動による断線、支持点脱落など、直接の被害は少ないが、家屋の倒壊、傾斜、火災などによる焼失、断線などを中心に被害が発生する。

(3) 電気施設建物

地震動による直接的建物の被害は少ないが、市街地の火災、付近建物の倒壊、津波等による被害が想定される。

16 都市ガス施設被害

都市ガス施設の主要なものは、ガス事業法、建築基準法、その他関係法令に基づき各種の対策が講じてあり、壊滅的被害は考えられないが、兵庫県南部地震、新潟県中越地震、東北地方太平洋沖地震、熊本地震等、過去に発生した大きな地震から類推すると次のとおりである。

(1) ガスホルダー

地震動を考慮した十分な耐震構造を有しており、本体の破壊、転倒はもとより機能損傷もないと考えられる。

(2) 導管

地震時における導管への影響はまだ十分に解明されていないが、導管の被害は直接的には土砂の流動化又は断層等による変位、地盤の陥没、隆起、地割れ及び間接的な護岸の崩壊、橋桁の落

下、他の埋設物の破壊等によって局部的な被害の発生が予想され、その被害分布も道路の被害状況に類似するものと考えられる。

導管の材質は鋼管、鋳鉄管及びポリエチレン管の3種類が使用されているが、鋼管でアーク溶接された導管及びポリエチレン管は過去の大地震等から類推すると、被害がないものと思われる。

鋳鉄管の被害は一般的には継手のゆるみであるが、特に応力の大きい場合は、直管部においては圧縮・屈曲の破壊、接合部の抜け出し等、異型管においては圧縮破壊が発生するものと思われる。また、ねじ継手の小口径支管、供給管ではネジの結合部、取出部の破損が考えられる。

なかでも低圧管の圧力は水柱 150～230mm 位であり、導管破損の生ずるような地盤変動の大きい地域では過去の地震においては、折損した直後に水や土砂が管内へ侵入し、ガスの漏洩が防止されている。また、整圧器の感震装置の働きにより、低圧管へのガスの流入を瞬時に自動遮断する震害防止設備の強化と合せ考えると、地上へのガス漏洩は極めて少ないものと思われる。

17 鉄道施設被害

東海道新幹線及び在来線（東海道本線、御殿場線）が市内を横断しているが、鉄道施設は、駅舎、線路、信号施設、電気設備、高架、橋梁等の土木施設の有機的関連を持った施設であるので、地震発生と同時に次のような被害原因により、輸送機能に支障を生ずる。

運転中の列車、電車については、地震発生により自動的に運転を停止する装置も順次設置されつつあるが、地震予知がなく、地震発生時における走行列車、電車の走行位置が、山くずれ、線路路肩の崩壊、高架、橋梁の落下等の原因と同一地点で同時に合致すれば、脱線転覆の事故が発生し、被害を拡大する。

(1) 線路

埋立部分、盛土部分等を中心に路盤陥没、土砂崩壊が生ずる。

(2) 高架橋（東海道新幹線）

老齢橋を中心に破損、落下する。

(3) 土留、擁壁、高架堤

損傷、崩壊する。

(4) 駅舎（在来線）

木造建物は倒壊する。

(5) 信号機の倒壊、架線

信号機の倒壊、架線の損傷、断線、垂れ下り等の被害が多数発生する。

18 危険物施設等の被害

(1) 屋外タンク貯蔵所

兵庫県南部地震では、神戸市内の 687 施設のうち、261 施設に何らかの被害を生じている。特に注目されることは、昭和 52 年の新法基準以前のタンクがその大部分を占めたことであり、それ以降のタンクについては、タンク本体及び基礎、地盤について被害はなかった。

被害を受けたタンクの地盤、基礎面をみると、地盤の液状化等による不等沈下を起こしている。しかし、ここでも新法基準以前のものに被害が集中し、12 施設において漏洩が生じている。

本市においても、同様の被害が発生することが考えられる。

(2) 防油堤

鉄筋コンクリート製がほとんどでタンク容量の 110% 入る防油堤に改修されているが、地震動により亀裂が入る可能性がある。したがって、二次流出防止堤等の設置が望ましい。

(3) 地中埋設配管

高圧ガス及び油類の埋設配管については、地盤の不等沈下や震動によって損傷が発生するものと予想される。

(4) 高圧ガス施設

屋外タンク貯蔵所と同様にみているが、可燃性ガスが漏洩した場合は、火災と結びつく危険性が高い。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 計画の目的

市及び関係機関が南海トラフ地震等の防災対策として、実施する事務又は業務の大綱を示す。

2 計画の内容

沼津市、駿東伊豆消防本部（以下「消防本部」という。）、静岡県及び本市を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の防災上重要な施設の管理者並びに地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

3 市

- (1) 地震対策計画の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 自主防災組織の育成指導、その他市民の地震対策の促進
- (4) 防災思想の普及
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 地震防災のための施設等の緊急整備
- (7) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理
(対策計画については、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づく対策計画を作成すべき範囲の存する市に限る。)
- (8) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報、その他の地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報
- (9) 避難の指示に関する事項
- (10) 消防、水防その他の応急措置
- (11) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
- (12) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における市有施設及び設備の整備、点検
- (13) 緊急輸送の確保
- (14) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
- (15) その他地震災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

4 消防本部

- (1) 消防施設、消防本部体制の整備
- (2) 救助及び救急体制の整備

- (3) 危険物施設等の実態把握と防護の指導監督
- (4) 消防知識の啓発、普及
- (5) 火災発生時の消火活動
- (6) 水防活動の協力、救急
- (7) 被災者の救助、救急
- (8) 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (9) 市、関係機関との連絡調整
- (10) その他地震災害拡大防止のための措置

5 静岡県

- (1) 地震対策計画の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 自主防災組織の育成指導、その他県民の地震対策の推進
- (4) 防災思想の普及
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 地震防災のための施設等の緊急整備
- (7) 震度観測網及び震度情報ネットワーク等の維持・整備
- (8) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理
- (9) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報
- (10) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発
- (11) 避難の指示に関する事項
- (12) 水防その他の応急措置
- (13) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他の保護に関する事項
- (14) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における県有施設及び設備の整備、点検
- (15) 犯罪の予防、交通の規制その他の社会秩序の維持
- (16) 緊急輸送の確保
- (17) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等の災害応急対策の準備及び実施
- (18) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整
- (19) その他地震災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

6 指定地方行政機関

- (1) 警察庁関東管区警察局
 - ① 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること
 - ② 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること
 - ③ 管区内防災関係機関との連携に関すること
 - ④ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること
 - ⑤ 警察通信の確保及び統制に関すること
 - ⑥ 津波・噴火警報等の伝達に関すること
- (2) 総務省東海総合通信局
 - ① 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調

整及び電波の監理

- ② 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
 - ③ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査
 - ④ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
 - ⑤ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関する事
 - ⑥ 非常通信協議会の運営に関する事
- (3) 財務省東海財務局（静岡財務事務所沼津出張所）
- ① 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関する事
 - ② 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関する事
- (4) 厚生労働省東海北陸厚生局
- ① 災害状況の情報収集、連絡調整
 - ② 関係職員の派遣
 - ③ 関係機関との連絡調整
- (5) 厚生労働省静岡労働局（沼津労働基準監督署）
- ① 事業場に対する地震防災対策の周知指導
 - ② 事業場等の被災状況の把握
- (6) 農林水産省関東農政局
- ① 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被災状況の把握に関する事
 - ② 応急用食料・物資の支援に関する事
 - ③ 食品の需給・価格動向の調査に関する事
 - ④ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関する事
 - ⑤ 飼料、種子等の安定供給対策に関する事
 - ⑥ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関する事
 - ⑦ 営農技術指導及び家畜の移動に関する事
 - ⑧ 被害農業者及び消費者の相談窓口に関する事
 - ⑨ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関する事
 - ⑩ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関する事
 - ⑪ 被害農業者に対する金融対策に関する事
- (7) 農林水産省関東農政局（静岡県拠点）
- 食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
- (8) 国土地理院中部地方測量部
- ① 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
 - ② 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。
 - ③ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。
 - ④ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
- (9) 林野庁関東森林管理局
- 災害復旧用材（国有林材）の供給
- (10) 経済産業省関東経済産業局
- ① 生活必需品、復旧資材等防止関係物資の円滑な供給の確保に関する事

- ② 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事
- ③ 被災中小企業の振興に関する事
- ④ 電気の安定供給に関する事
- ⑤ ガスの安定供給に関する事

(11) 経済産業省関東東北産業保安監督部

- ① 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関する事
- ② 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関する事
- ③ 電気の安全確保に関する事
- ④ ガスの安全確保に関する事

(12) 国土交通省中部地方整備局（沼津河川国道事務所）

管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。

① 災害予防

- ア 所管する施設の耐震性の確保
- イ 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実
- ウ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
- エ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
- オ 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施

② 初動対応

地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。

③ 応急・復旧

- ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施
- イ 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保
- ウ 所管施設の緊急点検の実施
- エ 海上の流出油災害に対する防除等の措置
- オ 県からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸与

(13) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）

- ① 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
- ② 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための船舶の調達あっせん、特定航路への就航勧奨
- ③ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導
- ④ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保
- ⑤ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置
- ⑥ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督
- ⑦ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督
- ⑧ 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための、自動車の調達あっせん、輸送の分担、回輸送、代替輸送等の指導
- ⑨ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との

連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備

- ⑩ 特に必要と認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令
- ⑪ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の職員を災害対策本部に派遣する。
- (14) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）
 - ① 県知事に対して速やかに南海トラフ地震に関連する情報及び津波予警報の通報を行うこと。
 - ② 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（南海トラフ地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説
 - ③ 地震予知のための観測施設の整備並びに観測機器の保守
 - ④ 地震予知及び地震、津波に関する啓蒙活動並びに防災訓練に対する協力
 - ⑤ 異常現象に関する情報が市長から通報された場合、速やかに気象庁本庁に報告し、適切な措置を講ずること
- (15) 海上保安庁第三管区海上保安本部
 - ① 船舶等に対する南海トラフ地震に関連する情報及び警戒宣言に係る情報の伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導
 - ② 海水浴客等に対する南海トラフ地震に関連する情報及び警戒宣言発令の情報伝達
 - ③ 危険物及び油の流出等海上災害に対する防除措置
- (16) 環境省関東地方環境事務所
 - ① 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
 - ② 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
 - ③ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
- (17) 環境省中部地方環境事務所
廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- (18) 防衛省南関東防衛局
 - ① 所管財産使用に関する連絡調整
 - ② 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
 - ③ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

7 指定公共機関

- (1) 日本郵便株式会社東海支社（沼津支店、沼津西支店）
 - ① 郵便事業の運営に関すること
 - ② 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること
 - ③ 施設等の被災防止に関すること
 - ④ 利用者の避難誘導に関すること
- (2) 日本銀行
 - ① 通貨の円滑な供給の確保
 - ② 現金供給のための輸送、通信手段の確保
 - ③ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
 - ④ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
 - ⑤ 各種措置に関する広報
- (3) 日本赤十字社静岡県支部

- ① 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること
 - ② 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - ③ 被災者に対する救援物資の配付
 - ④ 義援金の募集
 - ⑤ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
 - ⑥ その他必要な事項
- (4) 日本放送協会（静岡放送局）
- ① 地震災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上
 - ② 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報及びその他の地震に関する情報の正確迅速な提供に努めること
 - ③ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと
 - ④ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめること
- (5) 中日本高速道路株式会社東京支社（御殿場保全・サービスセンター）
- ① 交通対策に関すること
 - ② 地震防災応急対策及び災害応急対策に関すること
- (6) 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社
- ① 南海トラフ地震臨時情報、地震情報等の伝達
 - ② 列車の運転規制措置
 - ③ 旅客の避難、救護
 - ④ 南海トラフ地震臨時情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
 - ⑤ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配
 - ⑥ 施設等の整備
- (7) 西日本電信電話株式会社、株式会社N T T ドコモ東海支社
- ① 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における重要通信の確保
 - ② 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における通信疎通状況等の広報
 - ③ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配
- (8) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
- 防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
- (9) 東京電力パワーグリッド株式会社（静岡総支社）
- ① 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保
 - ② 復旧用資材等の整備
 - ③ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
- (10) 電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社
- ① 南海トラフ地震臨時情報発表時における電力施設の巡視、点検等災害予防措置
 - ② 災害予防広報
- (11) KDD I 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
- 重要な通信を確保するために必要な措置の実施
- (12) 一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会
- 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
- (13) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・

ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス

被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する。

- (14) 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパングスエナジー、ENEOS グローブ株式会社、ジクシス株式会社
LP ガスタンクローリー等によるLP ガス輸入基地、2次基地から充填所へのLP ガスの配送

8 指定地方公共機関

- (1) 静岡ガス株式会社（東部支社）
- ① 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報
 - ② 南海トラフ地震臨時情報発表時におけるガス供給の確保
 - ③ 施設設備の耐震予防対策の実施
 - ④ 南海トラフ地震臨時情報発表時における防災広報、施設の点検等災害予防措置
- (2) 一般社団法人静岡県LPガス協会（東部支部）
- ① 需要家に対するLPガスによる災害の予防広報
 - ② 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施
 - ③ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施
 - ④ 燃料の確保に関する協力
 - ⑤ 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧
- (3) 伊豆箱根鉄道株式会社、千鳥観光汽船株式会社
- ① 南海トラフ地震臨時情報等の伝達
 - ② 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保
 - ③ 災害時の応急輸送対策
- (4) 一般社団法人静岡県トラック協会（東部支部）、一般社団法人静岡県バス協会（東部支部）、商業組合静岡県タクシー協会（沼津支部）
防災関係機関の要請に基づく、加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保
- (5) 静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社
- ① 地震防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、定時ニュース番組等による防災知識の普及
 - ② 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時において特別番組を編成し、南海トラフ地震臨時情報発表、地震情報、その他地震に関する情報、国、県、市町、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること
 - ③ 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備
- (6) 一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会、公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会
- ① 医療救護施設等における医療救護活動の実施
 - ② 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。）
 - ③ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）
- (7) 一般社団法人静岡県警備業協会
災害時の道路交差点等での交通整理支援

- (8) 土地改良区
 - ① 災害予防
 - 所管施設の耐震性の確保
 - ② 南海トラフ地震臨時情報発表時
 - 関係機関等に対する用水状況の情報提供
 - ③ 応急・復旧
 - ア 関係機関との連携による応急対策の実施
 - イ 所管施設の緊急点検
 - ウ 農業用水及び非常用水の確保
- (9) 公益社団法人静岡県栄養士会
 - ① 要配慮者等への食料品の供給に関する協力
 - ② 避難所における健康相談に関する協力
- (10) 一般社団法人静岡県建設業協会
 - 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 産業経済団体
 - 農業協同組合、漁業協同組合、事業協同組合、商工会議所などは、以下について協力する。
 - ① 防災対策の指導
 - ② 必要資機材、融資の斡旋等
 - ③ 災害時の被害状況調査等
- (2) 医療機関、厚生社会事業団
 - 一般社団法人沼津医師会、一般社団法人沼津市歯科医師会、一般社団法人沼津薬剤師会、病院及び社会福祉関係機関は、被災者の救急及び保護対策について協力する。
- (3) エフエムぬまづ株式会社
 - 災害情報その他災害広報について協力する。
- (4) 防災上重要な施設の管理者
 - 危険物取扱施設など防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急復旧を実施する。
 - また、沼津市、その他の防災関係各機関の防災活動について協力する。

10 自衛隊

- (1) 陸上自衛隊東部方面隊ほか
 - ① 災害時における人命又は財産保護のための救援活動
 - ② 災害時における応急復旧活動
- (2) 海上自衛隊横須賀地方隊ほか
 - ① 災害時における人命保護のための救助
 - ② 災害時における応急復旧活動
- (3) 航空自衛隊第1航空団（浜松基地）ほか
 - ① 災害時における人命又は財産保護のための救助
 - ② 災害時における応急復旧活動

11 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者

地震防災応急計画及び対策計画の定めるところにより、おおむね次の事項を実施するものとする。

- (1) 地震防災訓練
- (2) 従業員及び施設利用者等に対する避難方法等の周知
- (3) 従業員に対する防災教育及び広報
- (4) 災害応急対策に必要な資機材等の確保措置
- (5) 防災組織の整備
- (6) 南海トラフ地震臨時情報等の収集及び伝達
- (7) 南海トラフ地震臨時情報発表時における従業員及び施設利用者等の避難誘導
- (8) 南海トラフ地震臨時情報発表時における火気の規制、施設設備の点検、仕掛工事の中止等安全措置
- (9) 地震発生時における従業員及び施設利用者等の避難誘導
- (10) 上記の他、津波の危険が予想される避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者が実施すべき防災対策は次のとおりである。
 - ① 従業員及び施設利用者等に対する津波避難方法等の周知
 - ② 津波警報等の収集及び伝達
 - ③ 地震発生時における津波からの円滑な避難を確保するための安全措置

第2章

平常時対策

第1節 計画の目的

地震発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時に、市民が地震に対する正確な知識と、的確な対応ができるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、自主防災組織の育成、防災訓練等について定める。この際、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第2節 防災思想の普及

(共通対策編 第2章災害予防計画 第3節「防災知識の普及計画」に準ずる。)

第3節 自主防災活動

(共通対策編 第2章災害予防計画 第6節「自主防災組織の育成」及び第7節「事業所等の防災活動」に準ずる。)

第4節 地震防災訓練の実施

1 計画の目的

南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。市民は自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として、市や県の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。

なお、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

2 市の計画

(1) 防災訓練の内容

市は、国、県、他市町及び防災関係機関と共同し、又は単独で次の訓練を行う。

訓練に当たっては、南海トラフ地震臨時情報が発表される場合及び突然地震が発生する場合、各種の時間帯を想定して実施し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等逐次訓練内容の高度化を図り、初動体制及び情報収集・伝達体制の強化等により、実効性の上がる訓練を行い、防災対応への習熟度を高める。

訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

随時、図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資する。

① 総合防災訓練

南海トラフ地震臨時情報発表、災害発生を経て応急復旧に至る対策に係る次の事項又は突

発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応に重点をおいて行う。

なお、この訓練は、中央防災会議が中心となって行う総合訓練に参加することを原則とする。この場合は、政府本部、県の災害対策本部等との連携並びに国、県と協議して定めた事項を訓練内容とする。

訓練に当たっては、要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所との連携による防災活動等、地域特性に配慮して行う。

ア 職員の動員

イ 南海トラフ地震臨時情報、地震情報その他防災上必要な情報の収集及び伝達

ウ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の広報

エ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の避難誘導並びに避難の指示及び警戒区域の設定

オ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動

カ 食料、飲料水、医療その他の救援活動

キ 消防、水防活動

ク 救出・救助活動

ケ 避難生活

コ 道路啓開

サ 応急復旧

② 地域防災訓練

ア 12月第1日曜日が「地域防災の日」と定められており、自主防災組織を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。

イ この訓練は、突然発生の地震を想定するものとし、市が作成した訓練内容に関する指針を参考に要配慮者等に配慮した訓練の実施を考慮する。

③ 個別防災訓練

総合防災訓練とは別に個別防災訓練を行う。その主要な事項は次のとおりとする。

ア 情報の収集、伝達訓練

南海トラフ地震臨時情報発表時には、特に情報の正確・迅速な収集及び伝達が防災対策の基本となることに鑑み、県、防災関係機関、報道機関と協力して実施する。

この場合段階的に情報量、参加機関を増加させ、訓練の高度化を図るよう留意する。

訓練に当たっては、有線電話がふくそう又は途絶したとき、勤務時間外等の条件を適宜加えるものとする。

イ 職員の動員訓練

交通機関又は交通用具の使用を適宜制限し、又は禁止し、勤務時間外に実施する。

ウ 各部、各課等は、それぞれ所掌する防災業務について単独又は関係機関と共同して訓練を実施するものとし、その重点事項は(1)－①及び②を参考に定める。

(2) 県及び防災関係機関の防災訓練に対する協力等

① 市は、県及び防災関係機関に対し、市が実施する訓練に参加を要請する。

② 市は、県又は防災関係機関が実施する訓練に可能な限り参加、協力する。

(3) 訓練の実施回数

総合防災訓練 年1回以上

地域防災訓練 年1回以上

津波避難訓練 年1回以上

個別防災訓練 年1回以上

(4) 防災訓練の広報

訓練に市民等の積極的参加を求めるとともに、訓練に伴う混乱を防止するため必要な広報を行う。

3 防災関係機関の計画

防災関係機関は、それぞれ定めた地震防災強化計画又は地震防災応急計画並びに南海トラフ地震防災対策推進計画又は対策計画に基づいて訓練を行う。その主要な機関及び重点事項は次のとおりである。

- (1) 海上保安庁第三管区海上保安本部
救助活動及び船舶の安全措置の指示等
- (2) 東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社
 - ① 南海トラフ地震臨時情報の伝達
 - ② 列車の運転規制及び運転再開
 - ③ 旅客等の避難誘導
- (3) 西日本電信電話株式会社（沼津支店）、株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店）
 - ① 南海トラフ地震臨時情報等の伝達
 - ② 南海トラフ地震臨時情報発表を想定した通信ふくそう対策等の応急対策
 - ③ 地震発生を想定した通信設備の緊急復旧等の地震災害応急対策
- (4) 日本赤十字社静岡県支部
 - ① 医療救護実施のための救護資機材の点検確認、救護班の編成及び訓練等の実施
 - ② 血液製剤の確保及び供給
 - ③ 赤十字奉仕団、自主防災組織などに対する救急法の講習等の指導
- (5) 日本放送協会（静岡放送局）
 - ① 組織動員
 - ② 情報連絡
 - ③ 放送送出
 - ④ 視聴者対応等
- (6) 中日本高速道路株式会社東京支社（御殿場保全・サービスセンター）
 - ① 南海トラフ地震臨時情報等の伝達
 - ② 地震発生に備えた資機材、人員等の配備手配
 - ③ 交通対策
 - ④ 緊急点検
- (7) 東京電力パワーグリッド株式会社（静岡総支社）
 - ① 情報連絡、災害復旧資機材の整備点検及び復旧
 - ② 地震防災応急対策
 - ③ 災害復旧
- (8) 静岡ガス株式会社（東部支社）
 - ① ガス供給停止等非常体制の確立
 - ② 防災に関する設備、資材等の確保、点検
 - ③ 安全について需要家等に対する広報
- (9) 伊豆箱根鉄道株式会社、千鳥観光汽船株式会社
 - ① 乗客の避難
 - ② 情報伝達

- (10) 静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社
 - ① 組織動員
 - ② 情報連絡
 - ③ 視聴者対応等
- (11) 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者
 - ① 情報の収集及び伝達
 - ② 避難誘導
 - ③ 火災予防措置及び施設設備等の点検
 - ④ その他施設、事業の特性に応じた事項

第5節 地震災害予防対策の推進

1 計画の目的

地震災害対策の検討にあたり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

地震による火災の発生、建築物等の倒壊等による災害の発生を予防し、又は軽減するための対策、被災者を救出するための対策、被災者の生活を確保するための措置等、平常時の予防対策を定める。

市は、静岡県第4次地震被害想定で推計される犠牲者の更なる減少を図るための対策に加え、被災後の市民生活の健全化にも重点を置き、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を推進する。また、その際、市民の参画を進め、国、県と連携し、効率的・効果的な津波対策を進める。また、「沼津市地震・津波対策アクションプラン」により、市民の参画を進めるとともに、国、県と連携し、効率的・効果的な地震対策を進める。本市は「首都直下地震地方緊急対策実施計画」における首都直下地震地方緊急対策区域に指定されており、必要な対策の実施期間及び目標等については、「沼津市地震・津波対策アクションプラン」が兼ねるものとする。

業務継続計画の策定などにより、業務継続性を図るものとする。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の改定などを行う。

災害時に、地域において災害対策の拠点となる施設の整備に努めるものとする。

2 消防用施設の整備

- (1) 市及び消防本部は、所掌する業務に応じ、災害時に地域における消防活動の拠点となる以下の施設の整備に努めるものとする。
 - ① 消防団による避難誘導のための拠点施設
 - ② 緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設
 - ③ 消防本部又は消防署所の庁舎のうち耐震改修が必要であるもの又は津波対策の観点から移転が必要であるもの
 - ④ 消防の用に供する自家用発電設備又は自家用給油設備
 - ⑤ 地震災害時における救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両、航空機又は資機材
 - ⑥ その他、地震災害等に対応するために特に必要と認められる消防用施設

3 緊急消防援助隊の受援体制

消防本部は、消防組織の確立、消防施設の強化拡充及び消防相互応援体制の整備に努めるとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の確立に努めるものとする。

4 火災の予防対策

(1) 対策作成の趣旨

地震発生時には特に都市部において、火災の同時多発が予想され、また、状況のいかんによっては大火災になりかねないことから、災害時及び南海トラフ地震臨時情報発表時には勿論のこと、日頃から火気その他出火危険のある物の取扱いについて管理状況等に留意し、応急対策を講じうる体制を確保する必要がある。このため市その他関係行政機関及び関係事業所により構成される協会、住民等が一体となって火災予防の徹底を図るものとする。

また、津波に対する安全性の確保、及び防災訓練の積極的实施等を促進するものとする。

(2) 対策の内容

① 一般家庭等における対策

ア 液体燃料を使用する器具

(ア) 地震等により容易に可燃物が落下する恐れのない場所で使用する。

(イ) 地震等により容易に転倒又は転落しないよう耐震措置を講ずる。

イ 気体燃料を使用する器具

前記の (ア) 及び (イ) によるほか次による。

(ア) LPガス容器は鎖等により転倒防止措置を講ずるとともに、不使用時には容器バルブを閉止する。

(イ) 都市ガスの屋外のガス元栓は不使用時には閉止する。

ウ 固体燃料を使用する器具

前記の (ア) 及び (イ) による。

エ 石油類、ガス類その他の引火性、発火性物品の保管場所を検討し、転倒、落下により出火することのない措置を講ずる。

② 事業所等不特定多数者が入所する施設における対策

ア 火気使用設備・器具

一般家庭における対策に準ずるほか、地震発生時の燃料供給遮断体制を確立し、出火危険を防止する。また、感震器と連動した燃料の自動遮断装置等の取り付けを行う。

イ 出火の危険性のある物品の整備と管理

石油類、ガス類その他の引火性、発火性物品は、それぞれの性状に応じて保管、取扱い場所を検討し転倒、落下、衝撃、摩擦、混触、浸水等による出火防止措置を講ずる。特に、地下室及び雑居ビルにおけるガス施設の点検の強化やガス漏れ警報設備を設置する。

③ 消防法に定める危険物製造所、製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「危険物製造所等」という。）における対策

危険物製造所等及びその付帯設備については、県が監修する「危険物製造所等の地震対策指針」に基づき、必要な安全対策の実施の促進を図る。

ア 製造所及び一般取扱所

(ア) 原料、製品等の危険物を収納するタンクの元バルブは緊急時に閉止する措置を講ずる。また、継手部等における免震性の検討を行い、必要に応じ改修する。

(イ) 高所に設置されているサービスタンク等については転倒、落下防止措置を講ずる。

(ウ) 原料、製品等の危険物収納容器は転倒、落下防止措置を行い、危険物の流出防止策

を講ずる。

イ 屋外タンク貯蔵所及び屋内タンク貯蔵所

タンクの元バルブは緊急時に閉止する措置を講ずるとともに、スロッシングによる危険物の流出防止の措置を講ずる。また、屋外タンク貯蔵所にあつては、必要に応じ防油堤の補強を行う。

ウ 給油取扱所

危険物収納容器の整理を行うとともに、懸垂式給油設備等の地盤面上の配管内の危険物は、地下貯蔵タンクに直ちに収納する措置を講ずる。

エ その他の製造所等

危険物収納容器の転倒、落下防止措置を講ずるほか、特にガラス製容器の破損流出防止措置を講ずる。

④ 市及び消防本部が実施する指導

地震発生時における出火防止対策の指導を次により行うものとする。

ア 一般家庭については、前記①に定める事項について自主防災組織、自治会等の団体を通じ指導を行う。

イ 事業所等については、前記②に定める事項について各種団体を通じ指導を行うとともに、立入検査等により対策の徹底を図る。

ウ 少量危険物貯蔵（取扱）所、指定可燃物貯蔵（取扱）所については、駿東伊豆消防組合火災予防条例に基づく措置及び地震発生時の出火防止のため危険物貯蔵タンクその他の施設の転倒、転落等の防止措置を講ずるよう指導する。

エ 消防法に定める危険物製造所等の施設については、前記③に定める事項について、立入検査等により対策の徹底を図る。

オ 幹線道路に近接して新規に設置される危険物製造所等、高圧ガス（LPガスを含む。）施設については、避難路の安全を確保するため必要な指導を行うとともに、既存施設についても同様の指導を進める。

カ 次に掲げる施設事業については、県その他の機関の行う指導に協力する。

(ア) 高圧ガス（LPガスを含む。）を取り扱う事業所における対策

(イ) ガス事業法に定めるガス事業を行う事業所における対策

(ウ) 火薬類取締法に定める火薬類の製造を行う事業所における対策

5 建築物等の耐震対策

既存建築物の耐震診断・耐震補強の方法及び新たに建築する建築物に対する耐震設計法、並びに家具の耐震対策等について市民及び関係機関に広報し、既存建築物の耐震補強工事等の実施や建て替えによる建築物の耐震化を誘導する。

(1) 建築主等は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。

① 軟弱地盤対策及び瓦等の落下対策を実施、耐震性の向上を図る。

② 所有する建築物等の適正な維持管理に努め、必要に応じて耐震診断及び耐震補強を実施する。

(2) 市は、次の事項を実施して、耐震性の向上を図る。

① 市民向けの「建築相談窓口」を設置し、耐震診断や耐震補強等の必要性を啓発する。

② 自主防災組織活動等と連携して、耐震補強等の説明会を実施する。

③ 建築主及び建築設計者等へ啓発

ア 新築建築物

「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施工

指針」等による設計及び工事監理等

イ 既存建築物

「木造住宅の耐震精密診断及び補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震及び改修設計指針」、「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐震診断及び耐震補強

ウ 建築設備

「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強

④ 耐震診断及び耐震補強に対する補助制度の活用促進

プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により、昭和56年5月以前に建築した木造住宅、店舗・事務所ビル等の建築物及びブロック塀等の耐震化を図る。

住宅等の耐震資金融資制度

区 分	貸付けを受けられる者	備 考
ア がけ地近接危険住宅移転事業	がけ地の崩壊により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域の住宅を安全な場所へ移転する者	市 (申込み：まちづくり指導課)
イ 地震災害防止対策資金	中小企業者、組合（工場、倉庫、店舗及び事務所）	県 (申込み：東部県地域政策局、取扱金融機関、静岡県中小企業団体中央会、沼津商工会議所)

(3) 公共建築物の耐震化

市は、所有する公共建築物について、耐震診断及び耐震補強の実施結果に基づいて耐震性能を把握するとともに、その公表に努める。

また、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。

(4) コンピュータの安全対策

市は自から保有するコンピュータシステムについて、各種安全対策基準に基づき引き続き所要の対策を推進するとともに、コンピュータを扱う企業に対し、安全対策の実施についての啓発を行う。

(5) 家具等の転倒防止

タンス、食器棚、ピアノ、テレビ、冷蔵庫等の転倒による事故の防止のため、家具等の転倒防止について、市民に対する啓発指導に努める。また、事業所などのスチール製の書棚、ロッカー等について、安全対策の実施を指導する。

(6) ガラスの飛散防止

ガラス類等安全対策指針を定め、多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物のガラス、家庭内のガラス戸棚等の安全対策の実施を指導する。

(7) ライフラインの耐震化

ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、非常用電源の確保、拠点の分散等による代替性の確保を進めるものとする。

災害拠点病院等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。
ライフライン収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。

(8) ブロック塀等の倒壊防止

- ① 市有施設においては、原則として新たにブロック塀を使用しない、又は 60cm 以下の高さとする。
- ② 市有施設の既存のブロック塀等については、建築基準法第 12 条に基づく定期点検等の結果により必要に応じて改善を行う。
- ③ 市は民間のブロック塀等について、自治会や自主防災組織の協力を得ながら、避難路などの道路沿いにある危険なブロック塀等を把握するための点検を実施するなど安全確保に向けた取組を進める。

(9) 耐震化以外の命を守る対策

耐震化による対策が困難な住宅については、防災ベッドや耐震シェルターの設置などの、耐震化以外の命を守る対策の実施を周知する。

6 被災建築物等に対する安全対策

(1) 応急危険度判定

市は、県と連携して「静岡県地震対策推進条例」に基づき、応急危険度判定を円滑に実施するための体制を整備するとともに、住民に対する啓発を行う。

(2) 災害危険区域の指定

市長は、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第 39 条に基づき災害危険区域に指定する。

① 指定の目的

災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建築に関する制限を定める。

② 指定の方法

条例により区域を指定し、周知する。

7 地盤災害の予防対策

(1) 山・がけ崩れ防止対策の推進

山・がけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害ハザードマップの配布やインターネットによる土砂災害警戒区域等の公表等により、当該地域の危険性を広報する。

(2) 軟弱地盤対策の推進

軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに必要な対策を講ずるよう指導する。

(3) 液状化対策の推進

液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、地盤の液状化が予想される地域では、地震により大きな被害を受けやすいこと等、液状化に関する知識の普及と液状化対策の必要性の周知に努める。

(4) 大規模盛土造成地対策の推進

地震時において、滑動崩落の恐れがある大規模盛土造成地については、大規模盛土造成地マップにより、市民に対し、その存在を周知するとともに、必要に応じて造成宅地防災区域を指定し、宅地耐震化推進事業を推進する。

8 落下倒壊危険物対策

地震の発生により道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送路を確保するため、当該構築物等の設置者、所有者、管理者等は、点検、補修、補強を行う。市は、当該建築物等の設置者等に対し必要な措置等を実施するよう指導する。

(1) 措置区分

① 道路管理者が対処するもの

横断歩道橋、道路標識類、街路樹、街路灯等

② 電力会社、日本電信電話株式会社が対処するもの

電柱、電線等

③ その他設置者、所有者が対処するもの

アーケード、広告物、ブロック塀、窓ガラス、自動販売機、樹木、バス停上屋、交通信号機等

(2) 対象物件

① 横断歩道橋

道路管理者は、施設の点検を行い、落橋防止を図り、道路の安全確保に努める。

② 道路標識類、交通信号機等

施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。

③ 枯死した街路樹

樹木除去等適切な管理措置を講ずるよう努める。

④ 電柱、街路灯

施設の点検を行い、倒壊等の防止を図る。

⑤ アーケード、バス停上屋等

新設については、安全性を厳密に審査する。

許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性の向上を図る。

設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。

⑥ 看板、広告物

市は、許可及び許可更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性の向上を図る。

市は、屋外広告協会、商工会議所、商工会等団体の協力を求め、自主管理の意識高揚を図る啓発活動を実施する。特に避難路、通学路、繁華街については、地域の自主防災組織等の防災活動として町ぐるみの安全性の向上をすすめる。

設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。

⑦ ブロック塀

所有者は、新設のブロック塀については、安全なブロック塀を築造することとする。築造基準並びに既存ブロック塀の点検方法及び改善方法の手引として、静岡県の発行する「ブロック塀の点検と改善」をホームページ上での公開や配布等を行い、市民に周知する。特に避難路、通学道路及び人通りの多い道路に沿って築造されているものは、地域の自主防災組織等で協力し合って危険なブロック塀をなくすよう、これらの団体等の自主的な活動として指導を図っていく。

⑧ 天井

脱落防止等の落下物対策を図る。

⑨ 窓ガラス

所有者、管理者は破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。

⑩ 自動販売機

所有者、管理者は転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。

⑪ 樹木、煙突

所有者は転倒等のおそれがあるもの、不要なものは除去に努める。

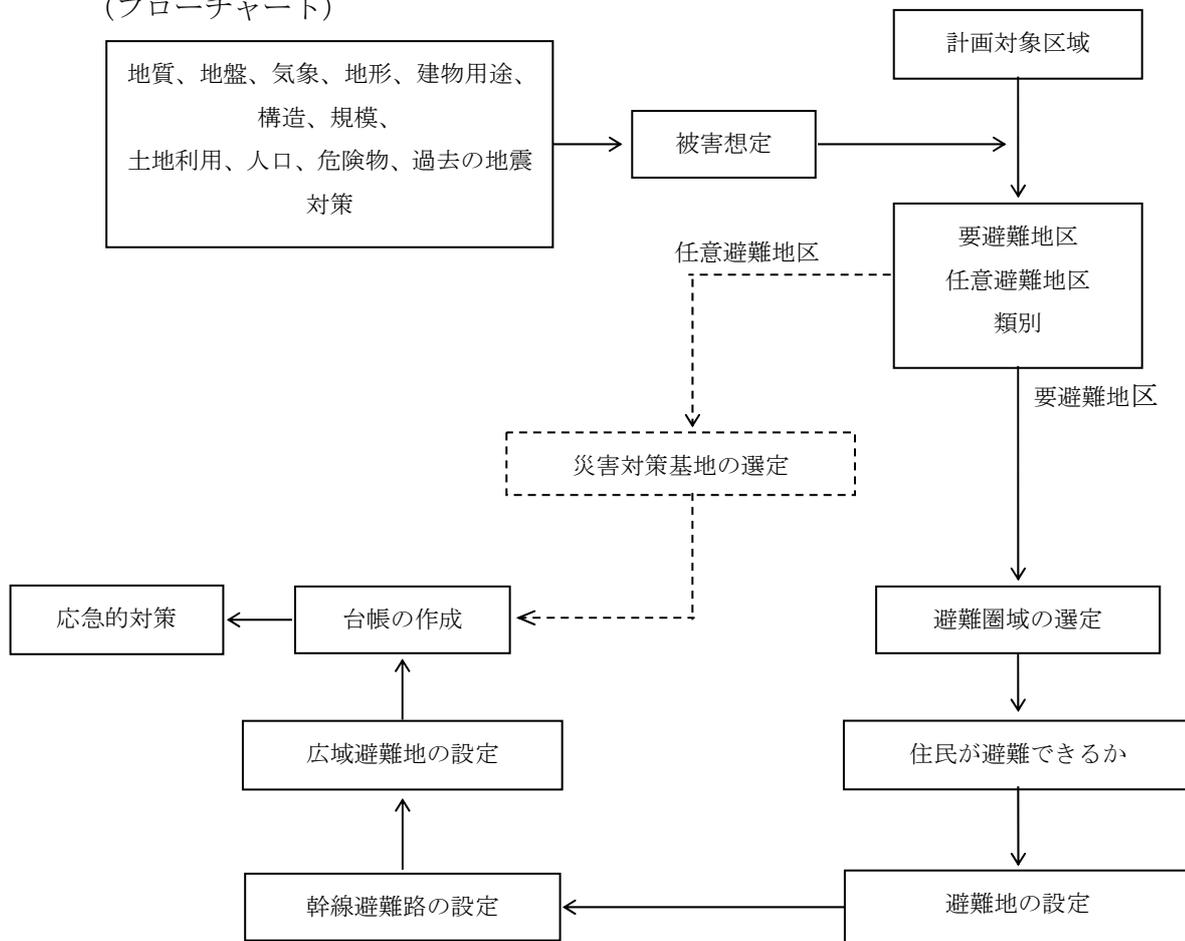
9 危険予想地域における災害の予防

地震災害に対処するための避難地、避難路の設定について、その位置づけ、規模、機能などの基準を定める。

(1) 基本的考え方

人命の安全を確保するための「避難地」、「幹線避難路」の設定について現実的かつ実施可能な対策をたてる。

(フローチャート)



(2) 避難計画の策定

市は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。

① 要避難地区の指定

市長は、第4次地震被害想定の結果等から判断して、市町地震防災強化計画において明らかにした、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生のおそれがある地域を要避難地区として指定する。

② 避難対象地区の指定

市長は、南海トラフ地震臨時情報発表時に避難指示の対象とする地域として、要避難地区

のうち山・がけ崩れの発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。

③ 避難地、避難路の指定

市長は、要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地、避難路等の指定を行う。

ア 避難対象地区の住民の避難のため、避難地を指定する。

イ 延焼火災発生時における避難のため、広域避難地、幹線避難路を指定する。また、必要に応じ避難地を指定する。

ウ 突発地震発生時の緊急避難の用に供する避難ビル等の施設を指定する。

④ 避難地、避難路の施設基準等

ア 広域避難地

周辺地区の避難者の受入れ、地震発生後の市街地火災、水害、山くずれ等からの生命の安全確保消防資機材置場、食料備蓄施設等の設置による救援、情報活動等の拠点として機能させるものとし、その設定基準は次のとおりとする。

(ア) 対象とするすべての避難者が2 km以内（徒歩1時間以内）で到達できるものとし、避難人口に見あった有効面積を有する。

(イ) 非耐火建築物の敷地面積が土地面積の2%程度以内。

(ウ) 避難者1人当たりの有効面積が概ね2 m²以上確保できる広さ。

(エ) 有効面積とは周辺の市街地火災による輻射熱からすべての避難者の生命を守るために、避難地として有効に機能できる空地の部分を目指すものとする。

(オ) 大規模ながけ崩れや津波等の浸水の危険性がなく、かつ大量の危険物施設、高圧線などによる災害危険がない場所とする。

なお、津波については、安政東海地震の際の浸水区域より推定して、安全な場所を設定することを原則とする。

(カ) 各広域避難地の避難圏域の境界は町界を原則とするが、主要道路、鉄道、河川などを横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることも考慮する。

(キ) 避難人口は昼、夜間人口のうち大なるものとする。

(ク) 要避難地区は必ずいずれかの広域避難地の避難圏に含まれるようにし、避難者の心理状況及び気象状況等により広域避難地の選択の幅をもたせる意味から、一部重複して設定する。

イ 避難地

学校、公園等の公共施設を利用するものとし、広域避難地へ行くまでの中間拠点として、避難にともなう不安や混乱の防止、住民誘導、情報伝達、応急救護の機能をもたせる。ただし、津波危険予想地域においては、周辺地区からの避難者を受入れ、津波災害から生命を守る最終避難地として機能できるものとし、その設定基準は次のとおりとする。

(ア) 対象とするすべての避難が、1 km以内（津波危険予想地域では500mを標準とし、地形、主要道路の方向、津波の進行方向等を考慮する。）で到達できるもの。

(イ) 町単位で設定することを原則とする。

(ウ) 避難者1人当たりの面積が2 m²以上確保できる広さがある場所。

(エ) 津波危険予想地域が延焼火災危険予想地域と重複する場合には「広域避難地」の設定基準に準ずる。

(オ) 避難地とは、野営する空地以外に、市長が認める耐震性を有し、耐震性の高い公共的な建築物への屋内避難も避難地とする。なお、耐震性を有する建築物とは、東海地震に対する耐震性ランク区分I a、I bの建築物をいう。

ウ 地区集合場所

自主防災組織は、災害時、注意情報発表時及び警戒宣言発令時に、一時的に集合するための場所を定める。

エ 幹線避難路

避難地から広域避難地へ住民を迅速、安全に避難させるための道路とする。

なお、避難地までの経路は住民の任意判断によるか、又は自主防災組織ごとに定めるものとし、その設定基準は次のとおりとする。

- (ア) 原則として幅員 15m以上。
- (イ) 原則として相互に交差しない。
- (ウ) 原則として代替道路も選定する。

収容人員

(エ) 広域避難地入口の幅員合計 ≤ $\frac{\quad}{2,688}$ (m)

2,688 は避難時間 1 時間以内に幹線避難路の幅員 1 mにつき、収容できる人数で、これは歩行速度毎時 2 km、人頭間隔 1.0m、1 人当たり所要幅員 0.75mとして算出したものである。

(オ) 火災爆発、建物の倒壊など危険の少ない路線。

⑤ 設定後の措置

駐車禁止等の交通規制、避難のための案内標識の設置、塀梁、堀等の安全性の向上、耐震貯水槽、可搬ポンプの設置等、機能、維持向上の措置をとる。

⑥ 避難所の指定

市長は、要避難地区の状況に応じ、災害によって居住場所を確保できなくなった者の一時的な生活支援のため、避難所を指定する。

(3) 設定状況

本市においては次のとおり設定する。

① 要避難地区

- ア 津波危険予想地域 資料編「要避難地区一覧表（津波危険予想地域の部）」
- イ 土砂災害警戒区域 資料編「要避難地区一覧表（土砂災害警戒区域の部）」

② 広域避難地 資料編「広域避難地一覧表」

③ 地区集合場所

④ 幹線避難路等 資料編「幹線避難路等一覧表、避難地避難経路図」

⑤ 避難地 資料編「避難地一覧表」

(4) 避難地、避難路の安全確保措置

① 避難地、避難路台帳の作成

避難地、避難路の計画は、現状の都市にあわせて作成されるもので、必ずしも設定基準を満足しているとは限らない。したがって安全性について検討を加え、問題の所在を把握し対策に資するため台帳を作成するものとし、記載事項は次のとおりとする。

- ア 避難地の有効面積
- イ 受入れ人員
- ウ 地質、地盤
- エ 避難地内の建築物の状況
- オ 避難地の土地利用、土地所有状況
- カ 避難路の幅員、安全性
- キ 避難地、避難路周辺の土地利用、建築状況

ク 消防力、消防施設

ケ 危険物の分布

② 問題点に対する応急的対策

避難地、避難路の安全性の向上は、基本的には都市の防災化等の中、長期対策として位置づけられるべきであるが、地震災害に対処するため、次のような措置を応急対策として実施するよう検討する。

ア 避難地内の危険物、延焼の危険のある木造建築物の除去

イ 樹木、池水の設置

ウ 避難路の交通規制

エ 防火水槽、可搬ポンプの設置

オ 同報無線受信施設、非常電源備蓄小屋、貯水槽、ろ水機の設置

カ 案内標識の設置

キ 避難路の照明（非常照明施設等）

ク 避難ビルの耐震診断

ケ 避難ビルの所有者と非常時の際の使用協定の締結

コ 除去障害物の処分場所の確保のための協定の締結

(5) 平常時に実施する災害予防措置

① 避難誘導体制整備

市長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。

② 山・がけ崩れ危険予想地域等

要避難地区については次の予防措置を講ずる。

ア 山・がけ崩れ危険予想地域図

市は、県と協力して、過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。

イ 住民への危険性の周知

市長は、地域の実情に即した方法により当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民に対しその危険性の周知に努める。

ウ 地震発生時

市長は、当該地域において立ってられないほどの強い地震が起こった場合には、即刻危険箇所から離れ、避難地（耐震性を有する屋内施設を含む。）へ避難する等地域の実情に応じ住民のとるべき行動について周知徹底に努める。

10 被災者の救出活動対策

建物の倒壊による被災者等に対する救出活動が迅速に行えるよう、平常時から次の措置を行う。

(1) 市が実施すべき事項

① 自主防災組織、事業所等及び住民に対する地域における相互扶助による救出活動について意識啓発

② 自主防災組織に対する救出活動用資機材の配備の推進

③ 救出技術の教育、救出活動の指導

- ④ 大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材を有する救助隊の整備
- (2) 自主防災組織、事業所等が実施すべき事項
 - ① 救出技術、救出活動の習得
 - ② 救出活動用資機材の点検及び訓練の実施
 - ③ 地域における自主防災組織及び事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

11 要配慮者の支援

高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その障がいの内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することとし、その内容は、共通対策編第2章第10節「要配慮者支援計画」に準ずる。

12 生活の確保

南海トラフ地震臨時情報が発表され事前避難を実施した場合及び地震災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の措置を行う。

(1) 食料及び生活必需品の確保

① 計画の基礎となる被災人員

救助対象者は避難所（被災者の避難施設）に受入れられた者、家屋の倒壊、流出、焼失等で日常生活を営むことが困難な者及び旅行者とする。

② 緊急食料の調達の基本方針

地震災害発生直後は輸送網が寸断され、輸送手段が制約されるなかで、人命救助を優先する必要があるため、緊急食料の調達は、困難が予想される。

このため、各家庭での備蓄と流通在庫の活用を基本とし、市民に対し、緊急食料の準備を呼びかける等、次の対策を講ずるものとする。

ア 市民

- (ア) 家庭で7日間程度の最低生活ができる食料を備蓄
- (イ) 家庭で避難が必要な場合に備え、最低限必要な食料、飲料水、日用品等の非常持出品の準備
- (ウ) 自主防災組織等を通じた助け合い運動の推進
- (エ) 緊急食料の共同備蓄の推進

イ 市

- (ア) 非常持ち出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の最低限の備蓄
- (イ) 市内における緊急食料流通在庫調査の実施
- (ウ) 流通在庫方式による確保が困難な食料の一部備蓄
- (エ) 国のプッシュ型支援物資の受け入れ及び配分計画の策定
- (オ) 市内における緊急食料調達及び配分計画の策定
- (カ) 緊急食料の広域物資輸送拠点（「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」に定める県広域物資輸送拠点をいう。なお、広域物資輸送拠点は、国や協定先等からの物資受入拠点及び市の備蓄物資の集積拠点も兼ねる。）及び中継拠点（広域物資輸送拠点から各避難所等への緊急物資の配分を行うための拠点をいう。）（以下「広域物資輸送拠点等」という。）の選定並びに運営管理等の検討
- (キ) 市民が実施する緊急食料確保対策の指導
- (ク) 給食計画の策定

③ 緊急食料の調達配分の具体的方針

ア 被災者が7日間程度の最低生活を維持するための食料確保を目途に計画する。

なお、被災直後の2～3日間は、②-アにより対処し、4日目以降は、「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」に基づく国からの支援等も受けて対処する。ただし、8日目以降については逐次輸送条件の改善が見込まれることから、自主調達に努めるものとする。

イ 協力店制度の確立

市内緊急食料の調達は、事前に調達に関する協定を締結するものとする。

資料編「災害救助に必要な物資の調達に関する協定書」

また、年1回は、資料編「物資保有数量報告書」により、在庫量の確認、協定先の見直しを行い、事情の変化に対応する。

ウ 緊急食料の集積配分を円滑に行うため、キラメッセぬまづを広域物資輸送拠点と定め、必要な職員を配置する。

エ 各避難所への緊急食料の配分を行うため、中継拠点を定め、必要な職員を配置する。

なお、中継拠点は、資料編「中継拠点一覧表」のとおりとする。

オ 食料の配分は、各地域の被害状況に応じ原則として避難地単位に実施する。

カ 炊き出し

自主防災組織、日赤奉仕団等と協力のうえ、避難地防災倉庫内の資機材などを活用し行う。資機材等が不足する場合の学校設備等の活用については、あらかじめ学校等と協議する。資料編「学校等給食設備一覧表」

キ 調達する食料及びその必要量

市内製造業者、卸、小売業者等の流通可能在庫調査の結果に基づき必要時に市内業者の流通在庫から調達するが、不足する場合は、県と協議し、県内外から調達する。

④ 緊急物資確保の基本方針

地震災害発生直後は輸送網が寸断され、輸送手段が制約される中で、災害応急対策は多岐にわたり、かつ負傷者の救出、自衛隊、医師団等の救助活動要員の輸送等、人命救助活動を優先すべきこと等から、緊急物資調達配分は相当の制約を余儀なくされる。このため、市民に対し緊急物資の準備を呼びかける等、次の対策を講ずるものとする。

ア 市民

(ア) 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄及び非常持出品の準備

(イ) 毛布等生活必需品について災害時の助け合いの実施

(ウ) 緊急物資の共同備蓄の推進

イ 市

(ア) 市内における緊急物資流通在庫調査の実施

(イ) 流通在庫方式による確保が困難な物資の一部備蓄

(ウ) 国のプッシュ型支援物資の受け入れ及び配分計画の策定

(エ) 市内における緊急物資調達及び配分計画の策定

(オ) 緊急物資の広域物資輸送拠点等の選定及び運営管理等の検討

(カ) 市民が実施する緊急物資確保対策の指導

⑤ 市民に対する指導及び助成

ア 市は、②-アに掲げる事項の実施を市民に対し、広報等を通じ指導する。

なお、具体的内容は次のとおりとする。

(ア) 緊急物資の備蓄

7日間程度の最低生活を維持できる緊急物資の備蓄

(イ) (ア)のうち、3日間程度の非常食料を含む非常持出品の準備

非常持出品の内容は、その重量、避難の距離により異なるが、日用品等については、おおむね次の基準により準備するものとする。

・準備すべきもの

救急薬品

〔 消毒薬、胃腸薬、かぜ薬、包帯、三角巾、油紙、ガーゼ、
バンソーコ脱脂綿、ハサミ、ピンセット等

懐中電灯、携帯ラジオ、衣類（1組）、タオル、マッチ、チリ紙、石けん、ビニール、食器、鍋又は飯ごう、はし、スプーン等

・必要により準備すべきもの

燃料（固形燃料等）、工具、毛布等

・自主的判断によるもの

貴重品、その他

(ウ) 助け合い運動の実施

自主防災組織活動の一環として、地域の実情に応じ指導する。

イ 緊急物資共同備蓄の推進

自主防災組織ごとに非常持出品を中心とする緊急物資を共同備蓄することは、災害後の生活を確保できるばかりでなく、自主防災組織の育成、自主防災意識の向上につながる。

備蓄物資としては、市民個々の非常持出品のほか、自主防災組織活動に必要な担架、医薬品、拡声器、トランシーバー、ゴザ、発煙筒等を、自主防災組織ごとに計画するものとする。

⑥ 緊急物資調達の方針

ア 被災市民の7日間程度の最低生活を確保するための物資を調達することを目途に計画する。

なお、被災直後の2～3日間は、④—アにより対処し、4日目以降は、「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」に基づく国からの支援等も受けて対処する。ただし、8日目以降については逐次輸送条件も改善されるものと見込まれることから、自主調達を中心とし、他市町村あるいは県外からの物資の移入に努めるものとする。

イ 緊急物資調達の可能性がある大手小売業者、製造業者等を中心に、次のとおり措置する。

(ア) 特に備蓄が必要な物資を除き、備蓄は行わず必要時に流通在庫から調達する。

(イ) 原則として、市内業者から調達するが、不足する物資については、県を通じ県内又は県外より調達すること。

⑦ 緊急物資の調達

ア 調達先は、資料編「生活必需品調達予定先一覧表」によるものとするが、品種数量等市内で調達不可能なものについては、市外の業者等から調達する。

イ 調達可能業者と市長の間に、調達に関する協定を締結する。

ウ 調達に関する協定は毎年1回、物資保有数量報告書により見直しを行う。

エ 緊急物資の集積配分を円滑に行うため、キラメッセぬまづを広域物資輸送拠点として定め、必要な職員を配置する。

オ 各避難所への緊急物資の配分を行うため、中継拠点を定め、必要な職員を配置する。

なお、中継拠点は、資料編「中継拠点一覧表」のとおりとする。

(2) 飲料水の確保

① 市の対策

- ア 水道基幹施設、地下埋設管の耐震化
- イ 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。
- ウ 応急復旧資材の備蓄
- エ 給水タンク、トラック、ろ水器等応急給水機材を整備するとともに、貯水槽を設置する。
- オ 工事業者等との協力体制を確立する。

② 市民の対策

- ア 家庭における貯水
 - (ア) 貯水すべき水量は1人1日3ℓを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする。
 - (イ) 貯水する水は水道水等衛生的な水を用いる。
 - (ウ) 貯水に用いる容器は衛生上安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。

③ 自主防災組織等の対策

- ア 応急給水を円滑に実施するために、給水班の編成を準備しておく。
- イ 非常時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水槽は水質検査を実施して、市の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。
- ウ ろ水器、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、燃料等応急給水に必要とされる資機材等を整備する。

(3) 燃料の確保

重要施設の管理者等の対策

(重要施設の管理者の行う措置は共通対策編第2章第15節「重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画」に準ずる。)

(4) 生活必需品等の供給計画

災害時における被服、寝具、その他の生活必需品等、非常時に必要な物資（以下「緊急物資」という。）の需給動向を把握し、応急調達に関する計画を作成することにより、災害応急対策の円滑な実施を図る。

① 計画の基礎となる被災人員

救助は、避難所に受入れられた者、家屋の倒壊、焼失、流出などで、日常生活を営むことが困難な者、旅行者等を対象とする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における日用品の調達は市民個々の責任において行い、市は原則とし調達しないものとする。

(5) 医療救護

① 市の対策

- ア 直接地域住民の生命、健康を守るため、別に定める「沼津市医療救護計画」に基づき、大規模災害時に地域住民の協力の下、医療救護活動を実施する。
- イ 大規模災害時に医療救護活動実施可能な救護病院を指定し、その機能が十分発揮できるよう、施設、設備、運営体制を整備する。
- ウ 医療救護用の資機材の備蓄及び調達の計画を作成する。
資料編「沼津・三島・駿東地区医療品等備蓄センター備蓄医薬品」
「救護所の救護装備基準（1箇所当たり）」の策定
- エ 医療チーム（DMA T等）の要請、重症患者の広域医療搬送等の対応策を作成する。
- オ 家庭救護の普及を図る。

② 自主防災組織の対策

- ア 応急救護活動を行う救出救護班を編成する。
 - イ 医療関係団体等の協力により、応急手当等救護に関する講習会を開催する。
- ③ 市民の対策
- ア 軽度の傷病については、自分で手当てを行える程度の医薬品を準備する。
 - イ 医療救護を受けるまでの応急手当等の技術を習得する。
 - ウ 献血者登録に協力する。
- (6) 防疫及び保健衛生活動
- ① 市の対策
- ア し尿処理及び防疫実施計画を作成する。
 - イ し尿処分地の選定及び仮設便所の資機材を準備する。
 - ウ 防疫用医薬品の調達計画を作成する。資料編「消毒薬品等取扱店一覧表」
 - エ 住民が行う防疫の指導をする。
 - オ 避難所等における健康支援活動に係る体制整備を図る。
- (7) 清掃活動
- ① 市の対策
- ア 被害想定に基づき、沼津市災害廃棄物処理計画を定める。
 - イ 自主防災組織等に対し、廃棄物の応急処理方法、廃棄物処理を行う際の役割分担を明示し、協力を求める。
- (8) 避難所の設備及び資機材の配備又は準備
- 市は、避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なときに直ちに配備できるように準備しておくものとする。なお、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した配備又は準備に努めるものとする。
- ① 通信機材
 - ② 放送設備
 - ③ 照明設備（非常用発電機を含む。）
 - ④ 炊き出しに必要な機材及び燃料
 - ⑤ 給水用機材
 - ⑥ 救護所及び医療資機材
 - ⑦ 物資の集積所
 - ⑧ 仮設の小屋又はテント
 - ⑨ 仮設トイレ、ポータブルトイレ、携帯トイレ
 - ⑩ 清掃用資機材
 - ⑪ 防疫用資機材
 - ⑫ 工具類
 - ⑬ 発電機
- (9) 救援・救護のための標示
- ① 市は、地震発生時のヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に行うため、小学校等の公共建物及び指定した病院の屋上に番号を標示する。
 - ② 市は、孤立するおそれがある地域について地名標示シート・無線施設等の整備を実施、促進する。
- (10) 応急住宅
- ① 市は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

- ② 市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備するものとする。

13 緊急輸送活動の体制の整備

道路管理者等は、発災後の道路等の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとする。

建設業者の若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されることから、県は将来にわたる担い手確保のため、建設業者の担い手確保・育成の取組を支援するものとする。

災害時に緊急輸送ルートや避難路の通行を確保するため、安全性・信頼性の高い道路整備の他、障害となる可能性がある沿道建築物等の耐震化を促進する。

14 災害廃棄物の処理体制の整備

- (1) 沼津市災害廃棄物処理計画を定める。
- (2) 災害時に発生する災害廃棄物の処理体制の整備及び別に定める仮集積場の確保に努める。
- (3) 広域処理体制の確立に努めるものとする。

15 公共土木施設等の応急復旧

市は、その所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うために、あらかじめ体制・資機材の整備に努める。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化するものとする。

- (1) 工作作業隊の編成

災害時の応急復旧を円滑に行うため、車両、人員、機械等の実態を把握するとともに、あらかじめ建設事業者による工作作業隊（以下「工作作業隊」という。）の編成方法を定め、平素より連絡体制の円滑化を図る。

また、工作作業隊の活動を円滑にするため、資機材、燃料等に関する協定を締結する。

資料編「応急復旧班及び建設業工作作業隊編成及び出動可能人員・機械一覧表」

資料編「工作作業隊区域割図」

資料編「市有建設機械一覧表」

資料編「市内建設機械保有（リース）業者」

16 情報システムの整備

災害時において、情報を迅速かつ的確に把握し、円滑な防災対策を実施するよう、情報システムの高度化及び多重化を図る。また、関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。

17 地震防災(災害)対策用車両の確保

大規模地震対策特別措置法第 21 条及び災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定される、防災(災害)応急業務に従事すると認められる車両について、事前に必要事項の届出を行うとともに、制度の周知徹底に努める。

18 文化財に対する防災対策

我々の祖先が数百年、数千年にわたって国民的財産として伝えてきた文化財を地震災害から守り、歴史を正しく理解し精神文化を向上させる糧として、文化財を後世に伝承するための計画を進める。

(1) 安全対策の方針

文化財の地震対策については、文化財ごとに地震防災応急計画として定めるところであるが、次の点に重点を置いた対策を進めるよう指導する。

① 建造物

建造物の管理状況、特に危険箇所や防災施設の実態を把握、防災施設の点検等常に安全確保に留意し、可能な修理補強等を実施する。

② 美術工芸品、民俗資料保存のための諸施設を整備し、緊急時における美術工芸品の盗難防止措置をあらかじめ定めるとともに、鉄砲、刀剣類の安全管理には万全を期す。

③ 史跡、名勝、天然記念物

土地が指定の対象となっている史跡、名勝、天然記念物等については崩壊、倒木など危険箇所の実態を把握するとともに、立入禁止など一般への周知を徹底するとともに危険箇所の整備を実施し、安全を確保する。

(2) 防災組織の結成等地域の防災対策の推進

文化財所有者等は、防災組織の確立、防災訓練の実施等防災体制の確立を地域住民等の協力を得て行い、地域ぐるみの保存対策をすすめる。

(3) 行政機関の対応方針

市等文化財行政機関にあつては、管内文化財の実態を把握するとともに、防災対策について文化財所有者、管理者に対する指導を行い、あわせて歴史民俗資料館等の既存施設の充実を図り、諸文化財の保存に努める。

また、市民に対して文化財愛護団体の諸活動を通じて文化財に対する防災知識の啓発を図る。

19 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

市は南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域として指定されたため、南海トラフ地震に伴い発生する津波から避難するため緊急に実施すべき事業に関する計画（津波避難対策緊急事業計画）を作成することができる。なお、市は津波避難対策緊急事業計画を作成する場合は、その計画の基本となるべき事項として、津波避難対策の推進に関する基本的な方針並びに津波避難対策の目標およびその達成期間について、定めておくものとする。

第3章

地震防災施設緊急整備計画

第1節 計画の目的

本章は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく地震対策緊急整備事業及び地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業等により、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備方針を定めるものである。

第2節 地震防災施設整備方針

1 方針策定の主旨

南海トラフ地震等による災害から、市民の生命、身体及び財産を保護するため、次の事項を目的に地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行い、地震に強いまちづくりを進める。

- (1) 多数の人的被害が発生するおそれのある地域における被害要因をあらかじめ除去又は軽減すること
- (2) 地震発生後の被災地域住民等の生活を確保すること
- (3) 地震発生後の混乱を緩和し、救援活動を中心とする災害応急対策を確保すること

2 防災業務施設の整備

(1) 消防用施設の整備

地震発生時に予想される火災から、住民等の生命、身体及び財産を守るため、消防ポンプ自動車、防火水槽、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。

(2) 通信施設の整備及び情報処理体制の整備

地震発生時及び南海トラフ地震臨時情報発表時に予想される電話のふくそう、途絶に対する情報体制の整備を図る。このため、防災関係機関が災害情報を迅速かつ的確に把握し、防災対策を円滑に実施するために必要な無線通信施設を整備するとともに、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。

また、情報を集約、分析するための情報処理システムの高度化を図る。

住民等の混乱を防止し、生活を支援するための情報提供システムの整備を図る。

- ① 地域防災無線システム 基地局・中継局・子局整備等

3 地域の防災構造化

(1) 避難地の整備

避難困難地区の解消、避難者の受入能力増強等避難の阻害要因を解消するため、避難地及び広域避難地の整備を図る。

農村、山村、漁村においては、避難人口の規模に応じた避難地の整備を図る。

(2) 避難路の整備

幹線避難路等市長の指定する避難路について、所要避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。

(3) 消防活動用道路の整備

人口密集地等で人家が連担し、それに比して道路が十分整備されていないため、十分な消防

活動を行うことができない恐れがある区域においては、道路の拡幅、直線化等により消防活動の円滑化を図る。

(4) 電線共同溝等の整備

災害時におけるライフライン機能の確保のため、電線共同溝の電線等公益物件を収容するための施設について、各事業者と調整を行いつつ整備を図る。

(5) 老朽住宅密集市街地地震防災対策

建物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、市街地の面的な整備、建築物の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。

4 緊急輸送路の整備

(1) 道路の整備

緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

地震発生時に予想される道路の寸断に備え、緊急輸送のためにルートの多重化や代替性を考慮し、海路、空路を含めて構築された緊急輸送ネットワークと連携しつつ、緊急輸送路の整備、交通障害の防止又は軽減の措置を図る。

第1次緊急輸送路（高規格幹線道路、国道1号、246号、414号及びアクセス道路で、輸送の骨格をなす道路）、第2次緊急輸送路（第1次緊急輸送路と市役所を連絡する道路）及び第3次緊急輸送路（第1次又は第2次緊急輸送路と物資集積地、避難地、市役所、市民窓口事務所を連絡する道路）を指定し、人員、物資の輸送に支障のないように整備する。

(2) 漁港施設の整備

人員、緊急物資、復旧用資機材等を輸送するため、漁港の整備を図る。

5 防災上重要な建物の整備

(1) 医療施設の整備

在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化の促進を図る。

(2) 社会福祉施設の整備

社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため、施設の耐震化を図る。

(3) 学校施設の整備

児童・生徒の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため学校等の施設の整備を図る。

(4) 不特定多数が利用する公的建物の整備

教養文化施設、集会施設、スポーツレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。

(5) 庁舎・消防施設の整備

庁舎、消防施設等災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。

(6) 地域防災拠点施設の整備

地域の防災活動を円滑に実施するため、また平常時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。

地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場等オープンスペースの整備を図る。

6 災害防止事業

(1) 山崩れ、地すべり等の防止

地震防災応急対策及び災害応急対策を円滑に実施するため、地震による災害の発生が予想される土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）について防災施設の整備又は住宅の移転等の事業の推進を図る。

(2) 津波による災害の防止

津波により著しい被害が生じる恐れのある地域における住民の生命・身体・財産を保護し、避難の円滑化を図るために、河川・海岸・漁港施設の整備を図る。

7 災害応急対策用施設等の整備

(1) 上水道施設の整備

飲料水を確保するため、配水池等上水道施設の耐震化並びに緊急連絡管、緊急遮断弁及び非常用電源の整備を図るとともに、応急対策、避難対策などの拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設・設備の整備を図る。

(2) 備蓄倉庫の整備

食料、生活必需品等の物資及び防災資機材の備蓄のため、備蓄倉庫の整備を図る。

(3) 応急救護設備等の整備

負傷者の応急救護等の救護機能を確保・強化するため、救護設備その他の応急的な措置に必要な設備または資機材の整備を図る。

(4) 緊急輸送用車両等の整備

緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両の整備を図る。

第3節 地震対策緊急整備事業計画

市は、東海地震等による災害から、市民の生命、身体及び財産を守るため、地震防災上緊急に整備する施設等について地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく地震対策緊急整備事業を行うための計画を定める。

なお、施設全体が未完成であっても、一部の完成によって相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。本計画の事業期間は、令和6年度までである。

第4節 地震防災緊急事業五箇年計画

市は、東海地震、神奈川県西部の地震等による災害から、市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備する施設等について、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業を実施する。平成8年度から平成12年度までの第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次五箇年計画、平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画、平成23年度から平成27年度までの第4次五箇年計画、平成28年度から令和2年度までの第5次五箇年計画に続き、令和3年度から令和7年度までの第6次五箇年計画を実施している。

第4章

南海トラフ地震臨時情報への対応

国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、市は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容を踏まえて、以下のとおり定める。

また、市は「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討 静岡県版ガイドライン」等を参考に、事前避難対象地域等の住民の避難に関する事項等を地域防災計画又はその他の計画に位置付けるものとする。

なお、防災関係機関の実施すべき防災対応についても、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容を踏まえて、本章において定める。

I 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報(調査中)の伝達等

- ・市は、南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合、「災害時の職員配備体制の基準」に基づき「情報連絡体制」をとり、関係所属による情報収集及び連絡活動を行うものとする。
- ・関係所属の組織体制、情報の収集・伝達に係る役割分担は、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第4節 通信情報計画」に準ずる。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報(調査中)発表時	情報連絡体制 各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制をとる。

II 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の伝達等

市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合、「災害時の職員配備体制の基準」に基づき「事前配備体制」をとり、事態の推移を踏まえ、以下のとおり、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行うものとする。

関係所属における情報の収集・伝達に係る役割分担は、「共通対策編 第2章 災害予防計画 第2節通信施設等整備改良計画 第3章 災害応急対策計画 第2節組織計画 第4節通信情報計画」に準ずる。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時	<p>事前配備体制 事態の推移を踏まえ、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行い、警戒活動等を実施する体制をとる。</p> <p>その他に次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の伝達 ・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時」に記載しているイ～カの措置については、速やかに対応できるよう準備・検討等を開始する。 <p>※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。</p>

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。

市は、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

周知及び呼びかけの方法は、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第4節 通信情報計画 第5節 災害広報計画」に準ずる。

第3節 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は、1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第4節 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

Ⅲ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の伝達、災害対策本部等の設置等

市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、「災害時の職員配備体制の基準に基づき「災害警備本部」を設置し、全庁的な情報共有体制をとるとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施する体制をとるものとする。

市の情報共有体制、組織体制、情報伝達方法は、「共通対策編 第2章 災害予防計画 第2節 通信施設等整備改良計画 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第4節 通信情報計画 第5節 災害広報計画」に準ずる。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時	<p>災害警備本部体制</p> <p>全庁的な情報共有体制をとるとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施する体制をとる。</p> <p>副市長及び各部長等で構成する災害警備本部対策会議を開催し、必要な対応については検討を行う。</p> <p>その他に次の措置を講ずる</p> <p>ア 情報の伝達</p> <p>イ 必要な事業を継続するための措置</p> <p>ウ 日頃から地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置</p> <p>エ 施設及び設備等の点検</p> <p>オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置</p> <p>カ 防災対応実施要員の確保等</p> <p>キ 職員等の安全確保</p> <p>※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。</p>

第2節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。

市は、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

周知及び呼びかけの方法は、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第4節 通信情報計画 第5節 災害広報計画」に準ずる。

第3節 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震(南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震)に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第4節 避難対策等

市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表され、国から指示が発せられた場合に、直ちに避難対策等を実施するため、住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波からの緊急避難が間に合わない地域(以下「事前避難対象地域」という。)の設定や、事前避難対象地域内の住民等への避難の呼びかけ及び事前避難先等についてあらかじめ定める。なお、当該計画は津波避難施設の整備状況、避難訓練の実施状況等を踏まえ、見直していくものとする。

事前避難対象地域については、地域の実状等を踏まえ、以下の2種類に区分する。

・住民事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、全ての住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域

・高齢者等事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、要配慮者に限り後発地震に備え1週間避難を継続すべき地域

市は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

市は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等以外の地域住民等及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された際に、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

1 地域住民等の事前避難行動等

(1) 基本方針

市長は、津波避難施設等の整備状況や避難訓練の実施状況等の地域の特性を踏まえて定めた事前避難対象地域内の住民等に対して、後発地震に備え1週間、事前避難を継続するよう呼びかけるものとする。

(2) 事前避難対象地域の設定

市は、津波による被害の発生が予想される地区等において、地域の特性を考慮のうえ、住民事前避難対象地域及び高齢者など事前避難対象地域を以下の通り設定する。

- ・住民事前避難対象地域

沼津市津波避難計画に定める津波避難困難地区のうち戸田地区の大中島地区・小中島地区・一色地区の一部

- ・高齢者等事前避難対象地域

静岡県第4次地震被害想定における最大浸水想定区域（住民事前避難対象地域を除く。）とし、避難対象者は沼津市災害時要援護者避難支援計画に基づく避難行動要支援者とする

(3) 避難指示等の基準

市長は、国から指示が発せされた後、事前避難対象地域内の住民等に対して、以下のとおり避難指示等を行うものとし、対象地区等について、あらかじめ定めるものとする。

- ・住民事前避難対象地域：避難指示
- ・高齢者等事前避難対象地域：高齢者等避難

(4) 避難指示等の伝達方法

市長は、避難の指示等をしたときは直ちに指示等が出された地域の住民等に対して、同時通報用無線等により広報し、その旨の周知徹底を図る。

(5) 避難に関する情報の平時からの周知事項

南海トラフ地震臨時情報が発表された際に、社会が混乱することなく防災対応を行うためには、住民等が、事前に南海トラフ地震臨時情報そのものを理解している必要がある。

このため、市は、あらゆる機会を捉え、南海トラフ地震臨時情報の内容や情報が発表された場合にとるべき以下の事項等について広報に努め、住民等が正しく理解し、あらかじめ検討した対応を確実に実施できるよう努める。

- ① 事前避難対象地域の地区名等
- ② 家具の固定、備蓄物資の確認、非常持出品の確認等の日頃からの備えの再確認
- ③ 安全な避難場所・避難経路等の確認
- ④ 避難行動における注意事項

(6) 避難計画の作成

市は、事前避難対象地域の住民等が一定期間避難生活するための避難所の選定、避難経路の指定等の避難実施に係る計画をあらかじめ定めるものとする。

2 避難所の運営

(1) 基本方針

事前避難先は、避難を必要とする住民の親類・知人宅等を基本とするが、市は、親類・知人宅等への避難が困難な住民等のために、あらかじめ定めた施設に避難所を設置するものとする。

また、市は、住民等と避難所の運営方法などについて、あらかじめ具体的に検討・調整するものとする。

(2) 避難所の設置及び避難生活

① 避難生活者

事前避難対象地域の住民等のうち、親類・知人宅等への避難が困難な住民等とする。

② 設置場所

市があらかじめ定めた施設に設置するものとする。

③ 設置期間

国が「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、後発地震に備え避難を継続すべきとした1週間とする。

④ 避難所の運営

避難者が自ら行うことを基本とし、市は、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割等について、住民等と検討・調整を行うものとする。

第5節 消防機関等の活動

市は、「南海トラフ地震臨時情報」(巨大地震警戒)が発表された場合において、消防機関・消防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

- ・津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- ・事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

第6節 警備対策

警察は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- 1 正確な情報の収集及び伝達
- 2 不法事案等の予防及び取締り
- 3 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導・支援

第7節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合において、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

2 電気

電気事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合において、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

3 ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

4 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合において、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービスの運用、周知等の措置をとるものとする。

5 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即した体制の整備を図るものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取組みなど、地域住民等が防災行動等をとるために、必要な情報の提供に努めるものとする。なお、情報の提供に当たっては、聴覚障がいのある人等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕等の活用に努めるものとする。

第8節 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合及び後発地震の発生に備え、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置としてとるべき内容を定めておくものとする。

第9節 交通

1 道路

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動について、警察は、地域住民等に周知するものとされている。

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

2 海上

在港船舶の避難等対策について、海上保安部及び漁港管理者は、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずるものとされている。

津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、漁港管理者は、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずるものとされている。

3 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される前の段階から、当該情報が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供するものとする。

第 10 節 市が管理等を行う施設等に関する対策

1 防災上重要な施設に対する措置

防災上重要な施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、市が行う点検、整備等について以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。

区 分	内 容
港湾及び漁港施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・海上交通の安全を確保するために、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。 ・津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。 ・港湾および漁港が管理する水門・陸閘について、閉鎖状況及び閉鎖手順の確認等、津波の発生に備えた措置を講ずる。
河川及び海岸保全施設	<ul style="list-style-type: none"> ・水門・樋門・陸閘について、閉鎖状況を確認し、津波の発生に備えて閉鎖手段を確認する。 ・施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他の措置を講ずる。 ・管理システム、防災システム等の操作手順を確認し、必要な点検を実施する。
ため池及び用水路	ため池及び農業用水路について、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じてため池からの放流、用水路の断水又は減水を行えるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。
道路	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。
砂防、地すべり、急傾斜地、治山等	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害監視システム等による監視体制を整える。また、土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための国・県等との連絡体制を整える。 ・巨大地震発生時の土砂災害警戒情報の運用について、静岡地方気象台と確認する。
工事中の公共施設、建築物、その他	地震関連情報の収集に努め、状況に応じて工事中断等の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全措置を講ずる。
水道水供給施設及び工業用水道施設	溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。

2 不特定かつ多数の者が出入りする施設に対する措置

市が管理し、不特定かつ多数の者が出入りする施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、市が行う防災対応を以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。

なお、市以外が管理する施設等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の防災対応については、下記内容を参考にしてそれぞれ施設の管理者が定めるものとする。

区 分	内 容	
各施設が共通して定める事項	ア 情報の伝達 イ 必要な事業を継続するための措置 ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 エ 施設及び設備等の点検 オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ 防災対応実施委員の確保等 キ 職員等の安全確保	
施設の特性に応じた主要な個別事項	病院	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性等、建物の安全が確保されている施設においては、原則、営業を継続するものとする。 ・また、入院患者等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法をあらかじめ定める。 ・入院患者等の状況に応じて、安全確保に向けた転院や院内の上層階への垂直避難等の準備を検討する。 ・入院患者等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者等、安全確保のための措置をあらかじめ定める。
	学校	児童生徒等の安全確保のために必要な具体的措置について ア 高齢者等事前避難対象地域に位置する幼稚園等、小学校等の1週間程度の休校措置。その際、児童生徒等が在校中の場合は、安全が確保できる場所へ避難誘導し、状況に応じて帰宅又は家族等への引き渡しを実施する。 イ 上記に指定されていない地域にある学校については、避難場所、避難経路、登下校路の安全確認など後発地震に備えた再確認を実施する。
	社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の安全性を十分に考慮して、その内容を定めるものとする。 なお、要配慮者の事前避難に当たっては、避難先までの移動や、生活環境の変化などにより体調を崩すことも想定されることから、社会福祉施設に入所している要配慮者については、浸水しない上層階が同一施設にあり、かつ安全が確保される場合は垂直避難も検討するよう努める。 ・事前避難対象地域内にある施設は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等をあらかじめ定める。この場合において、避難行動要支援者等の避難誘導について、配慮するものとする。

第 11 節 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

市以外の滞留旅客等の避難誘導及び保護すべき機関においては、滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。

第5章

災害応急対策

第1節 計画の目的

地震災害が発生した場合の、市、防災関係機関等の災害応急対策について定める。

海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、東日本大震災で見られたような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を越える事態が発生する恐れがあることに十分に留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

第2節 防災関係機関の活動

1 計画の目的

地震発生時の市及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに警戒本部との関連について定める。

2 市

(1) 災害警備本部等の設置

地震が発生し、又は遠隔地における地震等により本市沿岸部に対し、津波に関する注意報・警報が発令された場合で、災害対策本部を設置するに至らないときは、情報連絡体制又は事前配備体制をとり、必要に応じて沼津市災害警備本部（以下「警備本部等」という。）を設置する。
資料編「沼津市災害警備本部編成表」

(2) 災害対策本部の設置

市長は、地震が発生し、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、沼津市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置するとともに、その旨を県（静岡県災害対策本部が設置された場合は、静岡県災害対策本部東部支部（以下「県災害対策支部」という。）に報告する。

(3) 災害対策本部の所掌事務

災害対策本部はおおむね次の事項を所掌し、事務分掌は沼津市災害対策本部事務分掌による。

① 災害対策本部

- ア 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
- ウ 消防、水防その他の応急措置
- エ 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」に基づく応援部隊等の受入
- オ 被災者の救助、救護、その他の保護
- カ 施設及び設備の応急の復旧
- キ 防疫その他の保護衛生
- ク 避難指示又は警戒区域の設定
- ケ 緊急輸送の実施
- コ 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給
- サ 県への要請、報告等、県との災害応急対策の連携
- シ 自主防災組織との連携及び指導

ス ボランティアの受入れ

② 消防団

ア 被害状況等の情報の収集と伝達

イ 消火活動、水防活動及び救助活動

ウ 避難地の安全確保及び避難路の確保

エ 地域住民等の避難地への誘導

オ 危険区域からの避難の確認

カ 自主防災組織との連携、指導、支援

キ 地域住民等への避難指示の伝達

(4) 災害対策本部の運営

「沼津市災害対策本部条例」(昭和 37 年沼津市条例第 26 号)「沼津市災害対策要綱」及び、「沼津市災害対策本部運営要領」の定めるところとし、その概要は次のとおりである。

① 本部室

本部室は、市庁舎 4 階の危機管理センターに設置し、本部長、副本部長、部長、副部長、統括及び調整部各班員のうち、あらかじめ各班長が指名する職員のほか沼津市災害対策本部運営要領に定める各部より派遣される職員をもって構成する。

② 本部室に勤務する職員は、本部長の指揮を受け、災害対策上の指示又は情報について、本部室と所属部等との連絡調整に当たる。

③ 災害時に市庁舎が被災し、災害対策本部としての機能を果たすことができないときは、南消防署、市民文化センター、図書館の順位でその機能を代替する。

④ 本部設置及び廃止の通知

本部長は災害対策本部を設置又は廃止したときは、災害対策関係機関及び沼津市災害対策本部運営要領に定める者のうち、必要と認める者に通知する。

(5) 避難地

地域における情報の収集、伝達及び自主防災組織との連絡調整、その他災害応急活動を行うための地域拠点として、避難地に市職員を派遣する。

① 職員のうち 1 人をあらかじめ責任者と定め、責任者が事故あるときを想定し、責任者を代理、補佐する者も同時に定めるものとする。

② 震度 4 以上の地震を覚知したとき、又は本市沿岸部に津波警報が発令されたときは、避難地を開設する。

ただし、津波警報発令時は、津波危険地域の避難地のみとする。

③ 避難地における職員の行動基準

ア 避難地職員の分担する業務はおおむね次のとおりとする。

(ア) 担当地区内の被害状況の把握

(イ) 市本部等への避難状況、被害状況の報告

(ウ) 市本部等からの指示、その他の情報を、避難者へ伝達並びに避難者の指導

(エ) その他自主防災組織、避難地施設管理者等との連携による避難場所の管理

イ 避難地における職員の行動基準

(ア) 避難者を自主防災組織単位でまとめ、避難地内に待機させる。

(イ) 自主防災組織役員、消防団員等と協力し、避難者の冷静な行動を呼びかける。

(ウ) 避難地内及び周辺部の被害状況を把握し、市本部等へ無線等を使用して報告する。

(エ) 市本部等からの指示及びテレビ、ラジオ等により収集した情報を避難者に伝達する。

(オ) 周辺部に火災、要救護者等が発生した場合は、避難者と協力して、初期消火、救出・

救護を行う。

(カ) 避難地内の各種問題点については、市本部等と連絡しながら処理する。

(6) 職員動員（配備）

① 職員自動参集基準

「災害時の職員配備体制の基準」による。

② 本部室に勤務する職員は、災害対策本部が設置されたときは、直ちに本部室において、災害応急対策に当たる。

③ 災害対策本部の各班に所属し、災害応急対策を実施するものとして、あらかじめ定められた職員は、災害対策本部が設置されたとき、直ちに所定の場所において災害対策に当たる。

④ 勤務所に登庁することが困難な場合は、最寄りの避難地等に出動して、その旨を所属長等に報告し、指示を受ける。

⑤ 動員班長は、地震災害発生後速やかに職員の配備状況を把握するものとする。

3 消防本部

市災害対策本部及び防災関係機関と緊密な連携をとるものとする。所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

(1) 被害状況等の情報収集と伝達

(2) 消火活動、水防活動及び救助活動

4 防災関係機関

(共通対策編 第1章総則 第2節「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。)

第3節 情報活動

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第4節「通信情報計画」に準ずる。)

第4節 広報活動

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第5節「災害広報計画」に準ずる。)

第5節 緊急輸送活動

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第19節「輸送計画」に準ずる。)

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

第6節 広域応援活動

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第3節「応援・受援計画」に準ずる。)

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入は、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

また、相互応援協定の締結に当たっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

第7節 災害の拡大及び二次災害防止活動

1 計画の目的

災害の拡大を防止するため消防活動、水防活動及び救出活動について、市、消防本部、自主防災組織並びに市民が実施すべき事項を示す。

降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止対策を講じることとする。特に海岸保全施設等に被害があった地域では二次災害の防止に十分留意するものとする。

2 消防活動

(1) 基本方針

地震災害により発生する火災は、各地区で同時に多発する可能性が大きい。したがって、次の基本方針により消防活動を行う。

- ① 市民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。
- ② 地域の住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。
特に、危険物等を取扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。
- ③ 消防署及び消防団は、地震発生時の同時多発火災に対処するため、駿東伊豆消防組合警防規程及び沼津市消防団災害活動実施要領の定めるところにより、多数の人命を守ることを最重点にした消防活動を行う。
- ④ 消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(2) 消防本部及び消防団の活動

① 火災発生状況等の把握

消防長にあつては消防署を、市長にあつては消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

- ア 延焼火災の状況
- イ 自主防災組織の活動状況
- ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況

② 消防活動の留意事項

消防長は地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し、消防活動を指揮する。

- ア 延焼火災件数の少ない区域は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。

- イ 多数の延焼火災が発生している地区は住民等の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。
 - ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
 - エ 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
 - オ 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。
- (3) 事業所（この章においては、研究室、実験室を含む。）の活動
- ① 火災予防措置
 - 火気の消火及び都市ガス、高圧ガス（L P ガスを含む。）、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。
 - ② 火災が発生した場合の措置
 - ア 自衛消防隊（班）等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
 - イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。
 - ② 災害拡大防止措置
 - 都市ガス、高圧ガス（L P ガスを含む。）、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。
 - ア 周辺地域の居住者等に対し、避難等の行動をとる上で、必要な情報を伝達する。
 - イ 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。
 - ウ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。
- (4) 自主防災組織の活動
- ① 各家庭等におけるガス栓の閉止、L P ガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともに、その点検及び確認を行う。
 - ② 火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期消火活動に努める。
 - ③ 消防隊（消防署、消防団）が到着したときは、消防隊の長の指揮に従う。
- (5) 市民の活動
- ① 火気の遮断
 - 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに、都市ガスはメーターガス栓、L P ガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーを遮断する。
 - ② 初期消火活動
 - 火災が発生した場合は、消火器、くみおき水等で消火活動を行う。

3 水防活動

地震による洪水に対する水防活動の概要を示す。

なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、沼津市水防計画の定めるところによる。

(1) 水防管理者及び水防管理団体の活動

- ① 地震による洪水の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。
 - なお、呼びかけを行った旨を沼津警察署長に通知するとともに、沼津土木事務所及び富士土木事務所を經由して静岡県知事へその旨を報告する。
- ② 水防管理者又は消防機関の長は、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及

び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。

- ③ 河川、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに必要な応急措置を講ずるものとする。

(2) 水防活動の応援要請

- ① 水防管理団体は、相互に協力するとともに、必要に応じ応援を要請する。

ア 水防管理者は、水防上必要があるときは、あらかじめ相互に協定して隣接水防管理者に対し応援を要請する。

イ 水防管理者は、水防のため必要があるときは、沼津警察署長に対して、警察官の出動要請をする。

- ② 市長は、必要があるときは、次の事項を示し、自衛隊又は海上保安庁の派遣要請を県知事に、警察官の派遣要請を沼津警察署長にそれぞれ要求する。

ア 応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする人員、資機材

ウ 応援を必要とする場所

エ 期間その他応援に必要な事項

4 人命の救出活動

(共通対策編 第3章 第7節「避難救出計画」に準ずる。)

5 被災建築物等に対する安全対策

(共通対策編 第3章 第12節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。)

第8節 避難活動

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第7節「避難救出計画」に準ずる。)

第9節 社会秩序を維持する活動

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第18節「社会秩序維持計画」に準ずる。)

第10節 交通の確保対策

(共通対策編 第2章災害予防計画 第3節「防災知識の普及計画」、第3章災害応急対策計画 第20節「交通応急対策計画」に準ずる。)

第 11 節 地域への救援活動

1 計画の目的

日常生活に支障をきたしたり災者等に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資及び燃料の確保、医療救護活動、保健、衛生等の確保活動、遺体の搜索、応急住宅の確保並びにボランティア活動への支援について、市、自主防災組織、市民等が実施する対策を示す。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る地域への救援活動については、「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

2 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保

(共通対策編 第3章 第7節「避難救出計画」に準ずる。)

3 給水活動

(共通対策編 第3章 第11節「給水計画」に準ずる。)

4 燃料の確保

(共通対策編 第3章 第10節「衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画」に準ずる。)

5 医療救護活動

(共通対策編 第3章 第13節「医療助産計画」に準ずる。)

6 し尿処理

(共通対策編 第3章 第15節「清掃計画及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。)

7 廃棄物(生活系)処理

(共通対策編 第3章 第15節「清掃計画及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。)

8 災害廃棄物処理

(共通対策編 第3章 第15節「清掃計画及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。)

9 防疫活動

(共通対策編 第3章 第14節「防疫計画」に準ずる。)

10 遺体の搜索及び措置

(共通対策編 第3章 第16節「遺体の搜索及び措置埋葬計画」に準ずる。)

11 応急住宅の確保

(共通対策編 第3章 第12節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。)

12 ボランティア活動への支援

(共通対策編 第3章 第25節「ボランティア活動支援計画」に準ずる。)

13 被災者生活の支援

(共通対策編 第3章 第22節「社会福祉計画」に準ずる。)

第12節 学校における災害応急対策及び応急教育計画の内容

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第21節「応急教育計画」に準ずる。)

第13節 被災者の生活再建等への支援

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第22節「社会福祉計画」に準ずる。)

第14節 市有施設及び設備等の対策

1 計画の目的

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な市有施設、設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

2 行政無線施設

(1) 同報無線

基地局施設の作動状態を確認し、障害がある場合、また受信局に障害が生じた場合は、あらかじめ定めた業者等に依頼し、速やかな復旧措置を講ずる。

(2) 行政無線

基地局施設等の作動状態を確認し、障害がある場合は、あらかじめ定めた業者等に依頼し、速やかな措置を講じ、携帯局との通信を確保する。また、県防災行政無線施設（ファクシミリを含む。）についても作動状態を確認し、障害がある場合は、速やかな復旧措置を講ずるよう東部方面本部に要請するとともに、東部方面本部との連絡に障害がある場合は災害復旧用無線電話等を活用し、緊急連絡を行う。

(3) 地域防災無線

基地局施設等の作動状態を確認し、障害がある場合は、あらかじめ定めた業者等に依頼し、速やかな措置を講じ、移動局等通信を確保する。

3 公共施設等

(1) 道路

① 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

道路管理者相互に連携し、パトロール等により被害情報の収集橋梁等施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

② 応急措置の実施、2次災害の防止

県公安委員会及び道路管理者相互に連携し、必要な交通規制措置を講ずるとともに、緊急

輸送路を基本とし、迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。

③ 緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施

緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき、建設業協会等に協力を求め、資機材を確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。

(2) 河川及び海岸保全施設

① 被害情報の収集・施設の点検・情報連絡

パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

② 水門等の操作

津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。

③ 応急措置の実施、2次災害の防止

従前の防災機能が損なわれ2次災害のおそれがある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。

④ 資機材の確保、応急復旧工事の実施

施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき、建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。

⑤ 住民への連絡

避難等が必要な場合は、速やかに当該地域の住民へ状況の連絡に努める。

(3) 砂防、急傾斜地等

① 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

パトロールや地域住民からの情報連絡等により、指定地等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

② 応急措置の実施、2次災害の防止

2次災害のおそれがある場合、危険箇所への立ち入り禁止措置等、必要な応急措置を講ずる。

③ 資機材の確保、応急復旧工事の実施

2次災害の発生等、危険性を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急復旧工事を実施する。

④ 住民への連絡

避難等が必要な場合は、速やかに当該地域の住民へ状況の連絡に努める。

(4) 港湾及び漁港施設等

① 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

パトロール等により岸壁等港湾及び漁港施設の被害情報の収集施設機能の点検を行うとともに、港湾及び漁港施設利用者に対し被害状況の調査及び点検の実施を要請する。また、関係機関に情報を連絡する。

② 応急措置の実施、2次災害の防止

危険箇所への立ち入り禁止措置や陸閘・水門等の機能欠損箇所における応急修繕等の応急措置を講ずる。

③ 緊急輸送岸壁の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施

緊急輸送岸壁の早期確保を最優先し、必要に応じ、「災害時における応急対策業務に関する

協定」等に基づき、建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急工事を実施する。
また、港湾及び漁港施設利用者に対し、港湾機能の障害となるもの等への早期対策を要請する。

(5) 雨水貯留池、ため池及び用水路

① 被害状況の把握

雨水貯留池、ため池及び用水路の被害状況を調査する。

② 応急措置の実施及び警察署長への必要な措置の要請

施設等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに警察署長に対し状況を連絡し、避難指示等必要な措置をとるように要請するとともに、迅速に応急措置を講ずる。

(6) 災害応急対策上重要な庁舎等

① 庁舎管理者は、消防署、市庁舎等、防災上重要な庁舎の施設及び設備を点検し、被害状況を確認する。

② 施設及び設備が破損した場合は防災機関としての機能に支障のないよう応急措置を講ずる。

(7) 工事中の公共施設、建築物、その他

津波の危険のある地域においては、工事を中止し、必要に応じて安全確保のための措置を講ずる。ただし、作業員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。

(8) コンピュータ

① コンピュータ・システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。

② コンピュータ・システムに障害が生じた場合は速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

第 15 節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策

1 計画の目的

市民生活に密接な関係のある防災関係機関等が実施する災害応急対策の概要を示す。

2 防災関係機関の対策

(1) 水道（市）

① 災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講ずる。

② 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

③ 配管の仮設等による応急給水に努める。

④ 医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。

(2) 電力（東京電力パワーグリッド株式会社静岡総支社）

① 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によっては危険防止のため送電を停止する。

② 電力が不足する場合は、電力広域的運営推進機関と協調し、電力供給の確保に努めると共に、必要に応じて他電力会社へ資機材や要員派遣等の依頼を行う。

③ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。

④ 電力の供給再開までに、長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。

(3) ガス（静岡ガス株式会社・一般社団法人静岡県LPガス協会）

① 都市ガスは、各社が定める停止基準値を超えた場合は、ガスの供給を停止する。

② 都市ガス及びLPガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。

- ③ 都市ガス及びLPガスの施設の安全点検を実施する。
 - ④ 都市ガスは供給の安全が確認された区域から順次供給を再開する。
 - ⑤ 避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。
 - ⑥ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。
- (4) 通信（西日本電信電話株式会社及び株式会社NTTドコモ東海支社）
- ① 西日本電信電話株式会社
 - ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。
 - (ア) 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ災害復旧用無線電話機等を運用し、臨時公衆電話を設置する。
 - (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171サービスを提供する。
 - (ウ) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
 - (エ) 通信の早期疎通を図るため工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。
 - ② 株式会社NTTドコモ東海支社
 - ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。
 - (ア) 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ携帯電話の貸し出しに努める。
 - (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言板、災害用音声お届けサービスを提供する。
 - イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
 - ウ 通信の早期疎通を図るために工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。
- (5) 放送（日本放送協会、民間放送会社）
- ① 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により、放送が不可能となった場合は、常設以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し、放送の継続確保を図る。
 - ② 応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。
 - ③ 臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し、地震情報、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。
- (6) 市中金融機関
- ① 被災金融機関は、営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。
 - ② 災害復旧に必要な資金の融通のための迅速適切な措置を講ずる。
 - ③ 東海財務局静岡財務部は、日本銀行静岡支店と協議のうえ、相互の申合せを行い次の措置を講ずる。
 - ア 必要に応じて営業時間の延長、休日の臨時営業等
 - イ 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い
 - ウ 被災関係手形の支払呈示期間経過後、交換持出し、不渡処分猶予等
- (7) 鉄道
- ① 不通区間が生じた場合は、う回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努めるとともに、併行社線との振替輸送等の措置を講ずる。
 - ② 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。
 - ③ 早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等、必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。

(8) 道路

- ① 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に連携し、道路施設の点検巡視を行い、被災箇所を迅速に把握する。
- ② 道路管理者は、他の道路管理者その他関係機関と相互に協力し、緊急輸送路の早期確保に努める。
- ③ 道路管理者は、道路の応急復旧のため、建設業協会等の協力を求め必要な措置を講ずる。
- ④ 交通信号が倒壊、断線等により、機能を失った場合は県公安委員会に対し応急復旧工事の実施を要請する。

(9) 旅客船

- ① 早期運航の再開を期するため、船舶の修理、機器設備等の機能回復に必要な措置を講ずる。
- ② 海上運送業者は、防災関係機関の要請に基づき、災害応急対策に協力する。

第 16 節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害

応急対策

1 計画の目的

地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。

2 計画の内容

計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前 2 節に定めるものの他、次のとおりとするが、平常時対策との整合性の確保に留意する。また、津波に関する具体的な安全対策、避難対策等に関する事項については、津波避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者に適用するものとする。

3 各施設・事業所に共通の事項

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意する。

- (1) 災害応急対策を実施する組織の確立に関する事項
 - ① 災害応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制
 - ② 防災要員の参集連絡方法、参集手段等
- (2) 津波からの円滑な避難の確保に関する事項
 - ① 地震及び津波に関する情報収集、伝達
 - ② 利用者、顧客、従業員等の安全な避難誘導方法
- (3) 出火防止措置、消防用施設等の点検
- (4) その他必要な災害応急対策に関する事項

4 各施設・事業所の計画において定める個別の事項

各施設又は事業所の特殊性、公益性、地理的特性等を考慮の上、次の点に留意して計画に定める。

津波からの円滑な避難のための安全確保措置については、津波に関する情報を把握し、従業員等の避難に要する時間に配慮して実施する。

- (1) 病院、診療所、百貨店、スーパー等
 - ① 患者、利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。

- ② 地震及び津波に関する情報並びに避難地、避難路等に関する情報を的確に伝達し、適切な避難誘導を実施する。
 - ③ 病院、診療所においては、移動が不可能又は困難な患者の安全確保に必要な措置等に配慮する。
- (2) 石油類、高圧ガス、毒物・劇物等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設
火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。
- (3) 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業
- ① 利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。
 - ② 鉄道においては、津波による被害が予想される区間がある場合、運行停止等の必要な措置を講ずる。
 - ③ 旅客船においては、港湾施設被害が生じた場合又は津波による被害が予想される場合、航行停止、船舶の安全な海域への避難等の必要な措置を講ずる。
- (4) 学校・幼稚園・保育所、社会福祉施設
避難地、避難路、避難誘導方法等を定める。保護を必要とする生徒等の保護、移動が不可能又は困難な要配慮者の安全確保に必要な措置等に配慮する。
- (5) 水道、電気及びガス事業
- ① 水道（市）
水道管の破損等による二次災害を防止、軽減するための措置を講ずる。
 - ② 電気
火災等の二次災害を防止、軽減するため、ブレーカースイッチの操作等についての利用者への広報に配慮する。
 - ③ ガス
火災等の二次災害を防止、軽減するため、ガス栓の閉止等の措置についての利用者への広報に配慮する。
- (6) 道路
津波による被害が予想される区間及び避難路としての使用が予定される区間がある場合、交通規制等の必要な措置をとる。

第6章

復旧・復興対策

第1節 計画の目的

大規模地震災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、引き続き推進する被災者の生活再建及び施設の復旧整備を通じ、災害に対して強い地域づくりや振興のための基礎的な条件づくりを目指す復旧・復興対策について定める。

第2節 防災関係機関の活動

1 計画の目的

復旧・復興対策組織の設置、職員の確保及び活動並びに防災関係機関の活動については、災害対策本部と調整を図りながら迅速に実施する。

2 震災復興本部

(1) 沼津市震災復興本部の設置

- ① 市長は、地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興対策を実施する必要があると認めたときは、沼津市震災復興本部（以下「復興本部」という。）を設置する。
- ② 復興本部の規模は、災害の規模に応じて別に定める。
- ③ 復興本部は災害対策本部と併設できる。復興本部の運営にあたっては、災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮するものとする。

(2) 組織及び所掌事務

- ① 復興本部の編成及び運営は、震災後に制定する沼津市震災復興本部条例及び沼津市震災復興本部運営要領で定める。
- ② 復興本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。
 - ア 沼津市震災復興計画の策定
 - イ 震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達
 - ウ 県その他の防災関係機関に対し震災復興対策の実施又は支援の要請
 - エ 静岡県震災復興基金への協力
 - オ 被災者の経済的再建の支援及び雇用の確保並びに相談窓口等の運営
 - カ 民心安定上必要な広報
 - キ その他の震災復興対策

3 災害対策本部との調整

復興本部は、円滑な震災復興対策を推進するため、必要に応じ、災害対策本部との連絡調整会議を開催する。

4 防災会議の開催等

- (1) 復興本部が設置された場合、必要に応じ、防災会議を開催し、情報の収集伝達及び復旧・復興対策に係る連絡調整などを行う。
- (2) 招集される防災会議の委員は、復旧・復興対策の内容に応じて防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。

(3) 防災会議は、復興本部との調整を図るものとする。

5 震災復興対策会議

- (1) 本部長は、復旧・復興対策を協議するため、必要に応じ、震災復興対策会議を設置する。
- (2) 震災復興対策会議の構成及び運営は、本部運営要領に定めるところによる。

6 他の自治体に対する応援要請

市長は、復旧・復興対策を実施するために必要があると認めるときは、他の自治体の長とあらかじめ締結した災害時相互応援に関する協定に基づき応援を要請する。

7 防災関係機関

防災関係機関が、復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項は次のとおりである。

(1) 指定地方行政機関

① 警察庁関東管区警察局

- ア 管内各県警察の復旧・復興対策等に関する連絡調整
- イ 復旧・復興対策の推進に当たっての隣接管区警察局及び管内防災関係機関との連携
- ウ 警察通信施設の復旧・復興
- エ 復旧・復興対策における管内各県警察の相互援助の調整

② 総務省東海総合通信局

- ア 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理
- イ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査
- ウ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与

③ 農林水産省関東農政局

- ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること
- イ 応急用食料・物資の支援に関すること
- ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること
- エ 飲食品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること
- オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること
- カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること
- キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること
- ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること
- ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること
- コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること
- サ 被害農業者に対する金融対策に関すること

④ 農林水産省関東農政局（静岡県拠点）

食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握

⑤ 国土地理院中部地方測量部

- ア 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。
- イ 地理情報システムの活用を図る。
- ウ 位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。

⑥ 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）

(陸上輸送に関すること)

ア 緊急輸送の必要性があると認めた場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に
関しての措置

イ 市からの要請に対する車両等のあっせん

(海上輸送に関すること)

ア 市内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請

イ 市内船舶が使用できない場合の他市町村に対する支援要請

⑦ 海上保安庁第三管区海上保安本部

ア 船舶がふくそうすることが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・
指導

イ 広範囲かつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、事故防止に必要
な指導

⑧ 国土交通省中部地方整備局（沼津河川国道事務所）

ア 管轄する基盤施設（河川、道路、港湾など）が被災した場合には、被害状況と既存計
画を踏まえた上で、現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、
復旧・復興事業を実施する。

イ 復旧・復興事業の実施にあたっては、関係機関と調整を図り実施する。

ウ 復旧・復興事業に関する広報を実施する。

⑨ 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）

大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関する情
報を含む。）等の発表又は通報並びに解説

⑩ 林野庁関東森林管理局

市からの要請に対する復旧・復興用材（国有林材）の供給

⑪ 経済産業省関東経済産業局

ア 商工鉱業の事業者の被災状況の把握、情報の収集

イ 中小企業の復旧・復興資金の融通

ウ 生活関連物資の安定供給を行うための小売事業者等の指導

エ 電気の安定供給に関すること

オ ガスの安定供給に関すること

⑫ 経済産業省関東東北産業保安監督部

ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること

イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること

ウ 電気の安全確保に関すること

エ ガスの安全確保に関すること

⑬ 財務省東海財務局（静岡財務事務所沼津出張所）

ア 被災者の資金の需要状況に応じ、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡を取り
つつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻
し、保険金の支払い、預り金の払戻し等の業務に関し適切な措置を講ずるよう要請する。

イ 地方公共団体において国有財産（普通財産）を復旧・復興対策の実施の用に供する
ときには、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置をとる。

⑭ 厚生労働省東海北陸厚生局

ア 災害状況の情報収集、連絡調整

イ 関係職員の派遣

- ウ 関係機関との連絡調整
- ⑮ 厚生労働省静岡労働局（沼津労働基準監督署）
 - ア 復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化
 - イ 労災保険給付等に関する措置、雇用保険の失業等給付に関する措置
 - ウ 離職者の早期再就職等の促進（職業相談、雇用維持の要請等）
- ⑯ 環境省関東地方環境事務所
 - ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
 - イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
 - ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
- ⑰ 環境省中部地方環境事務所
 - ア 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- ⑱ 防衛省南関東防衛局
 - ア 所管財産使用に関する連絡調整
 - イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整
 - ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援
- (2) 指定公共機関
 - ① 日本郵便株式会社東海支社
 - ア 被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - イ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分
 - ウ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
 - エ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - オ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。
 - ② 日本銀行
 - ア 通貨の円滑な供給の確保
 - イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保
 - ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
 - エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
 - オ 各種措置に関する広報
 - ③ 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社
 - ア 応急復旧工事の終了後速やかに本復旧計画をたて、これを実施する。本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期する。
 - ④ 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ東海支社
 - ア 施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
 - イ 復旧・復興事業の実施にあたっては、市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
 - ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
 - ⑤ 日本赤十字社静岡県支部

- ア 義援金の募集・義援金配分委員会への参加
 - イ 協力奉仕者の連絡調整
 - ⑥ 東京電力パワーグリッド株式会社（静岡総支社）
 - ア 変電所や配電施設等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
 - イ 復旧・復興事業の実施にあたっては、市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
 - ウ 復旧・復興事業の進捗状況や公衆感電防止に関する広報を実施する。
 - ⑦ 電源開発株式会社、電源開発送電ネットワーク株式会社
 - ア 変電所や配電施設等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
 - イ 復旧・復興事業の実施にあたっては、市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
 - ウ 復旧・復興事業の進捗状況に関する広報を実施する。
 - ⑧ 一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会
公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
 - ⑨ 中日本高速道路株式会社東京支社（御殿場保全・サービスセンター）
 - ア 管轄する基盤施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
 - イ 復旧・復興事業の実施にあたっては、市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
 - ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
 - ⑩ 日本放送協会（静岡放送局）
 - ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成
 - イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施
 - ウ 生活再建支援等を広報・PRする番組の的確な放送の実施
 - エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施
 - ⑪ 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
復旧・復興事業に関連する車両の確保及び運行
 - ⑫ 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス
被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する。
 - ⑬ 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパングスエナジー、E N E O S グローブ株式会社、ジクシス株式会社
LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送
- (3) 指定地方公共機関

- ① 静岡ガス株式会社（東部支社）
 - ア ガス管等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
 - イ 復旧・復興事業の実施にあたっては、市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
 - ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
- ② 一般社団法人静岡県LPガス協会（東部支部）
 - 必要に応じ代替燃料の供給に協力する。
- ③ 一般社団法人静岡県トラック協会（東部支部）
 - 復旧・復興事業に関連する車両の確保及び運行
- ④ 社団法人静岡県バス協会（沼津バス協会）
 - 復旧・復興事業に係わる車両の確保及び運行
- ⑤ 静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社
 - ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成
 - イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施
 - ウ 生活再建支援等を広報・PRする番組の的確な放送の実施
 - エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施
- ⑥ 伊豆箱根鉄道株式会社、千鳥観光汽船株式会社
 - 復旧・復興事業に係わる船舶の確保及び運行
- ⑦ 商業組合静岡県タクシー協会（沼津支部）
 - 復旧・復興事業に係わる車両の確保及び運行
- ⑧ 土地改良区
 - ア 管轄する施設（用水路、取水門、頭首工等）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
 - イ 復旧・復興事業の実施にあたっては、国・県及び市町との調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者とも調整する。
 - ウ 復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。
- ⑨ 公益社団法人静岡県栄養士会
 - ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力
 - イ 避難所における健康相談に関する協力
- ⑩ 一般社団法人静岡県建設業協会、一般社団法人全国中小建設業協会
 - 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
- (4) その他
 - ① エフエムぬまづ株式会社
 - 災害時における緊急情報放送に関する協定に基づく放送の実施

第3節 激甚災害の指定

（共通対策編 第4章 第2節「激甚災害の指定」に準ずる。）

第4節 震災復興計画の策定

1 計画の目的

被災地の復興にあたっては、単に震災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、発災後、市民各層の意見を踏まえた震災復興計画を策定する。

また、その際は、女性や要配慮者などの多様な主体の参画が図られるよう努めるものとする。

2 計画策定の体制

- (1) 本部長は、必要があると認めるときは、副市長を委員長とし、関係部長等を委員とする震災復興計画策定委員会を設置し、震災復興計画を策定する。また、その際は、女性や避難行動要支援者などの多様な主体の参画が図られるよう努めるものとする。
- (2) 震災復興計画策定委員会の下部組織として、関係課長等で構成する幹事会及び部会を設置する。
- (3) 本部長は、必要があると認めるときは、諮問機関として広く市民各層や学識経験者の参画を得て、沼津市震災復興計画審議会を設置する。審議会には必要に応じて専門部会を置く。
- (4) 本部長は、震災復興計画策定委員会が策定した計画案を速やかに沼津市震災復興計画審議会に諮問する。

3 計画の構成

計画は、基本方針（ビジョン）と、第8節以下に定める都市復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画等により構成する。

4 計画の基本方針

計画策定にあたっては、市の総合計画、都市計画マスタープラン等、関連計画との整合を図るものとする。

5 計画の公表

計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布し、市民に周知し、被災地の復興を促進するものとする。

6 国・県等との調整

計画策定にあたっては、国・県等との調整を行う。

第5節 復興財源の確保

1 計画の目的

復旧・復興対策が円滑に実施できるように、被災後できる限り早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

2 予算の編成

復旧・復興対策を迅速に実施するため、予算の執行方針及び編成方針等を定める。

(1) 財政需要見込額の算定

被害状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。

- ① 復旧・復興事業
- ② 震災復興基金への出捐金及び貸付金
- ③ その他

(2) 発災年度の予算の執行方針の策定

緊急度の高い復旧・復興対策を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき事業と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。

(3) 予算の編成方針の策定

復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、当初予算、補正予算を通じた編成方針を策定する。

3 復興財源の確保

災害後の復旧・復興対策実施のための事業費は莫大になることが予想され、災害の影響による税収の落ち込み等、財政状況の悪化が懸念される。復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施していくため、財源確保に関する適切な措置を講ずる。

(1) 国・県への要望

復旧・復興対策実施に係る財政需要に対応するため、財源確保に関する特例措置や宝くじの発行等について被災自治体が連携して国・県へ要望する。

(2) 市債による財源の確保

復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の市債により財源を確保する。

- ① 災害復旧事業債
- ② 歳入欠かん等債
- ③ その他

(3) その他の財源確保策

復興を目的とした、その他の財源確保策を検討する。

第6節 静岡県震災復興基金への協力

1 計画の目的

被災者を一日も早く救済し、円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の復興を図るため、発災後、必要に応じ県が行う震災復興基金の設立に協力する。

2 震災復興基金の設立

- (1) 市長は、復旧・復興対策を円滑に実施するため、震災復興基金への設立に協力する。
- (2) 市長は、基金の運用に関して、県と所要の調整を図る。

第7節 復旧事業の推進

1 計画の目的

基盤施設（道路・河川・農業用施設など公共施設等）の管理者は、必要に応じ再度災害防止の観点を十分加味した速やかな復旧事業の推進を図る。

2 復旧計画の策定

被災地の一日も早い復興のためには、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復旧が必要不可欠である。そのためには、関連する他の基盤施設の被害状況・応急復旧状況及び既存の計画、並びに都市復興計画の動向等を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で迅速かつ計画的に実施できる復旧計画を策定する。

(1) 被害状況の把握

各基盤施設の管理者は、管理施設の円滑な復旧のための措置を講ずるため、その被害について調査する。

(2) 復旧計画の策定

各基盤施設管理者は、被害状況、地域の特性等を勘案しながら、関係機関と協議を行い、必要に応じ再度災害防止の観点を十分加味した復旧計画を策定する。

(3) 防災関係機関

① 被害状況の把握

管理施設の円滑な復旧のための処理を講ずるため、その被害について調査する。

② 復旧計画の策定

被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、必要に応じ関係機関と調整を図り、復旧計画を策定する。

3 基盤施設の復旧

基盤施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図る。

(1) 復旧事業の実施

復旧計画に基づき、県及び防災関係機関と調整の上、迅速かつ円滑な復旧を図る。

(2) 復旧完了予定時期の明示

基盤施設の管理者は、復旧完了予定時期の明示に努める。

(3) 地籍調査の実施

平常時より、地籍調査を実施し、被災後の円滑な復旧・復興事業の基礎資料を整備する。

(4) 防災関係機関

① 復旧事業の実施

復旧計画に基づき、必要に応じて関係機関と調整し、迅速かつ円滑な復旧を図る。

② 復旧完了予定時期の明示

復旧完了予定時期の明示に努める。

第8節 都市の復興

1 計画の目的

被災した市街地及び周辺地域の復興を迅速かつ円滑に進め、災害に強く快適で利便性の高い地域の構造的基盤の形成を図るとともに、環境に配慮し、高齢者、障がいのある人にきめ細かく配慮した安全で魅力ある地域づくりを行う。

2 都市復興計画の策定

被災者の生活確保及び生活再建のために、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復興が必要不可欠である。このため、地域としての面的な被害状況や関連する他の基盤施設の被害状況・応急復旧状況・既存の計画・復旧計画等を踏まえ、必要に応じ新設を含む既存基盤施設の見直しを行い、都市復興計画を策定する。

(1) 都市復興計画の策定

震災復興計画策定委員会の下部組織として都市復興計画部会を設置し、都市の復興方針を定めた都市復興計画を策定する。

3 都市の復興

市街地及び周辺地域が被災した場合、災害に強く都市機能の向上が必要と判断した区域については、合理的かつ健全な市街地の形成を図るため復興計画を作成し、その計画に基づき市街地を復興する。

(1) 被害状況の把握

各機関と協力し、市街地復興に関する被害状況調査を行い、県に報告する。

(2) 緊急復興地区の抽出

県と連絡調整を図り、緊急に面的整備が必要と判断される区域を緊急復興地区として抽出する。

(3) 建築基準法第84条による建築制限の実施

- ① 緊急復興地区を対象に建築基準法第84条による建築制限区域を、必要に応じ指定する。
- ② 必要に応じ、建築制限期間を延長する。

(4) 被災市街地復興推進地域の都市計画案作成

緊急復興地区を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、都市計画決定を行う。

(5) 都市復興基本計画の策定

県の都市復興基本計画を踏まえ、県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用の方針、都市施設の整備方針及び市街地復興基本方針等を示した都市復興基本計画を策定する。

(6) 復興のための都市計画案等の作成及び事業実施

- ① 緊急復興地区を含む被災地域全域について、実施する事業制度、活用する補助事業等を検討する。
- ② 都市計画事業を実施する場合には、都市計画案の作成・決定を行い事業を実施する。

(7) 支援事業の実施

住民主体の復興まちづくりを行うために、応急危険度判定士の中から復興アドバイザーを委嘱し、住民組織やまちづくり活動への支援、助成等を行う。

第9節 被災者の生活再建支援

1 計画の目的

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置き、市民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援する。

2 恒久住宅対策

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

(1) 住宅復興計画の策定

震災復興計画策定委員会の下部組織として、住宅復興計画部会を設置し、住宅復興方針等を定めた住宅復興計画を策定する。なお、策定にあたっては、県と連絡調整を図る。

(2) 住宅再建支援

被災者の自力再建に関する経済的負担を軽減するため、住宅再建に関する融資の利用者に対し、必要に応じ利子補給等を実施する。

(3) 公的住宅に関する協議

次の事項について県と協議する。

- ① 災害復興公営住宅の建設に関すること。
- ② 買取り・借上げによる公営住宅の供給に関すること。

(4) 災害公営住宅等の供給

- ① 公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、災害公営住宅等を供給する。
- ② 買取り・借上げによる災害公営住宅等の供給を推進する。

(5) 住宅に関する情報提供

相談窓口等において、自力再建支援及び公的住宅の入居に関する情報等を提供する。

3 災害弔慰金等の支給

震災により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

(1) 支給対象者の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。

(2) 支給方法の決定及び支給

災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法は、「沼津市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき支給する。

4 被災者の経済的再建支援

(共通対策編 第4章 第3節 被災者の生活再建支援「2 被災者の支援」に準ずる。)

5 雇用対策

失業者の発生を未然に防ぎ、被災者の経済的な生活基盤を確保し、迅速な生活再建のため、雇用の維持推進を図る。また、震災により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、再就職支援を実施する。

(1) 事業者支援の周知

市内の事業主や業界団体等に対し雇用の維持を要請するとともに、雇用調整助成金制度の内容等を事業主に迅速に周知し、制度の積極的な活用を促す。

(2) 離職者の生活支援の実施

雇用保険給付対象者の拡大、給付日数の延長及び手続きの弾力的措置の実施等を県に要望する。

(3) 再就職の支援制度の周知

離職者の再就職を促進させるため、各制度の周知及び活用を促す。

- ① 職業訓練、能力開発等制度のPR
- ② 特定求職者雇用開発助成金制度の活用の推進
- ③ 合同就職説明会の開催

6 要配慮者の支援

高齢者や障がいのある人等のいわゆる要配慮者は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

また、生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調を来した被災者が震災から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。

(1) 被害状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

- ① 要配慮者の被害状況及び生活実態
- ② 被災地内の社会福祉施設の被害状況及び再開状況

(2) 一時入所の実施

震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、一時入所を実施する。

(3) 福祉サービスの拡充

- ① 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。
- ② 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。
- ③ 被災児童等については、学校巡回相談等を実施するとともに、児童・学童相談所等の専門相談所を設置する。

(4) 民間社会福祉施設の再建支援

社会福祉法人の設置する施設等の民間社会福祉施設の再建を支援する。

(5) 健康管理の実施

応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

7 生活再建支援策等の広報・PR

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。

(1) 生活再建支援施策等の広報・PRの実施

ラジオ・テレビ等のマスメディアや広報ぬまづ等を用い、次のような生活情報を整理し広報・

PRする。

- ① 義援金の募集等
 - ② 各種相談窓口の案内
 - ③ 災害弔慰金の支給等に関する情報
 - ④ 公営住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報
 - ⑤ 被災者生活再建支援金に関する情報
 - ⑥ ボランティアに関する情報
 - ⑦ 雇用に関する情報
 - ⑧ 融資・助成情報
 - ⑨ その他生活情報等
- (2) 外国人への広報
外国人を対象とした外国語や「やさしい日本語」による情報紙等を作成し配布する。

8 相談窓口の設置

被災者が速やかに安全で安心できる生活を送れるよう、様々な問題解決への助言や情報提供等の各種生活相談を実施する総合的な相談窓口を設置する。

- (1) 相談窓口等の開設
 - ① 発災後の相談ニーズに応じ相談窓口等を設置するとともに、相談担当職員等を配置する。
 - ② 相談員等の動員にあたり、必要に応じ県等に対して相談員等の派遣を要請する。
- (2) 相談窓口等の業務の遂行
 - ① 電話や面接等により、必要とされる情報を的確に提供し、様々な生活相談に対応する。
 - ② 県と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。
- (3) 相談窓口等の閉鎖等
相談状況に応じ、相談窓口等の役割が終了したと判断される場合は、これを閉鎖する。

9 保険の活用

- (1) 地震保険の普及促進
地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進に努めるものとする。

第10節 地域経済復興支援

1 計画の目的

被災地域の活性化を図り、活力ある経済社会を実現するため、総合的できめ細かな経済支援策を実施する。

2 産業復興計画の策定

経済復興を迅速に行うため、市と民間が緊密に連携し、各々の役割分担を着実に実施するため、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

- (1) 産業復興計画の策定
震災復興計画策定委員会の下部組織として、産業復興計画部会を設置し、産業復興方針等を

定めた産業復興計画を策定する。

3 中小企業を対象とした支援

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

(1) 中小企業の被害状況の把握

各機関・団体と協力し、中小企業の被害状況調査を行い、県に報告する。

(2) 支援制度・施策の内容の周知

① 中小企業を対象とした支援制度・施策の内容を商工団体・業界団体等を通じ、県と連携し周知する。

② 次の施策を必要に応じ、実施する。

ア 相談所の設置

イ 電話相談の実施

ウ パンフレットの作成・配布

(3) 資金需要の把握

中小企業の被害状況を基に、再建資金等の需要を把握する。

(4) 事業の場の確保

中小企業の事業の場を確保するため、共同仮設工場・店舗等の建設の支援等を行う。

(5) 金融面での支援

中小企業の経営基盤等の復旧・復興を支援するため、災害融資を実施する。

(6) 金融機関等への協力の要請

中小企業を対象とする資金貸付手続きの簡易・迅速化、既借入金の償還条件の緩和及び貸付金利の低減等の特例措置を、信用保証協会や金融機関等に要請し協力を求める。

(7) 新たな支援制度の検討

被害中小企業の融資に対する利子補給制度や助成制度等の新たな支援制度を検討する。

(8) 国・県への要望

中小企業信用保険法の特例措置及び政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を県を通じて国に要望する。

4 農林漁業者を対象とした支援

被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図り、経営・生活の維持・安定を図るため、農林漁業者を対象とした支援を実施する。

(1) 農林漁業者の被害状況の把握

各機関・団体と協力し、農林漁業者の被害状況調査を行い、県に報告する。

(2) 支援制度・施策の内容の周知

① 協同組合等を通じ、支援制度・施策の内容を県と連携し周知する。

② 次の施策を必要に応じ、実施する。

ア 相談所の設置

イ 電話相談の実施

ウ パンフレットの作成・配布

(3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）に関する措置の実施

天災融資法の地域指定を受けるため、必要な措置を講ずる。

(4) 金融面での措置

市独自の災害対策に関する融資制度を検討する。

(5) 金融機関への協力の要請

資金貸付手続きの簡易・迅速化、既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減等の農林漁業者を対象とした特例措置を、株式会社日本政策金融公庫、融資機関等に要請し協力を求める。

5 地域経済の復興への支援

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるため、地域全体の活性化につながる支援策を実施する。

(1) イベント・商談会等の実施

地域全体の経済活動を活性化させるため、次の施策を実施する。

- ① 集客や物産販売のイベント
- ② 企業の活動PRや立地集積のためのイベント
- ③ 販売促進のための商談会

(2) 誘客対策の実施

被災観光地のイメージアップ、復興等をPRするため、必要に応じ、県や関係団体等と連携し、次の施策を実施する。

- ① 観光地での復興・誘客イベント等の実施
- ② マスコミを活用したPR
- ③ 大規模な会議等の誘致等

別紙

東海地震に関連する情報 及び警戒宣言に係る応急対策

(以下は、東海地震に関連する情報が発表された場合における、市、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関等の防災対応を定めており、従前は第4-2章として位置付けていたものであるが、現在、気象庁による東海地震に関連する情報の発表は行われていないことから、当面の間地震対策編の別紙として位置付けるものとする。)

第1節 計画の目的

東海地震注意情報の発表により、政府が準備行動の開始を決定した時（以下「東海地震注意情報発表時」という。）から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、市、市民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関などが実施する応急対策について定める。

なお、東海地震注意情報は、観測された情報が東海地震の前兆現象の可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令に直ちにつながるものではなく、また東海地震注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、必要な職員の参集等防災体制の確保、市民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、児童・生徒等の帰宅や要配慮者の避難などの時間を要する応急対策の準備行動などとし、その実施に当たっては、市・防災関係機関等は、できる限り住民等の日常の社会生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

また、地震防災応急対策については、警戒宣言が発せられる時期や東海地震予知情報の内容に応じて対策の進め方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。

第2節 防災関係機関の活動

1 計画の目的

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の市及び防災関係機関の防災活動組織、要員の確保及び防災応急活動を円滑に実施することを目的とする。

2 活動の内容

(1) 市

【東海地震注意情報発表時等】

① 防災体制の確保

東海地震注意情報が発表されたときは、必要な職員を参集して防災体制を確保し、地域防災計画において定める東海地震注意情報発表時の応急対策を的確に実施するとともに、必要に応じて地震災害警戒本部を迅速に設置できるよう準備する。

東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたときは、必要な職員を参集し、情報収集伝達及び連絡体制を確保する。

② 応急対策の内容

東海地震注意情報発表時において実施する応急対策の主な内容は次のとおりである。

- ア 東海地震注意情報の住民等への伝達、地震防災上必要な情報の収集及び伝達並びに県や防災関係機関との情報の共有
- イ 東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報
- ウ 東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊の活動拠点の開錠等開設の準備
- エ 備蓄物資・資機材の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備

- オ 交通渋滞、帰宅困難者の発生時の社会的混乱の防止措置
- カ 県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整
- キ 物資等の調達協定締結者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請
- ク 駿東伊豆消防組合職員の参集等防災体制の確保、消防団員の連絡体制の確保
- ケ 必要に応じて要配慮者等の避難のための避難地の開設
- コ 必要に応じて地震災害警戒本部の設置準備
- サ 県への要請・報告等県との応急対策活動
 - (ア) 必要に応じ、応急対策の円滑な実施のため県職員の派遣等必要な事項を要請する。
 - (イ) 必要に応じ、交通規制その他社会秩序の維持を管轄警察署に要請する。
 - (ウ) 住民等の避難の状況及び応急対策の実施状況を県へ報告する。
- シ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

【警戒宣言発令時】

① 地震災害警戒本部の設置

市長は、警戒宣言が発令されたときは、沼津市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

組織構成は、資料編「沼津市地震災害警戒本部編成図」による。

② 所掌事務

警戒本部はおおむね次の事項を実施し、事務分掌等は資料編「沼津市地震災害警戒本部運営要領」による。

- ア 警戒宣言、東海地震予知情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達
- イ 静岡県地震災害警戒本部（以下「県警戒本部」という。）への報告、要請等、県との地震防災活動の連携
 - (ア) 沼津市地震災害警戒本部部長（以下「本部長」という。）は、静岡県地震災害警戒本部長に対し、地震防災応急対策の実施に関し、職員の派遣等必要な事項を要請することができる。
 - (イ) 本部長は、交通規制その他社会秩序の維持を管轄警察署に、また地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示等を静岡県知事、静岡県警察本部長等にそれぞれ要請することができる。
 - (ウ) 本部長は、住民等の避難の状況及び地震防災応急対策の実施状況を県警戒本部東部支部（以下「県警戒支部」という。）へ報告する。
- ウ 避難指示又は、警戒区域の設定
- エ 駿東伊豆消防組合職員、消防団員及び水防団の配備等災害が発生した場合の応急措置の準備
- オ 消防、水防等の応急措置
- カ 避難者等の救護
- キ 緊急輸送の実施
- ク 活動拠点の施設管理者に対する開錠等の依頼及び自衛隊の先遣部隊の受入
- ケ 地震災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備
- コ 自主防災組織活動の指導、連携
- サ その他地震防災上の措置

③ 運営

沼津市地震災害警戒本部条例（昭和 54 年沼津市条例第 28 号）に定めるところによるが、

その概要は次のとおりとする。

ア 総括事項

- (ア) 警戒本部の活動は、住民の冷静、的確な地震防災対策を確保することを最重点に実施するものとする。
- (イ) 警戒本部は警戒宣言が解除されたときは廃止する。また、東海地震が発生したときは、警戒本部から沼津市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に移行する。

イ 警戒本部

- (ア) 本部室は、本部長、副本部長、本部員及び本部職員をもって構成する。
 - ・本部室配置図 資料編「地震災害警戒本部配置図」
- (イ) 総括
本部に各情報の分析及び各部活動の調整を図るため、統括を置く。
- (ウ) 本部各部、各班は相互に協力し、警戒本部に係る地震防災応急対策を実施する。
- (エ) 避難地
地域における情報の収集、伝達及び自主防災組織との連絡調整を図り、地域の拠点とするため、要とする箇所に避難地を設置する。
 - ・避難地には、本編第4－2章第10節6に定める業務を分担するための最小必要限度の職員を配備する。
 - ・職員のうち1人をあらかじめ責任者と定め、責任者が事故あるときを想定し、責任者を代理、補佐する者も同時に定めるものとする。
 - ・避難地配備職員は、職員の配備の命令を知った時には直ちに避難地に急行する。
 - ・あらかじめ必要な係（指導係、情報係、調整係等）を定めておくものとする。

(2) 消防機関

【東海地震注意情報発表時】

① 消防機関の措置

- ア 消防本部は、職員の参集、情報収集・伝達、消火・救助活動体制の準備、出火防止のための広報等
- イ 消防団（水防活動を含む。）は団員の連絡体制の確保
- ウ 必要に応じて住民等の避難誘導

【警戒宣言発令時】

- ① 消防機関は、特に次の事項を実施するが、細部事項については別途定める駿東伊豆消防組合警防規程及び沼津市消防団災害活動実施要領による。

ア 消防本部

警戒本部、防災関係機関との緊密な連携をとり、次の措置を行う。

- (ア) 情報の収集と伝達
- (イ) 消火活動、救助活動の出動体制の確立
- (ウ) 地域住民への避難指示の伝達
- (エ) 出火防止のための広報

イ 消防団

- (ア) 情報の収集と伝達
- (イ) 消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立
- (ウ) 火気使用の自粛を市民へ伝達するためのパトロールの実施
- (エ) 水利の確認と確保（流水の堰止め等を含む。）
- (オ) 市民の避難誘導

- (カ) 水防資機材の点検、配備及び確保準備
- (キ) 要避難地区における避難確認のパトロール
- (ク) 救助用資機材の確保準備
- (ケ) その他状況に応じた防災、水防活動

(3) 防災関係機関

【東海地震注意情報発表時】

① 防災体制の確保

防災関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、平常の業務を継続しつつ、各機関の防災業務計画等に定める東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・円滑に実施するために、必要に応じて職員の参集や連絡体制の確保を行う。

② 応急対策の内容

防災関係機関は、東海地震注意情報発表時の応急対策として概ね次の措置を講ずるものとし、その具体的内容については各々の防災業務計画等に定める。

- ア 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、県や市との情報の共有
- イ 利用者に対する東海地震注意情報の伝達及び応急対策上必要な事項等の広報
- ウ 備蓄物資・資機材等の確認・点検、必要に応じて安全措置の実施
- エ 利用者の社会的混乱を防止する活動
- オ 県及び市が実施する応急対策の連絡調整
- カ 東海地震応急対策活動要領に基づく広域的な受入れ準備
- キ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

【警戒宣言発令時】

防災関係機関は、地震防災応急対策として概ね次の措置を講ずるものとする。

① 指定地方行政機関

- ア 警察庁関東管区警察局
 - 管区内各県警察の実施する警備活動の連絡調整
- イ 総務省東海総合通信局
 - 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
- ウ 財務省東海財務局（静岡財務事務所沼津出張所）
 - 金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備
- エ 厚生労働省東海北陸厚生局
 - (ア) 災害状況の情報収集、連絡調整
 - (イ) 関係職員の派遣準備
 - (ウ) 関係機関との連絡調整
- オ 農林水産省関東農政局
 - (ア) 情報収集
 - (イ) 関係機関との連絡調整
 - (ウ) 農地、農業用施設(ダム、堤防、ため池、農道等)の管理、指導
- カ 農林水産省関東農政局（静岡県拠点）
 - 食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
- キ 国土地理院中部地方測量部
 - 関係機関と更なる情報の共有を図り、密接な連携をとりながら、全力をあげて実態に即

応した効果的な措置を図る。

ク 林野庁関東森林管理局

災害復旧用材（国有林）の供給等に関する準備

ケ 経済産業省関東経済産業局

(ア) 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保

(イ) 商工鉦業事業者の業務の正常な運営の確保

(ウ) 電気の安定供給に関すること

(エ) ガスの安定供給に関すること

コ 経済産業省関東東北産業保安監督部

(ア) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること

(イ) 鉦山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること

(ウ) 電気の安全確保に関すること

(エ) ガスの安全確保に関すること

サ 国土交通省中部地方整備局（沼津河川国道事務所）

(ア) 施設対策等

・河川管理施設等の対策等

・道路施設対策等

・港湾施設対策等

・営繕施設対策等

・電気通信施設等対策等

(イ) 災害対策用建設機械等の出動及び管理

(ウ) 他機関との協力

(エ) 広報

シ 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）

(ア) 鉄道事業者に対し、最寄駅等で停車した列車乗客の安全な避難誘導の指導

(イ) 運輸関係等事業者に対し、迅速、正確な情報の伝達

(ウ) 緊急輸送に必要なトラック・バス等の車両及び船舶の配置の要請

ス 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）

(ア) 東海地震予知情報の照会に対する対応、解説

(イ) 地震防災応急対策に必要な資料の収集及び情報の提供

(ウ) 異常現象に関する情報が市長から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し、適切な措置を行う。

セ 海上保安庁第三管区海上保安本部

(ア) 港内在泊船舶に対する東海地震予知情報及び警戒宣言発令の伝達

(イ) 港内における船舶交通の制限、禁止

(ウ) マリンレジャー等を行っている者に対する情報伝達

(エ) 海上における治安の維持、海上交通の安全確保

② 指定公共機関

ア 日本郵便株式会社東海支社（沼津支店、沼津西支店）

(ア) 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導

(イ) 郵便業務の取り扱い及び郵便局における窓口業務等の取扱いを一時停止する旨の
広報

(ウ) 郵便物、施設等の被災防止

イ 日本銀行

- (ア) 東海地震予知情報等の伝達、避難誘導
- (イ) 通貨の円滑な供給の確保
- (ウ) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
- (エ) 金融機関の業務運営に係る措置
- (オ) 地震防災応急対策に関する広報

ウ 日本赤十字社静岡県支部

- (ア) 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること
- (イ) 血液製剤の確保及び供給の準備
- (ウ) 救援物資の配布準備
- (エ) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整

エ 日本放送協会（静岡放送局）

- (ア) 地震に関する迅速な伝達
- (イ) 県及び防災関係機関の依頼によるテレビ、ラジオによる防災放送

オ 中日本高速道路株式会社東京支社（御殿場保全・サービスセンター）

- (ア) 警戒宣言等の伝達
- (イ) 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配
- (ウ) 交通対策
- (エ) 緊急点検

カ 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

- (ア) 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
- (イ) 列車の運転規制
- (ウ) 旅客の避難、救護
- (エ) 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配

キ 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ東海支社

- (ア) 通信の異常ふくそうが起きないように広報の実施
- (イ) 防災関係機関の重要通信の優先接続の確保
- (ウ) 地震発生に備えた資機材、人員の確保及び配置

ク 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

市及び防災関係機関の要請に基づく緊急輸送の確保

ケ 東京電力パワーグリッド株式会社（静岡総支社）

- (ア) 支店及び各事業場等に地震災害警戒本部（非常災害対策本部）の設置
- (イ) 動員体制を確立するとともに、状況に応じ他支店並びに協力会社等に対し動員準備の要請
- (ウ) 地震防災応急措置の実施状況を支店で掌握し、対策の促進
- (エ) 電気による災害の予防、広報の実施
- (オ) 電力施設について、必要に応じ特別巡視、点検、応急安全措置等の実施
- (カ) 工具、車両、発電機車、変圧機車並びに食料等を整備確認して緊急出動に備えるとともに手持資機材の数量の確認及び緊急確保

コ 電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社

必要に応じて、電力施設の特別巡視・点検・機器調整、応急安全措置等の実施

サ KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社

- 重要な通信を確保するために必要な措置の実施
- シ 一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会
公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
 - ス 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー、
ENEOS グローブ株式会社、ジクシス株式会社
LP ガスタンクローリー等によるLP ガス輸入基地、2次基地から充填所へのLP ガス
の配送
- ③ 指定地方公共機関
- ア 静岡ガス株式会社（東部支社）
 - (ア) 需要家に対する都市ガスによる災害の予防の広報
 - (イ) 施設の点検等災害予防措置
 - イ 一般社団法人静岡県LP ガス協会（東部支部）
 - (ア) 需要家に対するLP ガスによる災害予防広報
 - (イ) 協会加盟事業所による施設及び設備の点検災害予防措置
 - ウ 伊豆箱根鉄道株式会社、千鳥観光汽船株式会社
東海地震予知情報、警戒宣言の伝達
 - エ 一般財団法人静岡県トラック協会（東部支部）
防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両の確保
 - オ 商業組合静岡県タクシー協会（沼津支部）
防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両の確保
 - カ 一般社団法人静岡県バス協会（東部支部）
防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両の確保
 - キ 静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第
一テレビ、静岡エフエム放送株式会社
 - (ア) 報道特別番組の編成
 - (イ) 東海地震予知情報、国、県、市町村、防災関係機関等の地震防災応急対策実施状況
の放送
 - (ウ) 知事の呼びかけ、県内各地の状況、防災措置の状況等の放送
 - ク 一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会、公益社団法人薬剤師会、
公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会
 - (ア) 救護所等への医療従事者の派遣又は派遣準備
 - (イ) 救護班の派遣又は派遣準備
 - ケ 土地改良区
 - (ア) 地震発生に備えた資機材、人員等の配置の手配
 - (イ) 緊急点検
- ④ 公共団体及び防災上重要な施設管理者
- ア 一般社団法人沼津医師会
救護班の派遣による医療救護の実施準備
 - イ エフエムぬまづ株式会社
 - (ア) 報道特別番組の編成
 - (イ) 東海地震予知情報、国、県、市、防災関係機関等の地震防災応急対策実施状況の放送
 - (ウ) 市長の呼びかけ、市内各地の状況、防災措置の状況等の放送
- ⑤ 自衛隊

【東海地震注意情報発表時】

- ア 陸上自衛隊東部方面隊ほか
 - (ア) 非常勤務態勢への移行
 - (イ) 指揮所の開設
 - (ウ) 各部隊の災害派遣準備
 - (エ) 情報組織の展開
 - (オ) 県庁等への連絡班の派遣
 - (カ) 通信組織の編成等
- イ 海上自衛隊横須賀地方隊ほか
 - (ア) 司令部の設置準備
 - (イ) 各部隊の災害派遣準備
 - (ウ) 市役所等への連絡班の派遣
 - (エ) 県及び防災関係機関との連絡体制の強化
- ウ 航空自衛隊第1航空団（浜松基地）ほか
 - (ア) 非常勤務態勢への移行
 - (イ) 指揮所の開設
 - (ウ) 情報組織の展開
 - (エ) 県庁等への連絡班の派遣
 - (オ) 偵察機の待機及び航空機の避難準備等

【警戒宣言発令時】

- ア 陸上自衛隊東部方面隊ほか
 - (ア) 県庁等への方面現地調整所の開設
 - (イ) 地震防災派遣及び発災後の災害派遣の準備
 - (ウ) 地震防災派遣命令による航空機を主体とする避難・交通状況の把握及び人員・物資の緊急輸送等の支援
- イ 海上自衛隊横須賀地方隊ほか
 - (ア) 司令部の設置（災害派遣命令後）
 - (イ) 災害派遣部隊を編成し即応態勢を確立
 - (ウ) 地震防災派遣を開始
 - (エ) 東部方面総監部への連絡員の派出
 - (オ) 災害派遣部隊の前進拠点への事前派遣等
- ウ 航空自衛隊第1航空団（浜松基地）ほか
 - (ア) 地震防災派遣及び災害派遣の準備命令に基づく航空機等の待機強化
 - (イ) 地上部隊の災害派遣の準備
 - (ウ) 浜松基地等の練習機の域外基地への避難
 - (エ) 救難機の周辺基地への集中
 - (オ) 地震防災派遣命令に基づく航空救難団及び偵察航空隊の一部をもってヘリコプターによる情報収集・伝達、人員・物資の緊急輸送、偵察機による上空撮影・解析

第3節 職員配備

1 計画の目的

この計画は、東海地震に関する情報が発表されたときの市職員の配備について定める。

2 配備の発令

- (1) 市長は、警戒宣言発令の情報を県から受けたとき、又はテレビ、ラジオ等の報道で知ったときは、直ちに職員の配備を発令する。
- (2) 職員の配備が発令されたときは、人事課は各部連絡員を通じ各部長等に連絡するとともに、あらかじめ定められた職員非常招集連絡網により、全職員に周知する。
- (3) 配備の発令を受理した職員は直ちに出勤し、あらかじめ定められた配備体制につくものとする。
- (4) 配備の命令を、より早く、正確に伝達するため、あらかじめ略文を別に定める。

3 職員の配備

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第2節「組織計画」に準ずる。)

4 配備の基本

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第2節「組織計画」に準ずる。)

5 配備体制の移行

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第2節「組織計画」に準ずる。)

6 活動の報告

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第2節「組織計画」に準ずる。)

7 応援職員の要請

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第2節「組織計画」に準ずる。)

8 各部の組織計画

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第2節「組織計画」に準ずる。)

第4節 通信活動

1 計画の目的

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における地震災害に関する情報の収集及び伝達並びに応急対策に必要な指揮命令の伝達を迅速かつ確実に実施するため、現有通信施設を最高度に活用するとともに、その機能の確保と整備を図り通信体制の強化を期すために定める。

2 通信網の整備

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時等、地震関連情報に対して、直ちに必要な対策を

- (ア) 避難の状況
- (イ) 交通機関の運行及び道路交通の状況
- (ウ) 防災関係機関の東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施状況
- (エ) ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況
- (オ) 情報の変容、流言等の状況
- (カ) 住民生活、社会・経済活動等の状況
- (キ) 避難指示又は警戒区域の設定（地震防災応急対策実施時のみ）
- (ク) 消防団員等の配備指示（地震防災応急対策実施時のみ）
- (ケ) 地域内企業等に対する地震防災応急対策実施の指示（地震防災応急対策実施時のみ）

② 資料編「情報収集伝達系統図」

(3) 県警戒本部に対する報告

東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで若しくは警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部への報告は、東部方面本部を通じて県の「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」（以下「情報広報実施要領」という。）に定める項目について、すみやかに行うものとする。

その主なものは、次のとおりである。

- ① 避難の状況
- ② 市において東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

3 防災関係機関

(1) 東海地震予知情報等の収集及び伝達

県から伝達される東海地震注意情報、東海地震予知情報の受理については、受信方法、受領者を別に、あらかじめ県に届けるものとする。

(2) 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

① 収集方法

各機関においては、東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施に必要な情報を自らの責任において収集するものとする。

② 警戒本部への報告

「情報広報実施要領」に定める項目について、速やかに報告するものとする。

第6節 広報活動

1 計画の目的

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を正確かつ迅速に提供し、市民が的確な対応ができるよう必要な広報について定めることを目的とする。

広報の際には、高齢者、障がいのある人、外国人等要配慮者に配慮するものとする。

2 市

(1) 広報事項

市は東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し、市民が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。特に重要な広報事項について

は、広報文案をあらかじめ作成しておくものとする。

広報事項は別に定める「情報広報実施要領」によるが、主要なものは次のとおりである。

- ① 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の内容と意味
 - ② 避難対象地域住民等に対する避難指示並びに警戒区域の設定
 - ③ 交通機関運行状況及び道路交通情報
 - ④ 家庭における実施すべき防災対策
 - ⑤ 自主防災組織に対する防災活動の要請
 - ⑥ 社会秩序を維持するための情報
 - ⑦ 食料、生活必需品、医療関係情報
- (2) 広報実施方法

広報は次の方法により実施する。

- ① 同報無線による広報
- ② 自主防災組織を通じた連絡
- ③ テレビ、ラジオ、インターネットによる広報
- ④ コミュニティFM、CATV
- ⑤ 県に対する広報の要請

3 防災関係機関

(1) 広報事項

防災関係機関は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し、市民が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。広報事項は、別に定める「情報広報実施要領」による。

なお、その主なものは、次のとおりである。

- ① 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の運営状況
- ② 東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

(2) 広報実施方法

広報は、各防災関係機関の責任において報道機関等の協力を得て行う。この場合、県及び市と連携を密にするものとする。

4 住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法

住民等に対しては、次の方法により、それぞれ情報が伝達されるので、各人がそれぞれ正確に情報を把握し、的確な防災活動を行うものとする。

(1) 緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ

警戒宣言

(2) ラジオ、テレビ

東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況等、地域の情報指示・指導等

(3) 同報無線放送、広報車、有線放送、CATV、コミュニティFM

主として市域内の情報、指示、指導等

(4) 携帯電話、スマートフォン

緊急地震速報、地域の情報・指示・指導等

(5) 自主防災組織を通じた連絡

主として市からの指示、指導、救助措置等

- (6) サイレン、半鐘
警戒宣言が発令されたことの伝達
- (7) インターネット
地域の情報・指示・指導等
- (8) デジタルサイネージ
地域の情報・指示・指導等

第7節 自主防災組織活動

1 計画の目的

東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言発令時から地震が発生するまで又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、市が東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命、財産を住民自らの手で守るため、自主防災組織が行なう対策活動を定めることを目的とする。

2 活動の内容

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備的措置を実施する。

- (1) 自主防災組織の役員等の所在確認等の連絡体制の確保
- (2) 警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認
- (3) 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診察の受診を控えるよう呼びかけ
- (4) 住民等に東海地震注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動の呼びかけ
- (5) 東海地震注意情報発表時に、津波・山がけ崩れの危険が予想される避難対象地区内の、避難行動要支援者が避難を開始する場合にあっては、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。なお、避難の実施にあたっては、市や避難地の施設管理者等と十分な連携を確保する。

【警戒宣言発令時】

- (1) 自主防災組織本部の設営
活動拠点として、自主防災組織の本部を設営する。
- (2) 情報の収集、伝達
 - ① 市からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。
 - ② 東海地震予知情報等をテレビ、ラジオで入手するように努める。
 - ③ 応急対策の実施状況について、必要に応じ市へ報告する。
- (3) 初期消火の準備
可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。
- (4) 防災用資機材の配備・活用
防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。
- (5) 家庭内対策の徹底

次の事項について、各家庭へ呼びかける。

① 家具の転倒防止

家具類の固定状況を確認する。

② 落下等防止

タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスの飛散防止措置等安全対策を施す。

③ 出火防止

地震が発生した場合、もっとも恐ろしいのは地震にともなう火災の発生と延焼であり、火災を発生させないように、火の始末を徹底させる。

ア 東海地震注意情報及び警戒宣言が発令された時には、ガスの元栓を閉めること、石油ストーブの使用を中止するなどの呼びかけを行い、隣近所互いに確認しあうことを徹底させる。

イ 警戒宣言発令時でも、食事の用意など火気を使用する場合もあるが、いつでも止められるような用意をした上で使用する。この場合できるだけ屋外など危険の少ない場所で使用するよう心がける。

ウ ベンジンなど引火しやすいような薬品類は棚などから安全な場所に移しておくこと。LPガスなどは元栓を閉止するほか、建物等に十分に固定させておくようにする。

エ 備蓄食料・飲料水の確認

備蓄食料及び飲料水を確認する。

オ 病院・診療所の外来診療

災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。

(6) 避難活動

① 避難行動

ア 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域の住民等に対して市長等の避難指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。避難状況を確認後市に報告する。

イ 自力避難の困難な避難行動要支援者については、必要な場合には自主防災組織において避難地まで搬送する。

ウ 山間地で避難地までの距離が長く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区又は半島部で避難地又は避難対象地区外までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な地区（警戒宣言が発せられたときに市長の避難指示の対象となる地域）で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。

エ 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。

② 避難生活

ア 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。

イ 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。

ウ 飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、市と連絡を取り、その確保に努める。

(7) 社会秩序の維持

① ラジオ、テレビ、同報無線等による正確な情報の伝達に努め、流言飛語発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。

- ② 生活物資買占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかけをして、物資の公平で円滑な供給に協力する。

第8節 緊急輸送活動

1 計画の目的

警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に行うため、必要な車両、人員、機材等の確保について定める。

また、地震発生後の緊急輸送を円滑に行うための準備について定める。

なお、東海地震注意情報発表時においては、警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に実施するために必要な輸送手段や人員・資機材の点検や確認、連絡体制の確保などの準備的措置を実施する。

2 市

(1) 基本方針

- ① 警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最小限必要な人員、物資について行う。
- ② 地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、船舶、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め輸送の準備を行う。
- ③ 警戒宣言発令後相当期間が経過し、県内における食料、その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ国の現地警戒本部と協議し、緊急輸送を行う。

(2) 緊急輸送の対象となる人員、物資等

- ① 防災活動要員の配備又は配備替え及び防災活動に要する最小限の資機材
- ② 緊急の処置を要する患者
- ③ 輸送の安全が確保された場合は、状況に応じて次の輸送を行う。
 - ア 食料
 - イ 日用品等
 - ウ その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 実施事項

- ① 要員、車両、船舶、燃料等の確保及び点検
- ② 緊急輸送を行う輸送業者との連絡体制の確立
- ③ 地震防災応急対策のための要員、資機材の輸送事前検討

(4) 緊急輸送の調整

市、その他防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは警戒本部において調整を行う。この場合は次によることを原則とする。

第1順位 市民の生命の安全を確保するため必要な輸送

第2順位 地震防災応急活動を実施するため必要な輸送

第3順位 地震発生後の活動の準備のための輸送

(5) 輸送体制の確立

① 輸送の方法

ア 陸上輸送

緊急輸送路により必要な輸送を行い、使用する自動車の確保は次による。

資料編「緊急輸送路図」「緊急輸送路図（戸田地区）」「緊急輸送路一覧表」

- (ア) 市が所有する自動車 資料編「緊急輸送車両一覧表」
- (イ) 輸送を業とする者が所有する自動車
- (ウ) 市域内で自動車の確保が困難な場合、県及び他市町村に協力を要請するものとする。

イ 海上輸送

原則として海上輸送は行わないものとする。

ウ 航空機による輸送

状況により航空輸送を必要とするときは、県知事に対し自衛隊、海上保安庁等への支援要求の手続きをするものとする。

なお、現地ヘリポートは、学校の校庭等を利用し、その都度設定するものとする。設定基準及び設定方法は、資料編「ヘリポート設置予定場所」による。

② 輸送手段の確保

ア 市有車両の活用

イ 民間車両の借上げ

ウ 輸送手段のための県への協力要請

エ 燃料等の確保のための関係業界への協力要請

③ 燃料の確保

市燃料供給契約店及び油槽所の保有燃料を確認する。

資料編「燃料供給契約店」、「油槽所一覧表」

3 防災関係機関

地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うことを原則とする。

第9節 自衛隊の支援

1 計画の目的

警戒宣言が発令された場合、市は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の派遣要請をするものとする。

2 県に対する要請

市長は、知事に対し、自衛隊の派遣を必要とする事由、派遣を必要とする期間、派遣を希望する区域及びその他、参考となるべき事項を示して、自衛隊の派遣を要請するものとする。なお、派遣を要する業務は次のとおりである。

- (1) 航空偵察による避難、交通状況等の情報の提供
- (2) 地震発生直前の航空写真の作成
- (3) 特定の緊急患者の移送
- (4) 防災要員等の輸送

3 地震防災派遣部隊の受入

市は、派遣された自衛隊が業務を円滑に行えるよう必要な受入体制をとる。

第 10 節 避難活動

1 計画の目的

市長その他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者（以下「避難実施等措置者」という。）は、警戒宣言が発令されたときは、地域住民、施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう、避難の計画を定める。

なお、東海地震注意情報が発表されたときであっても、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあつては、市や自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分調整の上、要配慮者等（介護者も含む。）の避難を実施することができるものとする。

この計画を定めるに当たっての基本とすべき事項を示す。

2 避難対策

(1) 基本方針

- ① 市が地域防災計画において定める津波危険予想地域、急傾斜地危険箇所等は災害の発生の危険が予想されるため、警戒宣言時に避難指示の対象となる地域（以下「避難対象地域」という。）の住民等は、警戒宣言が発令された時は、速やかに危険地域外のあらかじめ定めた避難地へ避難する。（火災危険地域については、火災の発生等により避難の必要が生じた場合、あらかじめ定めた避難地へ避難する。）

また、東海地震注意情報が発表されたときは、避難対象地域のうち、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域であつて、かつ、当該地域の住民等のうち要配慮者等（介護者を含む。）に限り、避難を実施することができるものとする。

なお、この場合、市は、あらかじめ自主防災組織や避難地の施設管理者等と十分調整を図り、要配慮者の避難を実施する地域を定めておくものとする。

- ② 避難対象地区の住民等が避難地まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。ただし、山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な「避難対象地区」の住民については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。
- ③ 避難地では、自主防災組織の単位で行動するものとする。
- ④ 避難誘導や避難地での生活にあたっては、要配慮者に配慮するものとする。
- ⑤ その他の地域の住民等は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある場合、自主防災組織等が定める付近の安全な空地等へ避難する。

(2) 避難のための指示

① 指示の基準

市長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として「避難の指示」を行うものとする。

② 指示の伝達方法

市長は、警戒宣言発令後すみやかに避難対象地域の住民等に対し、同報無線、広報車等により避難指示を行うものとする。また、警察官、海上保安官に対し、避難指示の伝達について協力を要請するものとする。

なお、市長は必要に応じ避難指示に関する放送を県に依頼する。

③ 避難に際しての周知事項

市及び警察署は、常日頃から避難対象地域住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図る。

東海地震注意情報が発表された時は、東海地震注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあっては、要配慮者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発令された時は、警戒宣言が発令されたこと、避難すべき地域名、避難する時期等の伝達に努める。

ア 避難対象地域の地域名

イ 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施

ウ 避難経路及び避難先

エ 避難する時期

オ 避難行動における注意事項（携行品、服装等）

(3) 警戒区域の設定

① 警戒区域設定対象地域

市は警戒宣言が発令された場合に、避難対象地区のうち、大規模地震対策特別措置法第26条において準用する災害対策基本法第63条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、前記の「避難に関する周知事項」に準じて周知を図る。

② 警戒区域設定に伴う規制の内容及び実施方法

市長は、警戒宣言が発せられたときは速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立ち入り禁止の措置をとる。市長は、警察官、海上保安官の協力を得て、住民等の退去を確認するとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するように努める。

(4) 避難計画の作成

避難実施等措置者は、あらかじめ市、自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分に調整を図り、避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を、別に定める指針により作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。

避難計画の策定にあたっては、要配慮者の避難誘導、避難地での生活等に配慮するものとする。

(5) 避難状況の報告

(共通対策編 第3章 第7節 3-(5)「避難状況の報告」に準ずる。)

3 避難の方法

(1) 地域住民の避難

① 避難対象地域では、原則として集団避難方式とし、自主防災組織単位で行動し、避難地は危険区域外の市指定避難地又は広域避難地とする。

② 上記以外の地域では自主避難とし、原則として自宅内又は自宅周辺の安全な空地若しくは自主防災組織で定めた暫定避難場所等に家族単位で避難し、状況に応じ避難地に避難する。

③ 避難は徒歩とし、非常持出品は最低7日分と生活に耐え得るものとする。

④ 高齢者、幼児等の要配慮者等も、家族と共に自主防災組織の中で行動する。

(2) 事業所等の避難（劇場、百貨店、旅館、ホテル等）

① 避難対象地域の場合

ア 管理者はテレビ、ラジオ等により東海地震注意情報及び警戒宣言の内容等を確認し、従事者に対しあらかじめ定めた方法により情報の伝達を行う。

従事者は各々分担に従い、すみやかに利用者の避難の準備を行うとともに、火気等の

使用停止、危険物施設等の地震防災上必要な応急措置、備蓄物品の搬出等を行う。

イ ①により避難の準備が整い次第、管理者はあらかじめ定められた次の内容により、利用者等に伝達し避難誘導する。

(ア) 東海地震注意情報及び警戒宣言の発令。

(イ) 避難対象地域外の空地等安全な場所への避難。

(ウ) 交通機関の運行状況。

(エ) 帰宅可能な者はすみやかに帰宅する。

(オ) 自宅が避難対象地域内にあれば、指定された避難地（避難地、広域避難地）へ避難する。

(カ) 帰宅不能な者は避難誘導係の誘導に従い、避難地へ避難する。

(キ) 帰宅不能な者に対しては、管理者がテント、食料、寝具等、避難地において必要なものを斡旋すること等を伝達し、利用者の避難誘導を行う。

周囲の状況によっては地域の避難場所への避難隊形を準用し、責任者の誘導により避難する。

ウ 管理者及び従事者は、利用者の避難と地震防災上必要な応急措置の完了を確認し、避難地へ避難する。

② その他の地域の場合

ア 管理者はテレビ、ラジオ等により東海地震注意情報及び警戒宣言の内容等を確認し、従事者に対し、あらかじめ定めた方法により、情報の伝達を行う。

従事者は各々分担に従い、すみやかに利用者の避難の準備を行うとともに、火気の使用停止危険物施設等の地震防災上必要な応急措置を行う。

4 船舶の避難対策

(1) 漁船の避難対策

地震による漁船等、船舶の被害は洋上（航行中）での発生はあまりなく、どの場合も狭隘な港等における停泊又は、上架中における津波の影響により発生している。このため、警戒宣言発令と同時に漁船を安全な海域（沖出し）に移動させ、漁船の被害を未然に防止し、あわせて陸上の各施設の二次災害を軽減する措置を図る。

① 情報活動

漁船に対する東海地震注意情報及び警戒宣言発令の伝達及び避難情報の収集は、漁業無線局をもって行うこととするが、現在は無線搭載の船舶が減少していることから、海上保安部の実施している緊急情報配信サービスの活用を進めていく。

② 避難活動

警戒宣言を知ったときは、避難活動を次により実施する。

ア 停泊中の大型、中型船舶は、港外に避難する。

イ 避難できない船舶については、係留を完全に行う。

ウ 大型、中型船舶は、入港をさしひかえる。

③ 施設、設備等の点検

各管理者は、次の施設、設備についての安全を確保するため、点検を実施する。

ア 無線通信施設、機器等の点検

イ 港湾及び上架場所における係留設備等の点検

ウ 給油施設の点検

エ 給水施設の点検

(2) その他の船舶

汽船、ヨット、モーターボート、作業船等は、(1)－②及び③に準ずるものとする。

5 避難地の設置及び避難生活

(1) 基本方針

市は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、避難を必要とする者のために避難地を設置するとともに避難地ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難地の施設管理者の協力を得て、必要最低限の避難生活を確保するよう、必要な措置を講ずる。

(2) 避難地の設置及び避難生活

① 避難生活者

避難地で避難生活をする者は、津波危険地域、山・がけ崩れ危険地域の住民及び帰宅できない旅行者等で、居住する場所を確保できない者とする。

② 設置場所

ア 津波や山・がけ崩れの危険のない地域に設置する。

イ 原則として公園、学校グラウンド等の野外に設置する。ただし、要配慮者の保護を行ううえでやむを得ないと判断した場合には、耐震性があり、落下物対策等の措置を講じてある建物内にも設置することができる。

③ 設置期間

警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。

なお、避難地までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、東海地震注意情報が発表されてから東海地震注意情報が解除されるまで、又は、警戒宣言が発せられるまでの期間も、要配慮者の迅速・円滑な避難を実施するために避難地を設置することができる。

④ 避難地の運営

ア 避難地は、自主防災組織及び市が、避難地の施設の管理者等の協力を得て、相互扶助の精神に則り運営する。

イ 避難地の安全確保及び秩序維持のため、必要に応じ、警察官を配置する。

ウ 避難地の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。

エ 自主防災組織は、避難地の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を確立し相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。

⑤ 市は、生活必需品が不足している者に対し生活必需品のあっせんに努める。

6 避難地配備職員の活動

(1) 情報の収集、伝達、自主防災組織との連携、その他災害救助活動を円滑に行うため避難地に市職員を配置する。

(2) 設置場所 資料編「避難地一覧表」

(3) 避難地配備職員の分担する業務はおおむね次のとおりとする。

① 担当地区内の避難等（被害）状況の把握

② 警戒本部への避難等（被害）状況報告

- ③ 警戒本部からの指示、その他の情報の住民への伝達
- ④ その他自主防災組織との連携による避難場所の管理
- (4) 避難地における職員の行動基準
 - ① 避難した住民を自主防災組織単位でまとめ、避難地内に待機させる。
(状況により社会的弱者その他を建物内に収容する場合もある。)
 - ② 自主防災組織役員と協力し、住民の冷静な行動を呼びかける。
 - ③ 自主防災組織と協力し、避難地の状況等を無線などで警戒本部に報告する。
 - ④ 警戒本部、テレビ、ラジオなどから情報収集を行い、住民等に伝達する。
 - ⑤ 避難地における各種問題点については、警戒本部と連絡しながら処理する。

第 11 節 社会秩序を維持する活動

市の対応措置

- (1) 物資物価対策
 - ① 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令後、直ちに産業振興部産業・観光班は物価物資動向の掌握を行う。
 - ② 実施事項
 - ア 生活物資の価格、需給動向の掌握
 - イ 調査員、消費モニターの協力
- (2) 広報による混乱防止対策
 - ① 本部長は、警察情報等により、各種の混乱の生ずるおそれがあると認めたとき、又は混乱が生じたときは、市民のとるべき措置について呼びかけを実施するものとする。
 - ② 東海地震注意情報発表中や警戒宣言発令中において、社会状況に応じ、警戒本部を通じて生活物資の買占め、売り惜しみ防止を啓発する。

第 12 節 交通の確保活動

1 計画の目的

警戒宣言発令時の交通混乱を防止し、避難の円滑な実施と地震防災応急対策にかかわる緊急輸送を確保するため、車両、船舶又は歩行者に対し、必要な交通規制を実施する計画を定めるとともに、幹線避難路及び緊急輸送路に指定された道路について、障害物の除去計画を定める。

また、東海地震注意情報発表時においては、社会的混乱や大規模な交通渋滞が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施する。

2 陸上交通の確保対策

(1) 交通規制の方針

【東海地震注意情報発表時】

東海地震注意情報発表時に社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施するとともに、次の措置を講ずる。

- ① 不要不急の旅行や出張等を自粛するよう呼びかける。
- ② 警戒宣言が発せられた時の交通規制について情報提供を行い、混乱防止に努める。

- ③ 警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急時のルートを選定作業を円滑に進めるために、道路管理者等との調整、工事等による通行規制箇所の把握や判断等の準備を行なう。

【警戒宣言発令後】

警戒宣言が発せられた場合は、次の措置を講ずる。

- ① 市内における一般車両の通行は極力抑制する。
- ② 避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能の確保を図るための交通規制を実施する。
- ③ 東名高速道路及び新東名高速道路については、インターチェンジからの流入を制限する。
- ④ 国道 1 号、国道 246 号及び国道 414 号等の幹線道路において、必要な交通規制又は指導を行うとともに、自動車利用の抑制を図る。
- ⑤ 交通規制に際しては、沼津警察署、交通管制センター及び報道機関等を通じ広報の徹底を図る。

(2) 交通規制計画

県公安委員会は警戒宣言が発せられた場合、大規模地震対策特別措置法第 24 条の規定に基づき次の交通規制を実施し、避難路及び緊急輸送路を確保する。

① 県内への一般車両の流入制限

愛知県境の主要各道路においては県内へ流入する車両（軽車両を除く。）のうち、大規模地震対策特別措置法第 24 条に規定する緊急輸送に従事する車両（以下この編において「緊急通行車両」という。）以外の車両を極力制限する。この場合県外への流出については、交通の混乱が生じない限り原則として規制しない。

② 市内における車両の走行抑制

市内における一般車両の走行は極力抑制する。

③ 緊急輸送路等を確保するための措置

緊急輸送路については、各インターチェンジ等において交通検問所を設置し、緊急通行車両以外の通行を禁止する。

路線	検問所設置場所
新東名高速道路	長泉沼津 I C
東名高速道路	沼津 I C
東駿河湾環状道路	沼津岡宮 I C

(3) 緊急通行車両の確認等

緊急通行車両の確認は、大規模地震対策特別措置法第 21 条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行うものとする。

確認手続きの効率化・簡素化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両については、事前に必要事項の届出を行う。

これらの届出等及び確認等の手続きについては、別に定める。

(4) 自動車運転者のとるべき措置

【東海地震注意情報発表時】

- ① 走行中の自動車運転者は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により東海地震注意情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努める。
- ② 東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、不要不急の旅行や出張等を自粛する。

【警戒宣言発令時】

- ① 走行中の自動車運転者は次の要領により行動すること。

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行する

とともに、カーラジオ等により継続して、東海地震予知情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

② 避難のために車両を使用しない。

3 海上交通の確保対策

【東海地震注意情報発表時】

(1) 海上保安部、港湾管理者、漁港管理者等は、警戒宣言が発令された時に講ずる措置を円滑に実施するため、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 港及び沿岸付近にある船舶及び荷役業者、漁業者等の港の利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨を伝達する。
- ② 利用者に対して、必要に応じて、耐震強化岸壁等の漁港施設の利用や大型船舶、中型船舶の入港を差し控えるよう協力を要請する。
- ③ 船舶の避難・係留など警戒宣言が発令された時に講ずる措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、船員の確保や荷役作業の中止準備、船舶の退避準備等の準備的措置の実施を要請するとともに退避準備を終えた船舶への自主的な避難行動の開始を要請する。

【警戒宣言発令時】

(1) 海上、港湾及び港則法の適用をうける漁港

海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外又は沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて、入港を制限し、又は港内停泊中の船舶に対して、移動を命ずる等、船舶交通の制限を行う。
- ② 港内又は船舶交通のふくそうが予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行う。

(2) 港則法の適用をうけない漁港

漁港管理者は、漁業協同組合及び船舶管理者との協議に基づき、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるよう要請するものとする。

- ① 停泊中の大型・中型船舶については、港外に避難する。
- ② 避難できない船舶については、係留を完全に行う。
- ③ 大型・中型船舶は、入港を差し控える。

4 障害物の除去

(1) 対策の内容

① 除去区域

ア 避難地から広域避難地に至るまでの幹線避難路

イ 緊急輸送路に指定された道路

② 除去する物件

ア 沿道に駐車してある自転車、オートバイ、自動車等

イ (1)に掲げるものの他道路上に放置されている物件

ウ 沿道にある構築物、工事用仮設足場等で、設置状態が不安定である等、災害のおそれ

があると見受けられるもの

③ 実施事項

警戒宣言発令時の障害物除去等の指示及び要請は原則として市長が行う。

ア 道路管理者は、災害復旧に要する重機械、資機材、人員等の把握を行い、速やかに出動できる体制を整える。

イ 道路工事等を施工中のものについては、道路工事を中止し、安全確認と応急措置を実施させる。

④ 役割

ア 市

(ア) 避難路ごとに消防団員を派遣し、警戒本部からの情報、命令の伝達にあたる。

(イ) 障害物の除去の指示、要請

(ウ) 車両通行自粛の呼びかけ

イ 道路管理者

(ア) 緊急出動体制の確立をするための指示、要請

(イ) 市長の要求に基づく障害物除去指示の代行（市長以外の道路管理者）

ウ 警察

(ア) 緊急輸送路及び避難路内への車両の流入の規制

(イ) 緊急輸送路及び避難路から一般道路への車両の誘導

(ウ) 障害物の除去

エ 自治会、自主防災組織

(ア) 市職員の指示に従い、軽微な障害物（車両を除く。）の除去（主として人力作業）

オ 民間業者等

(ア) 警察官、市長の指示、要請により主として重機械類を駆使した障害物の除去作業

⑤ 除去障害物の処分

住宅密集地区等除外すべき障害物が多量であり、かつ、処分が困難な地区においては、除去の処分場所の確保に努め、緊急時において処分を行う場所がない場合、避難路又はそれ以外の路上の路端で避難等に支障のない場所で処分する。

5 工作作業隊の編成

避難路及び緊急輸送路に指定された道路の利用が円滑にできるように障害物等を除去するため、車両、人員、資機材等の準備及び工作作業隊の編成を行う。

(1) 応急復旧班の編成

本部長は応急復旧班の職員を所定の配置先に急行させ、各地区工作作業隊の責任者との連絡体制を確立する。

(2) 工作作業隊の編成

建設事業者に対し、技術者、労務者、資材、重機等の現状の確認、報告を求め、工作作業隊の結成及び直ちに出動しうる体制づくりを要請する。

(3) 燃料、復旧用資材の保有量を確認し、調達の手続きを行う。

(4) 応急復旧班は、幹線避難路及び緊急輸送路沿道の空地の調査把握を行う。

第13節 地域への救援活動

1 計画の目的

警戒宣言発令時における食料、飲料水、日用品、医薬品などの必要物資及び応急復旧資材の確保並びに医療救護、廃棄物処理・清掃、防疫及びその他の保健に関する活動又はその準備について定める。

なお、東海地震注意情報発表時においては、市及び防災関係機関等は、警戒宣言発令時における緊急物資の調達及びあっせん等の地震防災応急対策を円滑に実施するために、準備的措置を実施することができるものとする。

【東海地震注意情報発表時】

- (1) 緊急物資等の調達協定を締結した物資保有者等との連絡体制を確認するとともに、協定に定められた警戒宣言発令時の円滑な措置ができるように準備体制の確保を要請する。
- (2) 緊急物資の調達協定を締結した物資保有者の在庫状況を確認する。
- (3) 市は、水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策の準備をするとともに、市民に対して貯水の励行を呼びかける。
- (4) 市は、医療救護、保健衛生及び廃棄物処理活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。
- (5) 市は、広域搬送拠点の立上の準備等、広域搬送活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。
- (6) 市民は、備蓄食料・飲料水・生活必需品、非常持出品の点検・確認及び生活用水の貯水に努める。

2 食料及び日用品の確保

(1) 調達の方針

- ① 警戒宣言発令時に必要な緊急物資は、地域住民等が自主防災活動等による自助努力によって確保することを基本とする。
- ② 市又は県の緊急物資の供給は、前号を補充するものとし、その供給は、原則として有償とする。
- ③ 住民等の生活を維持するため、食料等生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業に必要な緊急輸送のため、車両の確保等必要な対策を実施する。

(2) 市及び防災関係機関等がとる措置

① 市

ア 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域住民で非常持出しができなかった者や旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の調達協定を締結した物資保有者から調達して配分する。

イ 県に対する緊急物資の調達あっせんの要請を行う。

ウ 緊急物資の調達協定を締結した物資保有者の在庫量を必要に応じて確認する。

エ 広域物資輸送拠点等の開設のための準備を行い、必要に応じて開設する。

① 防災関係機関

ア 農林水産省関東農政局（静岡県拠点）

食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握

イ 経済産業省関東経済産業局

県の要請に基づき、所管にかかる生活必需品、災害復旧資材等の防災関係物資の適正な価格による円滑な供給、あっせん又はその準備措置を講ずる。

ウ 日本赤十字社静岡県支部

地震発生後すみやかに救援物資の配付ができるよう県を通して県トラック協会等の協力を求めて配付の準備を行う。

③ 自主防災組織及び市民

自主防災組織は、助け合い運動、共同備蓄物資の点検、確保等緊急物資確保のための措置を実施する。

また、市民は緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行う。

(3) 調達が必要となる緊急物資

警戒宣言発令時に必要な緊急物資については、市民がそれぞれ確保することを原則とするが、警戒宣言の発令期間が長期化し、緊急物資が不足する場合、市は、緊急物資の調達を要請する。

3 飲料水等の確保

市及び市民は地震発生後における飲料水を確保するため、次の事項を実施する。

(1) 市

① 警戒本部の設置

警戒宣言発令時、警戒本部の下部組織として水道部内に、水道部地震災害警戒本部（以下「水道部警戒本部」という。）を設置する。資料編「水道部地震災害警戒本部組織表」

水道部警戒本部に次の班を設け、班長は応急対策の実施状況等を速やかに水道部地震災害警戒本部長（以下「水道部警戒本部長」という。）に報告する。水道部警戒本部長は、この旨を直ちに警戒本部へ報告する。

ア 給水班 資料編「水道部地震災害警戒本部事務分掌」

イ 復旧班 //

水道部警戒本部は警戒宣言が解除されたときは廃止する。また地震発生後は水道部災害対策本部に移行する。

② 応急対策実施状況の報告

水道部本部長は、応急対策実施状況について各班からの報告に基づき、警戒本部へ報告後直ちに静岡県くらし・環境部環境局水利用課へその状況を報告する。

③ 緊急貯水

市民の飲料水を汲みおきすることに伴う一時的な水需要の増量に備え施設のフル運転を行い、水の供給を確保、継続する。

④ 施設点検及び工事の中止

二次災害を防止するため、塩素滅菌設備、緊急遮断弁等水道施設の点検並びに水道に係る工事は中止する。

⑤ 市民への広報

テレビ、ラジオ等報道機関の報道と併せ、同報無線を通じて、飲料水の緊急貯水及び自主防災組織が管理するろ水機等給水活動用機材の点検、作動の確認など応急給水体制の準備を呼びかける。

⑥ 資機材等の確保

応急給水、応急復旧に使用する重機、給水機器、資機材等を確保する。

資料編「水道部所有車両一覧表」「水道部所有機械器具一覧表」

(2) 市民

- ① 備蓄している飲料水等を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。
- ② 自主防災組織の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する。

4 医療救護、防疫・保健衛生活動及び廃棄物処理

市及び市民は、救急患者の医療救護及び地震発生後の医療救護活動の準備並びに防疫・保健衛生及び廃棄物処理のため、次の活動を行う。

(1) 医療救護活動

- ① 関係機関に、医療救護活動の準備を要請する。
- ② 救護所の設備及び資器材を点検・配置し、救護所の開設準備を開始する。
- ③ 患者搬送体制を確認し、必要な準備、関係機関との調整を行う。
- ④ 住民に対し、医療救護施設情報を周知する。
- ⑤ 警戒宣言が発せられた場合も、救急医療体制が維持できるよう、関係機関と調整を図る。

(2) 清掃、防疫及び保健衛生活動

① 市

- ア 仮設便所設置について準備を行う。
- イ 清掃、防疫のための資機材を準備する。
- ウ 清掃プラント、衛生プラント、最終処分場の応急対策を実施する。
資料編「清掃プラント・衛生プラント・最終処分場の応急対策組織表」
- エ 避難所生活等での健康支援活動に対応するための準備をする。

② 市民

- ア し尿、ごみの自家処理に必要な器具等の準備を行う。
- イ 自主防災組織の防疫のための班を中心として、防疫用資機材の点検を行い、仮設便所の設置を準備する。

(3) 廃棄物処理

① し尿処理

ア 市

- (ア) 関係機関との連絡体制等について確認する。
- (イ) 医療・救護施設への仮設便所の設置を進めるとともに、設置状況の把握を行う。
- (ウ) し尿収集業者等への発災時の協力を要請する。
- (エ) し尿収集車の緊急車両手続を準備する。

② 廃棄物（生活系）・がれき・残骸物処理

ア 市

- (ア) 関係機関との連絡体制等について確認する。
- (イ) 仮集積所の確認を行う。
- (ウ) ごみ収集業者への発災時の協力を要請する。

第14節 市有施設設備等の防災措置

1 計画の目的

防災上重要な施設、設備等について、警戒宣言発令時において市が行う点検整備について定め、地震防災応急対策の円滑な実施を確保する。

東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言発令時の地震防災応急対策の円滑な実施を確

保するための準備的措置を講ずるとともに、必要に応じて、市民等の日常の社会生活等に支障を来さない範囲内で、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

2 無線通信施設等

- (1) 通信施設（予備電源を含む）を点検するとともに、動作を確認し必要な措置を講ずる。
- (2) 充電式携帯無線機については、完全充電を行い、その他の携帯無線機の乾電池を確保する。

3 公共施設等

【東海地震注意情報発表時】

(1) 港湾及び漁港施設等

次の施設について、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、準備的措置を実施する。また、特定の者のみが利用する施設であって、地震防災応急対策の実施に相当の時間を要する場合は、必要に応じて東海地震注意情報発表の段階から、当該地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

① 防潮施設等

津波の危険がある地域においては、必要に応じて水門、陸閘、樋門等の点検や閉鎖準備のための配備を行うとともに、住民や利用者等の避難、施設利用者等に支障を来さない範囲において、閉鎖等の措置を講ずる。

② 岸壁等

耐震強化岸壁等緊急輸送に必要な岸壁については、警戒宣言発令と同時に一般使用を禁止できるよう、必要に応じて、利用者に対して段階的又は部分的に使用範囲の縮小や中止・制限を要請することができる。

(2) 河川及び海岸保全施設

津波の危険がある地域においては、必要に応じて水門、陸閘、樋門等の点検や閉鎖準備のための配備を行うとともに、住民や利用者等の避難、施設利用者等に支障を来さない範囲において、閉鎖等の措置を講ずる。

(3) 道路

道路利用者に対して、パトロールカー等により、東海地震注意情報の発表を周知する。

また、道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整えるとともに、警戒宣言発令後の速やかな交通規制の協力などの地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。

(4) 砂防、地すべり、急傾斜地、治山等

土砂災害に関する情報収集・伝達のための配備体制、県・市・住民間の連絡体制の確認等の準備的措置を講ずる。

(5) 工事中の公共施設、建築物、その他

警戒宣言発令と同時に工事を中止し、保安措置を講ずることができるよう準備的措置を実施する。また、必要に応じて工事を中断するとともに、立入禁止措置、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。

(6) 市庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎

市庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。

【警戒宣言発令時】

(1) 港湾及び漁港施設等

次の施設について、点検及び応急措置を講ずる。ただし、特定の者のみが利用する施設等については、利用者に必要な措置を要請するものとする。

① 防潮施設等

津波の危険のある地域においては、水門、陸閘、樋門等の閉鎖操作を行う。

また、水防資機材の点検、配備を行う。

② 岸壁等

耐震強化岸壁等緊急輸送に必要な岸壁について、警戒宣言発令とともに一般使用を禁止する。

(2) 河川及び海岸保全施設

津波の危険のある地域においては、水門、陸閘、樋門等の閉鎖操作を行う。

(3) 道路

① 車両の走行自粛の呼びかけ及び東海地震予知情報等の広報を、道路情報表示装置等により道路利用者に対し行う。

② 緊急交通路及び幹線避難路において、県公安委員会が実施する交通規制に協力する。

③ 災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。

④ 地震発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。

⑤ 幹線避難路における障害物除去に努める。

(4) 砂防、地すべり、急傾斜地、治山等

土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための県・市・住民間の連絡体制を整える。

(5) 工事中の公共建物、建築物、その他

工事を中止し、必要に応じ立入禁止、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。

(6) 市庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎

市庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急備蓄等の措置を行う。

4 コンピュータ

コンピュータシステムについては、警戒宣言発令時に概ね次の措置を実施するため、東海地震注意情報発表時から準備をすすめるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に実施する。

(1) 機器の固定を確認する。

(2) 重要なデータから順次安全な場所に保管する。

(3) 警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータシステムを除いて、運用を停止する。

第 15 節 防災関係機関の講ずる生活及び安全確保の措置

1 計画の目的

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、市民生活に密着な関係のある防災関係機関が市民の生活と安全を確保するための措置を示す。

東海地震注意情報が発表された時は、市民生活確保のため、平常の業務や営業できる限り継続することを原則としつつ、市民の生命の安全確保のため、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、必要な地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

なお、これらの応急対策の実施に当たっては、できる限り、住民等の日常の社会生活や経済活動を継続・維持できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

2 防災関係機関の計画

【東海地震注意情報発表時】

(1) 水道（市）

飲料水の供給を継続するとともに、警戒宣言発令に備え、緊急貯水を行うよう広報する。

(2) 電力（東京電力パワーグリッド株式会社静岡総支社）

電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。

(3) ガス（静岡ガス株式会社）

ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。

(4) 通信（西日本電信電話株式会社・株式会社NTTドコモ東海支社）

① あらかじめ指定された防災関係機関の重要通信を優先して接続する。このため必要に応じ、一般通話を制限するが、この場合においても、西日本電信電話株式会社の緑色、及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。また、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害用音声お届けの開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。

② 地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資機材、要員を準備する。

(5) 放送

東海地震注意情報の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、地方公共団体の要請に応じて、東海地震注意情報発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住民等の取るべき行動等について放送を実施する。また、警戒宣言発令時の臨時ニュース、特別番組の編成等のための必要な準備的措置を実施する。

(6) 市中金融

金融機関、保険会社及び証券会社については、平常どおり営業・業務を継続するとともに、東海地震注意情報の発表を顧客等に周知する。また、警戒宣言発令時の営業の停止の周知、稼働する現金自動預払機の準備等の地震防災応急対策の準備的措置を実施する。

(7) 鉄道（東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社）

① 列車の運転規制等

ア 旅客列車については、運行を継続する。但し、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。

イ 貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。

② 旅客等に対する対応

東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。

(8) バス

① 平常どおり運行を継続し、乗客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後のバスの運転規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

② 帰宅困難者の発生に備え、必要に応じ、臨時バスの増発等を検討し輸送力の確保を図る。

- ③ 警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客の避難方法、必要な資機材の確認などの準備的措置を実施する。

(9) 道路

- ① 平常どおり円滑な交通を確保し、運転者等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。
- ② 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、防災関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

(10) 旅客船

- ① 平常どおり運航を継続するものとするが、必要に応じて新たな運行を中止することができる。乗客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。
- ② 警戒宣言発令後の運行中止等の地震防災応急対策の内容についても周知する。
- ③ 警戒宣言発令時の運航中止等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、乗客の避難方法、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

(11) 病院・診療所

- ① 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き外来患者の受入れは原則として制限する。なお、外来患者受入れを制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講ずる。
- ② 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。
- ③ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施することができる。
- ④ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施することができる。

(12) 百貨店・スーパー等

- ① 百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して東海地震注意情報の発表を周知する。また、警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。
- ② 営業の継続に当たっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。

【警戒宣言発令時】

(1) 水道（市）

- ① 飲料水の供給は継続する。
- ② 地震の発生に備え、緊急貯水を行うよう広報するとともに、応急給水の準備をする。

(2) 電力（東京電力パワーグリッド株式会社静岡総支社）

- ① 電力の供給は継続する。
- ② 地震の発生に対する備え、需要家のとるべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等

の災害予防措置、資機材の確保等の措置を行う。

(3) ガス（静岡ガス株式会社）

- ① ガスの供給は、ガス使用者が支障をきたさない範囲において、ガス圧力を減じ、供給を継続する。
- ② 重要施設の点検、要員の配備、緊急供給制限の準備等防災措置を講ずる。

(4) 通信（西日本電信電話株式会社・株式会社NTTドコモ東海支社）

- ① あらかじめ指定された防災関係機関の重要通信を優先して接続する。このため必要に応じ、一般通話を制限するが、この場合においても、西日本電信電話株式会社の緑色、及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。また、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害用音声お届けの開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。
- ② 地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資機材、要員を準備する。

(5) 放送

臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し社会的混乱の防止を目的として、東海地震予知情報等の正確、迅速な伝達に努める。また、地方公共団体等の要請に応じて、的確な防災対策が講ぜられるよう地震防災活動の実施状況、防災措置の状況等有効適切な放送を行う。

(6) 市中金融

① 金融機関の営業

ア 営業時間中に警戒宣言が発令された場合は、次による。

- (ア) 正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、営業所等の窓口においては普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻し業務を除く全ての業務の営業を停止する。
- (イ) 営業所等の窓口における普通預金の払戻しの業務については、顧客および従業員の安全に十分に配慮しながら、店内顧客への処理を終了させるまでの間、営業の継続に努める。
- (ウ) 現金自動預払機（以下「ATM」という。）については、顧客及び従業員の安全に十分に配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続に努める。
- (エ) 「避難対象地区」内に所在する店舗は、普通預金の払戻しを含むすべての業務の営業を直ちに停止することとする。また、窓口及びATMでの普通預金の払戻し業務についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。

イ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、次による。

- (ア) 営業所等の窓口における営業の開始又は再開は行わない。
- (イ) ATMについては、顧客及び従業員の安全に十分に配慮した上で、予め定めた店舗において営業の継続等に努める。
- (ウ) ATMの稼動についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。

ウ 営業停止等を取引者に周知徹底するため、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。

エ 手形交換所は、警戒宣言が発せられた場合は、手形交換の停止あるいは休止、不渡処分猶予等の措置を適宜講ずる。

オ 警戒宣言が解除された場合は、金融機関が営業することのできる状況が整い次第速やかに平常の営業を再開するものとする。

② 保険会社及び証券会社の営業

ア 営業期間中に警戒宣言が発せられた場合は、営業所等における業務を停止する。

イ 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、各会社において、営業停止等を行う営業店舗等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨をインターネットのホームページに掲載する。

ウ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、営業の開始又は再開は行わない。

エ 警戒宣言が解除された場合は、速やかに平常の営業を再開する。

(7) 鉄道（東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社）

① 列車の運転規制等

ア 新幹線

(ア) 想定震度が6弱以上の地域への進入を禁止する。

(イ) 想定震度が6弱以上の地域内を運行中の列車は、最寄りの駅まで安全な速度で運転して停車する。

(ウ) 想定震度が6弱未満の地域において、名古屋・新大阪駅間については運行を継続する。この場合、強化地域内については、安全な速度で運転する。

イ 在来線

(ア) 強化地域への進入を禁止する。

(イ) 強化地域内を運行中の列車は最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。

(ウ) 強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。

② 旅客等に対する対応

ア 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。

イ 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関係地方自治体の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。

(8) バス

① バスには、営業所・出張所等から警戒宣言や東海地震予知情報が伝達される。また、同報無線等によって警戒宣言の発令を覚知する。

② 警戒宣言が発令されたときは、会社が定める場所又は、安全な場所に停車し、必要により乗客を避難させる。

(9) 道路

① 市内への一般車両の流入は、極力抑制する。このため、交通規制を行う。

② 市内から市外への一般車両の流出は、交通混乱が生じない限り原則として制限しない。

③ 市内での一般車両の走行は、極力抑制するよう交通整理・指導を行うほか、緊急輸送路・避難路を確保するため、交通要所において必要により交通規制を行う。

④ 高速道路では、一般車両の市内への流入を制限し、市内のインターチェンジからの流入を制限する。

⑤ 走行車両は低速走行する。

(10) 旅客船

① 東海地震予知情報等は、無線等で連絡する。また、乗客には、テレビ・ラジオで直接情報を伝えるよう努める。

- ② 航行中の旅客船は、安全な海域に避難又は、津波の危険がなく入港を制限しない港に入港する。
- ③ 航行中の旅客船であっても、河川又は湖沼に就航するもの及び夜間航行を禁止されているものにあつては、速やかに最寄りの港に着棧し乗客を下船させ必要に応じ乗客を避難誘導する。警戒宣言発令中は運航しない。
- ④ 着棧中の旅客船は、直ちに乗客を下船させ、必要に応じ乗客を避難誘導する。警戒宣言発令中は運航しない。
- ⑤ 海上避難する旅客船は、数日分の食料、水を準備する。

(11) 病院・診療所

- ① 救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。
- ② 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族への引渡しを実施する。
- ③ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。

(12) 百貨店・スーパー等

- ① 百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であつて、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。
- ② 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。
- ③ 営業を継続する場合にあつては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

第 16 節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策

1 計画の目的

大規模地震対策特別措置法第 7 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる施設又は事業は政令で定めるものを管理し、又は運営する者は、当該施設の利用者、顧客、従業員等の安全確保、周辺地域への被害拡大防止等を図るため、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において実施する応急対策を地震防災応急計画において定めるものとし、当該計画策定に当たっては次に掲げる事項に留意する。

2 計画の内容

<各施設・事業所に共通の事項>

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

【東海地震注意情報発表時】

東海地震注意情報が発表された場合は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、建物の耐震性等の安全性に応じ、また、帰宅困難者等の

発生を抑制するため、必要に応じて、施設利用者、顧客、従業員等の安全確保に必要な施設の使用制限、営業の中止、帰宅要請、避難誘導措置等の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。地震防災応急計画に定める必要のある準備的措置及び応急対策の主な内容は次のとおりとする。

- (1) 東海地震注意情報発表時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項
- (2) 警戒宣言の発令に備えて実施する準備的措置に関する事項

- ① 東海地震注意情報発表時の応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制の確保に関する事項
- ② 情報収集・伝達手段の確保に関する事項
- ③ 施設内外の消防施設の確認等の消防及び水防に関する事項
- ④ 施設内外の設備・機器等の転倒・落下防止等の安全措置に関する事項
- ⑤ 避難誘導の方法、近隣避難地・避難路等の確認等の避難誘導に関する事項
- ⑥ 警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手順等の確認
- ⑦ その他各施設や地域の実情に応じた必要な応急措置に関する事項

- (3) 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること

- ① 東海地震注意情報の内容と意味等
- ② 当該施設における東海地震注意情報発表時の応急対策の内容
- ③ 冷静な対応の実施
- ④ 公共交通機関の運行状況、道路交通等の情報
- ⑤ 当該施設における警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
- ⑥ 警戒宣言発令後の公共交通機関の運転中止、道路交通規制等の措置内容
- ⑦ その他施設利用者、顧客、従業員等の安全確保、混乱防止に必要な情報

- (4) 避難対象地域内にある施設の準備的措置

避難対象地域内にある施設において、警戒宣言発令と同時に迅速・円滑な避難対策を実施できるよう、必要に応じて段階的又は部分的に施設の利用や営業等を制限するなどの準備的措置を講ずることができる。

【警戒宣言発令時】

警戒宣言が発令された場合は、原則として施設の利用、営業等を中止し、地震防災応急計画に定める地震防災応急対策を実施する。ただし、建物の耐震性等の安全性が確保されている施設においては、施設管理者の判断により、当該施設の利用、営業等を継続することができる。地震防災応急計画に定める必要がある主な地震防災応急対策の内容は次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言発令時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項

- (2) 地震防災応急対策を実施する組織の確立に関する事項

- ① 地震防災応急対策の実施に必要な防災要員の参集人員及び組織体制
- ② 防災要員の参集連絡方法、参集手段等

- (3) 地震発生に備えて実施する地震防災応急対策に関する事項

- ① 利用者、顧客、従業員等の避難誘導に関する事項
- ② 情報収集・伝達手段の確保
- ③ 救急医薬品の準備、負傷者等の移送方法等の応急救護に関する事項
- ④ 施設内の出火防止措置、施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項
- ⑤ 設備、機器等の点検、転倒・落下防止措置に関する事項
- ⑥ 備蓄物資や非常持出品の確認、緊急貯水の実施、非常用発電装置の確認等の地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事項

- ⑦ 警戒宣言時の公共交通機関の運行停止や道路交通規制に伴う利用者・顧客・従業員等の帰宅対策に関する事項
 - ⑧ 商品、製品等の輸送中や営業中の車両等の措置に関する事項
 - ⑨ その他各施設や地域の実情に応じた必要な地震防災応急対策に関する事項
- (4) 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること
- ① 警戒宣言発令、東海地震予知情報の内容と意味等
 - ② 当該施設における地震防災応急対策の内容
 - ③ 公共交通機関の運行状況、道路交通規制等の情報
 - ④ その他利用者、従業員等の安全を確保するために必要な情報

(5) 避難対象地域内の施設の避難対策

避難対象地域に所在する施設においては、あらかじめ市と協議して定めた避難地等への避難誘導措置を速やかに実施し、施設の利用、営業等を中止する。

<各施設・事業所の計画において定める個別事項>

各施設の特異性・公益性に応じて、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

(1) 病院・診療所

【東海地震注意情報発表時】

第15節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置【東海地震注意情報発表時】(1)病院・診療所に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第15節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置【警戒宣言発令時】(1)病院・診療所に準ずる。

(2) 百貨店・スーパー等

【東海地震注意情報発表時】

- ① 警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあっては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。
- ② 警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあっては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じない措置を講ずる。
- ③ 県や市との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあっては、協定先との連絡体制の確保、協定内容の確認、必要に応じて在庫量の確認等の準備的措置を講ずる。
- ④ 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。

【警戒宣言発令時】

- ① 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品等の供給により市民生活を維持するため、各店舗の判断により営業を継続することができる。また、営業の継続に当たっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。
- ② 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員の避難対策を実施する。
- ③ 県や市との間で、緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあっては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品等の確保に努める。
- ④ 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生

じないように努める。

- (3) 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱を行う施設

(大規模地震対策特別措置法第7条第1項第2号に掲げる施設又は事業所)

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時に実施する応急保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。

なお、応急的保安措置の実施に相当の時間を要する場合には、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。

【警戒宣言発令時】

火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急保安措置を実施する。

- (4) 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業

(大規模地震対策特別措置法第7条第1項第3号に掲げる事業所)

【東海地震注意情報発表時】

第15節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置【東海地震注意情報発表時】(7)鉄道 (8)バス (10)旅客船に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第15節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置【警戒宣言発令時】(7)鉄道 (8)バス (10)旅客船に準ずる。

- (5) 学校・幼稚園・保育所・認定こども園

県教育委員会は、公立の学校等に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル(災害安全)」等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災応急対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。また、県は保育所、私立の学校等に対して、この指針に準じた対策を実施するよう指導する。

学校等は、地域の特性や学校等の実態を踏まえ、学校等の設置者や家族等と協議、連携して、生徒等の安全確保のために必要な計画を策定し、対策を実施する。この計画策定や対策の実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮するものとする。

生徒等の安全確保のために必要な対策としては、概ね次の措置を講ずることとするが、生徒等の帰宅や家族等への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園(所)の方法・時間・距離・経路等を考慮し、保護者等と十分に協議して定めるものとする。

【東海地震注意情報発表時】

生徒等が在校・在園(所)中の場合、各学校等は次の措置を講ずる。

- ① 避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、生徒等の避難誘導及び帰宅又は家族等への引渡しを実施する。
- ② 避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学・通園(所)者が多いなど、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは生徒等の安全確保が困難なことが予想される場合は、帰宅又は家族等への引渡しを実施する。

また、このほかの場合においても、授業や保育等を中止するなど、生徒等の安全確保のために必要な対策の準備を開始する。

- ③ 家族等への引き渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。

【警戒宣言発令時】

生徒等が在校中の場合、各学校等は、授業や保育等を中止し、原則として安全が確認(警戒宣言の解除等)されるまで学校への待機又は帰宅や家族等への引渡し等の、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。

家族等への引き渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。

(6) 社会福祉施設

【東海地震注意情報発表時】

① 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、設備等の転倒・落下防止措置等の必要な安全措置を講じた上で、入所者については入所を継続し、通所者については家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置を講ずる。

② 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。

ア 家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置

イ 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送のための連絡体制や移送方法・手段の確認などの準備的措置

【警戒宣言発令時】

① 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、入所者については入所を継続し、通所者については家族等への引渡しを実施する。

② 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。

ア 家族等への引渡し

イ 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送

(7) 放送事業

【東海地震注意情報発表時】

第15節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置【東海地震注意情報発表時】(5)放送に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第15節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置【警戒宣言発令時】(5)放送に準ずる。

(8) その他の施設又は事業

① 水道事業

【東海地震注意情報発表時】

第15節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置【東海地震注意情報発表時】(1)水道に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第15節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置【警戒宣言発令時】(1)水道に準ずる。

② 電気事業

【東海地震注意情報発表時】

第15節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置【東海地震注意情報発表時】(2)電気に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第 15 節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置【警戒宣言発令時】(2)電気に準ずる。

③ ガス事業

【東海地震注意情報発表時】

第 15 節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置【東海地震注意情報発表時】(3)ガスに準ずる。

【警戒宣言発令時】

第 15 節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置【警戒宣言発令時】(3)ガスに準ずる。

④ 道路

【東海地震注意情報発表時】

第 15 節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置【東海地震注意情報発表時】(9)道路に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第 15 節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置【警戒宣言発令時】(9)道路に準ずる。

⑤ 従業員 1,000 人以上の工場

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時の応急保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。

なお、従業員の通勤手段・時間等を勘案し、必要に応じて帰宅等の措置を段階的又は部分的に実施する。

【警戒宣言発令時】

防災要員を除く従業員の工場等から退避、帰宅等の安全保安措置を実施する。

第 17 節 市が管理又は運営する施設等の地震防災応急計画

1 計画の目的

市が管理し、又は運営する施設又は事業所の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急計画の概要を示す。

市が管理する施設等の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急計画については、それぞれ施設の管理者が定めるものとする。

2 応急計画の内容

【東海地震注意情報発表時】

(1) 各施設が共通して定める事項

- ① 東海地震注意情報、応急対策の内容等を施設利用者への伝達
- ② 東海地震注意情報発表時の応急対策を実施する体制の確立
- ③ 施設利用者等の混乱防止のための広報、必要に応じて避難誘導等の安全確保措置
- ④ 施設設備の点検及び安全措置の準備、備蓄物資・資機材等の確認・点検

(2) 施設の特성에応じた主要な個別事項

病院、学校、社会福祉施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、第 16 節の規定に準ずる。

① 病院

東海地震注意情報発表時の診療体制

② 学校

ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等）

イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等

③ 社会福祉施設

入所者の移送又は家族等への引渡し方法

④ 水道用水供給施設及び工業用水道施設

警戒宣言発令に備えた溢水等による災害予防措置の準備

【警戒宣言発令時】

(1) 各施設が共通して定める事項

① 東海地震予知情報等の施設利用者等への伝達

② 地震防災応急対策を実施する組織の確立

③ 避難誘導等利用者等の安全確保措置

④ 消防、水防等の事前措置

⑤ 応急救護

⑥ 施設及び設備の整備及び点検

⑦ 防災訓練及び教育広報

(2) 施設の特性に応じた主要な個別事項

病院、学校、社会福祉施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、第16節の規定に準ずる。

① 病院

警戒宣言発令時の診療体制

② 学校

ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等）

イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入れ方法等

③ 社会福祉施設

入所者の移送又は家族等への引渡し方法

④ 水道用水供給施設及び工業用水道施設

溢水等による災害予防措置
溢水等による災害予防措置